

令和 4 年 12 月 6 日提出

半田市議会定例会議案



令和4年第10回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件名	ページ
報告22	専決処分の報告について（公用車の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	5
報告23	専決処分の報告について（放火による公園施設損壊の和解及び損害賠償請求の額の決定）	7
74	令和4年度半田市一般会計補正予算第8号	9
75	令和4年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第1号	75
76	令和4年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第1号	91
77	令和4年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号	107
78	令和4年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第2号	117
79	令和4年度半田市立半田病院事業会計補正予算第3号	137
80	令和4年度半田市水道事業会計補正予算第2号	161
81	令和4年度半田市下水道事業会計補正予算第2号	181
82	半田市個人情報保護条例を廃止する等の条例について	209
83	半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	211
84	半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	243
85	半田市特別職員の給与に関する条例の一部改正について	245
86	半田市職員の給与に関する条例の一部改正について	247
87	半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	287
88	半田市手数料条例の一部改正について	307
89	半田市営住宅条例の一部改正について	315
90	半田市下水道条例の一部改正について	319
91	乙川中学校改築校舎解体工事請負契約の締結について	321

9 2	半田乙川中部土地区画整理事業に伴う乙川浜田ご線橋新設工事に関する変更協定の締結について	3 2 7
9 3	半田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	3 3 1
9 4	半田市監査委員の選任について	3 3 5
諮問 1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3 3 9

## 報告第 2 2 号

専決処分<sup>1</sup>の報告について（公用車の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）  
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次の  
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

### 専決処分書

令和 4 年 1 0 月 1 5 日半田市十一号地（西埠頭 1 号本線）で発生した、公用車の事  
故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7  
号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 1 月 1 7 日専決

半田市長 久 世 孝 宏

### 和解及び損害賠償の額の決定について

#### 1 和解の内容

本件物損事故の責任割合において、当事者である半田市と相手方が所有するそれぞ  
れの自動車について、半田市は 1 割、相手方は 9 割の損害額を負担し、損害賠償の責  
めを負うものとする。

#### 2 損害賠償の額

金 5 4, 7 5 2 円

#### 3 損害賠償の相手方

半田市十一号地 1 8 番 1 7

愛知海運株式会社



## 報告第 2 3 号

専決処分の報告について（放火による公園施設損壊の和解及び損害賠償請求の額の決定）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 号第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

半田市長 久世 孝宏

### 専決処分書

令和 4 年 5 月 2 0 日半田市桐ヶ丘三丁目 8 番地、桐ヶ丘公園で発生した公園施設損壊における和解及び損害賠償請求の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 1 月 1 7 日専決

半田市長 久世 孝宏

和解及び損害賠償請求の額の決定について

#### 1 和解の内容

損害賠償請求の相手方は連帯して、半田市に対し、公園施設の修繕費の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

#### 2 損害賠償請求の額

金 2 1 0 , 0 7 2 円

#### 3 損害賠償請求の相手方

半田市在住の 3 名の未成年者のそれぞれの法定代理人





議案第74号

令和4年度半田市一般会計補正予算第8号

令和4年度半田市の一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,291千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,265,388千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		8,143,784	△130,301	8,013,483
	2 国庫補助金	3,110,821	△130,301	2,980,520
16 県支出金		3,174,276	148,760	3,323,036
	2 県補助金	1,269,665	148,760	1,418,425
18 寄附金		46,910	12,892	59,802
	1 寄附金	46,910	12,892	59,802
19 繰入金		821,525	500	822,025
	1 基金繰入金	821,525	500	822,025
20 繰越金		1,133,968	2,221	1,136,189
	1 繰越金	1,133,968	2,221	1,136,189
21 諸収入		1,642,006	1,219	1,643,225
	6 雑入	1,236,919	1,219	1,238,138
歳 入 合 計		46,230,097	35,291	46,265,388

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		285,075	△473	284,602
	1 議会費	285,075	△473	284,602
2 総務費		4,382,377	325,232	4,707,609
	1 総務管理費	3,636,390	354,284	3,990,674
	2 徴税費	382,184	△19,643	362,541
	3 戸籍住民基本台帳費	258,813	△9,679	249,134
	4 選挙費	75,616	480	76,096
	6 監査委員費	27,273	△210	27,063
3 民生費		17,480,733	△122,682	17,358,051
	1 社会福祉費	7,918,095	8,733	7,926,828
	2 児童福祉費	8,101,963	△135,832	7,966,131
	3 生活保護費	1,460,400	4,417	1,464,817
4 衛生費		4,901,067	11,567	4,912,634
	1 保健衛生費	3,487,794	△11,515	3,476,279
	2 清掃費	1,413,273	23,082	1,436,355
5 農林水産業費		618,387	△20,378	598,009
	1 農業費	618,387	△20,378	598,009
6 商工費		1,234,266	△3,421	1,230,845
	1 商工費	1,234,266	△3,421	1,230,845

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		千円 6,510,320	千円 △229,409	千円 6,280,911
	1 土木管理費	122,747	△4,477	118,270
	2 道路橋梁費	891,104	4,092	895,196
	3 河川費	93,836	3,823	97,659
	5 都市計画費	5,027,917	△226,484	4,801,433
	6 住宅費	361,143	△6,363	354,780
8 消防費		1,361,370	412	1,361,782
	1 消防費	1,361,370	412	1,361,782
9 教育費		7,854,686	74,443	7,929,129
	1 教育総務費	628,194	5,841	634,035
	2 小学校費	688,348	23,986	712,334
	3 中学校費	3,318,603	14,282	3,332,885
	4 幼稚園費	492,845	△23,366	469,479
	5 社会教育費	1,240,356	22,157	1,262,513
	6 保健体育費	1,486,340	31,543	1,517,883
歳 出 合 計		46,230,097	35,291	46,265,388



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	8,143,784	△130,301	8,013,483
16 県支出金	3,174,276	148,760	3,323,036
18 寄附金	46,910	12,892	59,802
19 繰入金	821,525	500	822,025
20 繰越金	1,133,968	2,221	1,136,189
21 諸収入	1,642,006	1,219	1,643,225
歳入合計	46,230,097	35,291	46,265,388

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	285,075	△473	284,602
2 総務費	4,382,377	325,232	4,707,609
3 民生費	17,480,733	△122,682	17,358,051
4 衛生費	4,901,067	11,567	4,912,634
5 農林水産業費	618,387	△20,378	598,009
6 商工費	1,234,266	△3,421	1,230,845
7 土木費	6,510,320	△229,409	6,280,911
8 消防費	1,361,370	412	1,361,782
9 教育費	7,854,686	74,443	7,929,129
歳出合計	46,230,097	35,291	46,265,388

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他
千円	千円	千円	千円
	0	0	0
	0	0	11,964
	18,459	0	1,135
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	699
	0	0	0
	0	0	813
	18,459	0	14,611

## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 1,376,464	千円 △130,301	千円 1,246,163
計	3,110,821	△130,301	2,980,520

### 1 6 款 県支出金 2 項 県補助金

2 民生費県補助金	675,327	148,760	824,087
計	1,269,665	148,760	1,418,425

### 1 8 款 寄附金 1 項 寄附金

1 総務費寄附金	19,825	11,461	31,286
2 教育費寄附金	16,090	313	16,403



節		説明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	4,528	56 生活困窮者自立支援金支給事業費補助金 57 生活困窮者自立支援金支給事務費補助金	4,513 15
2 児童福祉費補助金	△137,156	02 保育対策総合支援事業費補助金 20 保育所等整備交付金	173 △137,329
4 生活保護費補助金	2,327	51 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	2,327

3 児童福祉費補助金	148,760	25 障害福祉サービス確保対策事業費補助金 79 愛知県子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 80 愛知県子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	270 140,370 8,120

1 総務管理費寄附金	11,461	02 社会福祉基金寄附金 03 環境保全基金寄附金 05 半田赤レンガ建物基金寄附金 06 国際交流基金寄附金 08 中心市街地活性化基金寄附金 10 農業振興基金寄附金 14 緑化基金寄附金 15 新美南吉文学顕彰基金寄附金 16 観光振興基金寄附金 20 文化財保存継承基金寄附金 21 コミュニティ環境整備助成事業費寄附金	6,301 683 326 35 1,000 300 345 362 1,468 141 500
3 小学校費寄附金	313	01 小学校教育振興費寄附金	313

15款 国庫支出金      16款 県支出金      18款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費寄附金	千円 2,150	千円 618	千円 2,768
4 土木費寄附金	8,783	500	9,283
計	46,910	12,892	59,802

19 款 繰入金  
1 項 基金繰入金

11 教育基金繰入金	4,225	500	4,725
計	821,525	500	822,025

20 款 繰越金  
1 項 繰越金

1 繰越金	1,133,968	2,221	1,136,189
計	1,133,968	2,221	1,136,189

21 款 諸収入  
6 項 雑入

1 雑入	1,236,919	1,219	1,238,138
計	1,236,919	1,219	1,238,138

節		説明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費寄附金	千円 618	02 児童福祉費寄附金	千円 618
3 都市計画費寄附金	500	02 公園管理費寄附金	500

1 教育基金繰入金	500	03 学校教育指導事業充当	500

1 繰越金	2,221	01 前年度繰越金	2,221

1 総務費雑入	503	85 庁舎レストラン等光熱水費収入	503
2 民生費雑入	517	66 放課後児童クラブ施設光熱水費等実費収入	517
6 土木費雑入	199	13 知多建設協議会負担金	199

18款 寄附金    19款 繰入金    20款 繰越金    21款 諸収入

### 3 歳 出

#### 1 款 議会費 1 項 議会費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 県 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 議会費	285,075	△473	284,602				△473
計	285,075	△473	284,602	0	0	0	△473

#### 2 款 総務費 1 項 総務管理費

1 一般管理費	1,232,677	102,104	1,334,781			諸収入 503	101,601
---------	-----------	---------	-----------	--	--	------------	---------

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	千円 △4,792	<b>01 職員給等 (29人)</b> <b>01 職員給等</b> 02 給料 職員給 03 職員手当等 地域手当 住居手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 休日勤務手当 04 共済費 都市共済負担金 (長期) 都市共済負担金 (短期) <b>70 議員報酬等</b> 01 報酬 議員報酬 (22人) 03 職員手当等 議員期末手当	千円 △473
2 給料	2,306		4,910
3 職員手当等	1,361		2,306
4 共済費	652		1,952
			139
			162
			354
			441
			849
			7
			652
			499
			153
			<b>△5,383</b>
		△4,792	
		△4,792	
		△591	
		△591	

1 報酬	7,406	<b>01 職員給等 (73人)</b> <b>01 職員給等</b> 01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬 02 給料 職員給 03 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 退職手当 児童手当 休日勤務手当 04 共済費 都市共済負担金 (長期) 都市共済負担金 (短期) 都市共済負担金 (追加費用) 都市共済負担金 (事務費) 都市共済負担金 (特定健康診査及び特定保健指導) 厚生年金保険料負担金	83,069
2 給料	△13,196		83,069
3 職員手当等	104,375		7,406
4 共済費	△15,848		7,306
			100
8 旅費	332		△13,196
			△13,196
			104,375
			△7
			982
			△726
			504
			△183
			2,738
			△2,821
			275
			△1,154
			109,177
			△4,549
			139
		△15,848	
		△2,647	
		△1,252	
△8,359			
△398			
△53			
92			

1 款 議会費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 財産管理費	173,927	12,600	186,527			寄附金 10,961	1,639
9 交通安全対策費	88,185	4,942	93,127				4,942
10 防犯活動費	36,449	3,915	40,364				3,915

節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
		全国健康保険協会負担金	86
		公務災害補償基金負担金	△234
		雇用保険料	△3,083
		08 旅費	332
		通勤に係る費用弁償	332
		<b>20 行政一般管理事務費</b>	<b>19,035</b>
		<b>01 行政一般管理事務</b>	<b>19,035</b>
		10 需用費	19,035
		光熱水費	19,035
14 工事請負費	1,639	<b>10 庁舎管理費</b>	<b>1,639</b>
		<b>01 庁舎管理</b>	<b>1,639</b>
		14 工事請負費	1,639
		設備施設工事	1,639
24 積立金	10,961	<b>20 基金積立金</b>	<b>10,961</b>
		<b>01 基金積立金</b>	<b>10,961</b>
		24 積立金	10,961
		国際交流基金積立金	35
		中心市街地活性化基金積立金	1,000
		農業振興基金積立金	300
		観光振興基金積立金	1,468
		半田赤レンガ建物基金積立金	326
		環境保全基金積立金	683
		社会福祉基金積立金	6,301
		緑化基金積立金	345
		新美南吉文学顕彰基金積立金	362
		文化財保存継承基金積立金	141
1 報酬	27	<b>01 職員給等（1人）</b>	<b>223</b>
		<b>01 職員給等</b>	<b>223</b>
2 給料	11	01 報酬	27
		会計年度任用職員報酬	27
3 職員手当等	161	02 給料	11
		職員給	11
4 共済費	2	03 職員手当等	161
		超過勤務手当	177
8 旅費	22	期末手当	2
		勤勉手当	28
10 需用費	4,719	会計年度任用職員期末手当	△46
		04 共済費	2
		都市共済負担金（長期）	4
		都市共済負担金（短期）	△2
		08 旅費	22
		通勤に係る費用弁償	22
		<b>02 交通安全対策費</b>	<b>4,600</b>
		<b>01 交通安全施設等整備事業</b>	<b>4,600</b>
		10 需用費	4,600
		光熱水費	4,600
		<b>03 放置自転車等対策事業費</b>	<b>119</b>
		<b>01 放置自転車等対策事業</b>	<b>119</b>
		10 需用費	119
		光熱水費	119
10 需用費	3,915	<b>02 防犯活動費</b>	<b>3,915</b>
		<b>50 防犯灯整備事業</b>	<b>3,915</b>

2款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
12 諸費	932,298	230,723	1,163,021			寄附金 500	230,223
計	3,636,390	354,284	3,990,674	0	0	11,964	342,320

2 項 徴税費

1 税務総務費	283,968	△19,643	264,325				△19,643
計	382,184	△19,643	362,541	0	0	0	△19,643

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	258,813	△9,679	249,134				△9,679
-------------	---------	--------	---------	--	--	--	--------



節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
		10 需用費 光熱水費	3,915 3,915
18 負担金、補助 及び交付金	500	15 コミュニティ環境整備助成事業費	500
		50 コミュニティ環境整備助成事業	500
		18 負担金、補助及び交付金	500
22 償還金、利子 及び割引料	230,223	コミュニティ環境整備助成金	500
		30 還付金、返還金及び加算金、利息	230,223
		50 過誤納市税還付金及び加算金	230,223
		22 償還金、利子及び割引料	230,223
		過誤納市税還付及び加算金	230,223

1 報酬	△1,249	01 職員給等（43人）	△19,643
		01 職員給等	△19,643
2 給料	△6,797	01 報酬	△1,249
		会計年度任用職員報酬	△1,249
3 職員手当等	△8,233	02 給料	△6,797
		職員給	△6,797
4 共済費	△3,377	03 職員手当等	△8,233
		扶養手当	△293
8 旅費	13	地域手当	△374
		住居手当	△361
		通勤手当	△163
		超過勤務手当	△3,628
		期末手当	△2,334
		勤勉手当	△902
		会計年度任用職員期末手当	△192
		休日勤務手当	14
		04 共済費	△3,377
		都市共済負担金（長期）	△1,600
		都市共済負担金（短期）	△895
		厚生年金保険料負担金	△527
		全国健康保険協会負担金	△355
		08 旅費	13
		通勤に係る費用弁償	13

1 報酬	△26	01 職員給等（13人）	△9,679
		01 職員給等	△9,679
2 給料	△5,162	01 報酬	△26

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	258,813	△9,679	249,134	0	0	0	△9,679

4項 選挙費

1 選挙管理委員会費	15,486	480	15,966				480
計	75,616	480	76,096	0	0	0	480

6項 監査委員費

1 監査委員費	27,273	△210	27,063				△210
---------	--------	------	--------	--	--	--	------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	△2,736	会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬	△56 30
4 共済費	△1,789	02 給料	△5,162
		職員給	△5,162
8 旅費	34	03 職員手当等	△2,736
		扶養手当	106
		地域手当	△304
		住居手当	△60
		通勤手当	△77
		超過勤務手当	△670
		期末手当	△1,159
		勤勉手当	△542
		会計年度任用職員期末手当	△9
		休日勤務手当	△21
		04 共済費	△1,789
		都市共済負担金（長期）	△1,192
		都市共済負担金（短期）	△563
		厚生年金保険料負担金	△12
		全国健康保険協会負担金	△22
		08 旅費	34
		通勤に係る費用弁償	34

2 給料	105	01 職員給等（2人）	480
		01 職員給等	480
3 職員手当等	234	02 給料	105
		職員給	105
4 共済費	141	03 職員手当等	234
		地域手当	6
		超過勤務手当	125
		期末手当	22
		勤勉手当	81
		04 共済費	141
		都市共済負担金（長期）	114
		都市共済負担金（短期）	27

2 給料	21	01 職員給等（3人）	△210
		01 職員給等	△210
3 職員手当等	△225	02 給料	21
		職員給	21

2 款 総務費

6 項 監査委員費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	27,273	△210	27,063	0	0	0	△210

3 款 民生費  
1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	4,162,145	7,484	4,169,629	国庫支出金 4,528			2,956
2 老人福祉費	3,126,488	3,033	3,129,521				3,033

節		説 明	千円
区 分	金 額		
4 共済費	千円 △6	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 休日勤務手当 04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期）	千円 △225 △180 △9 △127 △34 113 12 △6 7 △13

1 報酬	△316	01 職員給等（29人）	2,956
2 給料	1,658	01 職員給等	2,956
3 職員手当等	1,161	01 報酬 会計年度任用職員報酬	△316 △316
4 共済費	187	02 給料 職員給	1,658 1,658
8 旅費	266	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当	1,161 822 212 △588
11 役務費	15	通勤手当 超過勤務手当	△120 △911
19 扶助費	4,513	期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 休日勤務手当	712 1,402 △379 11
		04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金 全国健康保険協会負担金	187 391 △31 △57 △116
		08 旅費 通勤に係る費用弁償	266 266
		17 生活困窮者自立支援金支給事業費	4,528
		01 生活困窮者自立支援金支給事業	4,513
		19 扶助費 生活困窮者自立支援金	4,513 4,513
		02 生活困窮者自立支援金支給事務	15
		11 役務費 口座振込手数料	15 15
27 繰出金	3,033	50 介護保険事業勘定繰出金	3,033
		51 その他一般会計繰出金	3,107
		27 繰出金 職員給与費等繰出金	3,107 3,107
		52 地域支援事業繰出金	△74

2款 総務費

3款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 国民年金事業費	19,369	△92	19,277				△92
4 福祉センター費	13,905	697	14,602				697
5 国民健康保険費	596,188	△2,389	593,799				△2,389
計	7,918,095	8,733	7,926,828	4,528	0	0	4,205

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		27 繰出金	△74
		介護予防・日常生活支援総合事業繰出金	△10
		包括的支援事業・任意事業繰出金	△64
1 報酬	△78	<b>01 職員給等（2人）</b>	<b>△92</b>
2 給料	165	<b>01 職員給等</b>	<b>△92</b>
3 職員手当等	30	01 報酬	△78
4 共済費	△108	会計年度任用職員報酬	△58
8 旅費	△101	超過勤務に係る報酬	△20
		02 給料	165
		職員給	165
		03 職員手当等	30
		地域手当	10
		超過勤務手当	△106
		期末手当	35
		勤勉手当	111
		会計年度任用職員期末手当	△20
		04 共済費	△108
		都市共済負担金（長期）	△10
		都市共済負担金（短期）	△38
		厚生年金保険料負担金	△18
		全国健康保険協会負担金	△42
		08 旅費	△101
		通勤に係る費用弁償	△101
10 需用費	697	<b>10 亀崎地域総合福祉センター管理運営費</b>	<b>697</b>
		<b>01 亀崎地域総合福祉センター運営事業</b>	<b>697</b>
		10 需用費	697
		光熱水費	697
1 報酬	2,915	<b>01 職員給等（12人）</b>	<b>△2,389</b>
2 給料	△3,222	<b>01 職員給等</b>	<b>△2,389</b>
3 職員手当等	△1,346	01 報酬	2,915
4 共済費	△814	会計年度任用職員報酬	2,915
8 旅費	78	02 給料	△3,222
		職員給	△3,222
		03 職員手当等	△1,346
		扶養手当	△58
		地域手当	△197
		住居手当	168
		通勤手当	△383
		超過勤務手当	△146
		期末手当	△928
		勤勉手当	△316
		会計年度任用職員期末手当	444
		休日勤務手当	70
		04 共済費	△814
		都市共済負担金（長期）	△786
		都市共済負担金（短期）	△362
		厚生年金保険料負担金	318
		全国健康保険協会負担金	16
		08 旅費	78
		通勤に係る費用弁償	78

3款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 児童福祉総務費	822,417	△104,624	717,793	国庫支出金 △137,329 県支出金 148,490			△115,785
2 児童福祉費	4,794,229	1,494	4,795,723			寄附金 618 諸収入 517	359



節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	△5,330	01 職員給等 (39人)	△11,287
2 給料	△2,263	01 職員給等	△11,287
3 職員手当等	△1,486	01 報酬	△5,641
4 共済費	△1,727	会計年度任用職員報酬	△5,641
8 旅費	△154	02 給料	△2,263
10 需用費	275	職員給	△2,263
11 役務費	2,098	03 職員手当等	△1,486
12 委託料	5,610	扶養手当	△156
18 負担金、補助及び交付金	△101,647	地域手当	△69
		住居手当	△48
		通勤手当	△325
		超過勤務手当	1,781
		期末手当	△1,330
		勤勉手当	215
		会計年度任用職員期末手当	△1,554
		04 共済費	△1,729
		都市共済負担金 (長期)	190
		都市共済負担金 (短期)	△302
		厚生年金保険料負担金	△894
		全国健康保険協会負担金	△723
		08 旅費	△168
		通勤に係る費用弁償	△168
		07 子育て世帯への特別給付金給付事業費	148,490
		01 愛知県子育て世帯臨時特別給付金給付事業	140,370
		18 負担金、補助及び交付金	140,370
		愛知県子育て世帯臨時特別給付金給付費	140,370
		02 愛知県子育て世帯臨時特別給付金給付事務	8,120
		01 報酬	311
		会計年度任用職員報酬	311
		04 共済費	2
		雇用保険料	2
		08 旅費	14
		通勤に係る費用弁償	14
		10 需用費	85
		消耗品費	37
		印刷製本費	48
		11 役務費	2,098
		通信運搬費	737
		口座振込手数料	1,140
		振込組戻手数料	221
		12 委託料	5,610
		電算処理システム改修委託料	5,610
		11 市立保育園民営化事業費	△242,017
		50 市立花園保育園民営化事業	△242,017
		18 負担金、補助及び交付金	△242,017
		民間保育所等整備費補助金	△242,017
		20 ふたば園管理運営費	190
		01 ふたば園管理運営事業	190
		10 需用費	190
		光熱水費	190
3 職員手当等	△38	01 職員給等 (5人)	△393
4 共済費	△355	01 職員給等	△393
		03 職員手当等	△38
		通勤手当	△15

3 款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 保育園費	2,135,436	△53,943	2,081,493	国庫支出金 173			△54,116
5 児童発達支援センター費	214,314	21,241	235,555	県支出金 270			20,971

節		説 明	千円
区 分	金 額		
10 需用費	1,269	期末手当	△74
17 備品購入費	618	勤勉手当	67
		会計年度任用職員期末手当	△16
		04 共済費	△355
		都市共済負担金（長期）	6
		都市共済負担金（短期）	△137
		厚生年金保険料負担金	△6
		全国健康保険協会負担金	△218
		<b>12 放課後児童健全育成事業費</b>	<b>517</b>
		02 放課後児童クラブ施設管理事業	517
		10 需用費	517
		光熱水費	517
		20 児童センター管理運営費	1,370
		01 児童センター管理運営事業	1,370
		10 需用費	752
		光熱水費	752
		17 備品購入費	618
		児童センター用備品	618
1 報酬	△17,726	01 職員給等（191人）	△92,252
2 給料	△33,056	01 職員給等	△92,252
3 職員手当等	△18,932	01 報酬	△17,726
4 共済費	△20,677	会計年度任用職員報酬	△17,726
8 旅費	△1,861	02 給料	△33,056
10 需用費	18,509	職員給	△33,056
14 工事請負費	19,800	03 職員手当等	△18,932
		扶養手当	△30
		地域手当	△1,880
		住居手当	1,409
		通勤手当	△1,148
		超過勤務手当	373
		期末手当	△7,730
		勤勉手当	△1,198
		会計年度任用職員期末手当	△8,728
		04 共済費	△20,677
		都市共済負担金（長期）	△6,648
		都市共済負担金（短期）	△6,114
		厚生年金保険料負担金	△3,567
		全国健康保険協会負担金	△4,348
		08 旅費	△1,861
		通勤に係る費用弁償	△1,861
		<b>02 市立保育園管理運営費</b>	<b>38,309</b>
		01 市立保育園管理運営事業	38,309
		10 需用費	18,509
		光熱水費	18,162
		医薬材料費（新型コロナ対策）	347
		14 工事請負費	19,800
		有協保育園屋上防水改修工事	19,800
1 報酬	3,984	01 職員給等（31人）	19,211
2 給料	6,453	01 職員給等	19,211
3 職員手当等	6,107	01 報酬	3,984
		会計年度任用職員報酬	3,984
		02 給料	6,453
		職員給	6,453

3 款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	8,101,963	△135,832	7,966,131	11,604	0	1,135	△148,571

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	97,290	4,417	101,707	国庫支出金 2,327			2,090
計	1,460,400	4,417	1,464,817	2,327	0	0	2,090

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
4 共済費	2,540	03 職員手当等	6,107
		扶養手当	1,218
8 旅費	127	地域手当	460
		住居手当	△273
10 需用費	2,030	通勤手当	113
		超過勤務手当	1,421
		期末手当	1,286
		勤勉手当	1,725
		会計年度任用職員期末手当	157
		04 共済費	2,540
		都市共済負担金（長期）	1,967
		都市共済負担金（短期）	519
		厚生年金保険料負担金	124
		全国健康保険協会負担金	△70
		08 旅費	127
		通勤に係る費用弁償	127
		02 児童発達支援センターつくし学園管理運営費	2,030
		01 児童発達支援センターつくし学園管理運営事業	2,030
		10 需用費	2,030
		光熱水費	1,824
		医薬材料費（新型コロナ対策）	206

2 給料	713	01 職員給等（13人）	2,090
		01 職員給等	2,090
3 職員手当等	1,106	02 給料	713
		職員給	713
4 共済費	271	03 職員手当等	1,106
		扶養手当	120
12 委託料	2,327	地域手当	50
		住居手当	△572
		通勤手当	41
		超過勤務手当	908
		期末手当	29
		勤勉手当	533
		休日勤務手当	△3
		04 共済費	271
		都市共済負担金（長期）	241
		都市共済負担金（短期）	30
		02 生活保護事務費	2,327
		01 生活保護運営対策事業	2,327
		12 委託料	2,327
		生活保護システム改修委託料	2,327

3款 民生費

4 款 衛生費  
1 項 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 保健衛生総務費	711,546	△12,212	699,334				△12,212
5 病院事業費	917,911	697	918,608				697
計	3,487,794	△11,515	3,476,279	0	0	0	△11,515

2 項 清掃費

1 清掃総務費	160,522	△10,688	149,834				△10,688
---------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	519	<b>01 職員給等 (38人)</b>	<b>△12,694</b>
2 給料	△6,730	<b>01 職員給等</b>	<b>△12,694</b>
3 職員手当等	△3,289	01 報酬	519
4 共済費	△3,325	会計年度任用職員報酬	534
8 旅費	131	超過勤務に係る報酬	△15
10 需用費	482	02 給料	△6,730
		職員給	△6,730
		03 職員手当等	△3,289
		扶養手当	△271
		地域手当	△358
		住居手当	△294
		通勤手当	△385
		超過勤務手当	△278
		期末手当	△1,541
		勤勉手当	267
		会計年度任用職員期末手当	△422
		休日勤務手当	△7
		04 共済費	△3,325
		都市共済負担金 (長期)	△2,043
		都市共済負担金 (短期)	△1,167
		厚生年金保険料負担金	△26
		全国健康保険協会負担金	△89
		08 旅費	131
		通勤に係る費用弁償	131
		<b>02 保健衛生一般事務費</b>	<b>482</b>
		<b>01 保健センター管理運営事業</b>	<b>482</b>
		10 需用費	482
		光熱水費	482
23 投資及び出資金	697	<b>02 病院事業会計繰出金</b>	<b>697</b>
		<b>50 病院事業会計繰出金</b>	<b>697</b>
		23 投資及び出資金	697
		病院事業会計出資金	697

1 報酬	△38	<b>01 職員給等 (17人)</b>	<b>△10,688</b>
2 給料	△4,686	<b>01 職員給等</b>	<b>△10,688</b>
3 職員手当等	△3,921	01 報酬	△38
4 共済費	△2,144	会計年度任用職員報酬	172
8 旅費	101	超過勤務に係る報酬	△200
		特殊勤務に係る報酬	△10
		02 給料	△4,686
		職員給	△4,686
		03 職員手当等	△3,921
		扶養手当	△206
		地域手当	△294
		住居手当	△17
		通勤手当	△229

4款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
2 ごみ処理費	1,102,640	33,770	1,136,410				33,770
計	1,413,273	23,082	1,436,355	0	0	0	23,082

5款 農林水産業費  
1項 農業費

2 農業総務費	65,596	△20,378	45,218				△20,378
計	618,387	△20,378	598,009	0	0	0	△20,378



節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
		超過勤務手当	△258
		期末手当	△1,221
		勤勉手当	△387
		特殊勤務手当	△694
		会計年度任用職員期末手当	△334
		休日勤務手当	△281
		04 共済費	△2,144
		都市共済負担金（長期）	△1,306
		都市共済負担金（短期）	△679
		厚生年金保険料負担金	11
		全国健康保険協会負担金	△170
		08 旅費	101
		通勤に係る費用弁償	101
10 需用費	33,770	02 ゴミ収集処理事業費	15,645
		06 ゴミ処理事業	15,645
		10 需用費	15,645
		光熱水費	15,645
		10 ゴミ減量対策事業費	18,125
		51 指定ゴミ袋等購入事業	18,125
		10 需用費	18,125
		消耗品費	18,125

1 報酬	△29	01 職員給等（7人）	△20,378
2 給料	△11,192	01 職員給等	△20,378
3 職員手当等	△6,093	01 報酬	△29
4 共済費	△3,064	会計年度任用職員報酬	△29
		02 給料	△11,192
		職員給	△11,192
		03 職員手当等	△6,093
		管理職手当	△748
		扶養手当	△96
		地域手当	△701
		住居手当	△353
		通勤手当	△265
		超過勤務手当	△119
		期末手当	△2,251
		勤勉手当	△1,553
		会計年度任用職員期末手当	△7
		04 共済費	△3,064
		都市共済負担金（長期）	△2,206
		都市共済負担金（短期）	△839
		全国健康保険協会負担金	△19

4 款 衛生費

5 款 農林水産業費

6 款 商工費  
1 項 商工費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 商工総務費	126,348	△12,242	114,106				△12,242
4 観光費	206,357	8,821	215,178				8,821
計	1,234,266	△3,421	1,230,845	0	0	0	△3,421

7 款 土木費  
1 項 土木管理費

1 土木総務費	122,747	△4,477	118,270				△4,477
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	△152	<b>01 職員給等 (16人)</b>	<b>△12,242</b>
2 給料	△7,135	<b>01 職員給等</b>	<b>△12,242</b>
3 職員手当等	△2,490	01 報酬	△152
4 共済費	△2,445	会計年度任用職員報酬	△152
8 旅費	△20	02 給料	△7,135
		職員給	△7,135
		03 職員手当等	△2,490
		管理職手当	△748
		扶養手当	120
		地域手当	△466
		住居手当	280
		通勤手当	△121
		超過勤務手当	1,554
		期末手当	△1,964
		勤勉手当	△809
		会計年度任用職員期末手当	△152
		休日勤務手当	△184
		04 共済費	△2,445
		都市共済負担金 (長期)	△1,610
		都市共済負担金 (短期)	△750
		厚生年金保険料負担金	△31
		全国健康保険協会負担金	△54
		08 旅費	△20
		通勤に係る費用弁償	△20
18 負担金、補助及び交付金	8,821	<b>03 観光施設費</b>	<b>8,821</b>
		<b>01 アイプラザ半田管理運営事業</b>	<b>4,969</b>
		18 負担金、補助及び交付金	4,969
		施設指定管理事業補助金	4,969
		<b>06 半田赤レンガ建物管理運営事業</b>	<b>3,852</b>
		18 負担金、補助及び交付金	3,852
		施設指定管理事業補助金	3,852

1 報酬	△1,837	<b>01 職員給等 (13人)</b>	<b>△4,477</b>
2 給料	△1,364	<b>01 職員給等</b>	<b>△4,477</b>
3 職員手当等	△383	01 報酬	△1,837
4 共済費	△845	会計年度任用職員報酬	△1,837
8 旅費	△48	02 給料	△1,364
		職員給	△1,364
		03 職員手当等	△383
		扶養手当	△138
		地域手当	△90
		住居手当	△504
		通勤手当	△101
		超過勤務手当	1,189
		期末手当	△420
		勤勉手当	174

6 款 商工費

7 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	122,747	△4,477	118,270	0	0	0	△4,477

2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	52,632	4,092	56,724			諸収入 199	3,893
計	891,104	4,092	895,196	0	0	199	3,893

3 項 河川費

1 河川総務費	9,473	2,046	11,519				2,046
---------	-------	-------	--------	--	--	--	-------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円	会計年度任用職員期末手当	△461
		休日勤務手当	△32
		04 共済費	△845
		都市共済負担金（長期）	△21
		都市共済負担金（短期）	△231
		厚生年金保険料負担金	△225
		全国健康保険協会負担金	△368
		08 旅費	△48
		通勤に係る費用弁償	△48

2 給料	1,940	01 職員給等（6人）	3,632
		01 職員給等	3,632
3 職員手当等	1,057	02 給料	1,940
		職員給	1,940
4 共済費	635	03 職員手当等	1,057
		扶養手当	378
10 需用費	261	地域手当	139
		住居手当	△224
18 負担金、補助及び交付金	199	通勤手当	100
		超過勤務手当	39
		期末手当	263
		勤勉手当	388
		休日勤務手当	△26
		04 共済費	635
		都市共済負担金（長期）	465
		都市共済負担金（短期）	170
		02 道路橋梁管理事務費	460
		01 道路維持管理事業	460
		10 需用費	261
		光熱水費	261
		18 負担金、補助及び交付金	199
		式典負担金	199

2 給料	772	01 職員給等（2人）	2,046
		01 職員給等	2,046
3 職員手当等	942	02 給料	772
		職員給	772
4 共済費	332	03 職員手当等	942
		扶養手当	100

7款 土木費

3項 河川費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 市営排水機 場費	25,570	1,777	27,347				1,777
計	93,836	3,823	97,659	0	0	0	3,823

5項 都市計画費

1 都市計画総 務費	798,891	△12,056	786,835				△12,056
2 土地区画整 理費	1,748,909	△218,898	1,530,011				△218,898

節		説明	千円
区分	金額		
	千円		
		地域手当	52
		住居手当	△56
		通勤手当	101
		超過勤務手当	376
		期末手当	181
		勤勉手当	194
		休日勤務手当	△6
		04 共済費	332
		都市共済負担金 (長期)	256
		都市共済負担金 (短期)	76
18 負担金、補助及び交付金	1,777	04 下水道事業会計繰出金 (市営排水機場)	1,777
		50 下水道事業会計繰出金 (市営排水機場)	1,777
		18 負担金、補助及び交付金	1,777
		下水道事業会計負担金 (市営排水機場)	1,777

1 報酬	△31	01 職員給等 (13人)	△12,056
2 給料	△7,018	01 職員給等	△12,056
3 職員手当等	△3,060	01 報酬	△31
4 共済費	△1,947	会計年度任用職員報酬	△31
		02 給料	△7,018
		職員給	△7,018
		03 職員手当等	△3,060
		扶養手当	△42
		地域手当	△426
		住居手当	6
		通勤手当	△80
		超過勤務手当	△741
		期末手当	△1,267
		勤勉手当	△419
		会計年度任用職員期末手当	△6
		休日勤務手当	△85
		04 共済費	△1,947
		都市共済負担金 (長期)	△1,337
		都市共済負担金 (短期)	△576
		厚生年金保険料負担金	△12
		全国健康保険協会負担金	△22
2 給料	△282	01 職員給等 (1人)	△202
3 職員手当等	136	01 職員給等	△202
4 共済費	△56	02 給料	△282
27 繰出金	△218,696	職員給	△282
		03 職員手当等	136
		扶養手当	△78
		地域手当	117
		通勤手当	67
		期末手当	△8

7款 土木費

5項 都市計画費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
3 公共下水道費	2,152,401	△6,067	2,146,334				△6,067
4 公園費	217,682	10,354	228,036			寄附金 500	9,854
5 都市景観費	23,149	183	23,332				183
計	5,027,917	△226,484	4,801,433	0	0	500	△226,984



節		説 明	千円
区 分	金 額		
		勤勉手当 38 04 共済費 △56 都市共済負担金（長期） △16 都市共済負担金（短期） △40 30 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金 △47,406 50 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金 △47,406 27 繰出金 △47,406 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金 △47,406 41 J R半田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金 △171,290 51 J R半田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金 △171,290 27 繰出金 △171,290 J R半田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金 △171,290	
18 負担金、補助及び交付金	△8,126	02 下水道事業会計繰出金 △6,067 50 下水道事業会計繰出金 △6,067	
23 投資及び出資金	2,059	18 負担金、補助及び交付金 △8,126 下水道事業会計負担金 △5,069 下水道事業会計補助金 △3,057 23 投資及び出資金 2,059 下水道事業会計出資金 2,059	
2 給料	70	01 職員給等（4人） 51	
3 職員手当等	7	01 職員給等 51 02 給料 70 職員給 70	
4 共済費	△26	03 職員手当等 7 地域手当 4	
10 需用費	9,803	超過勤務手当 15 期末手当 15	
14 工事請負費	500	勤勉手当 144 休日勤務手当 △171 04 共済費 △26 都市共済負担金（長期） △2 都市共済負担金（短期） △24	
		02 公園管理費 10,303	
		01 公園管理事業 9,803	
		10 需用費 9,803 光熱水費 9,803	
		50 公園整備・改修事業 500	
		14 工事請負費 500 公園等整備工事 500	
10 需用費	183	02 ふるさと景観づくり推進事業費 183	
		01 ふるさと景観づくり推進事業 183	
		10 需用費 183 光熱水費 183	

7 款 土木費

6項 住宅費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1 住宅管理費	361,143	△6,363	354,780				△6,363
計	361,143	△6,363	354,780	0	0	0	△6,363

8款 消防費  
1項 消防費

2 非常備消防費	86,115	412	86,527				412
計	1,361,370	412	1,361,782	0	0	0	412

9款 教育費  
1項 教育総務費

2 事務局費	127,526	3,299	130,825				3,299
--------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	千円 △79	01 職員給等 (13人)	千円 △6,363
2 給料	△4,980	01 職員給等	△6,363
3 職員手当等	△192	01 報酬	△79
4 共済費	△1,112	会計年度任用職員報酬	△79
		02 給料	△4,980
		職員給	△4,980
		03 職員手当等	△192
		扶養手当	△260
		地域手当	△284
		住居手当	210
		通勤手当	△167
		超過勤務手当	1,654
		期末手当	△1,055
		勤勉手当	△340
		会計年度任用職員期末手当	△18
		休日勤務手当	68
		04 共済費	△1,112
		都市共済負担金 (長期)	△751
		都市共済負担金 (短期)	△318
		厚生年金保険料負担金	△8
		全国健康保険協会負担金	△35

3 職員手当等	73	01 職員給等 (1人)	100
4 共済費	27	01 職員給等	100
10 需用費	312	03 職員手当等	73
		超過勤務手当	62
		勤勉手当	11
		04 共済費	27
		都市共済負担金 (長期)	22
		都市共済負担金 (短期)	5
		02 消防団費	312
		01 消防団費	312
		10 需用費	312
		光熱水費	312

2 給料	468	01 職員給等 (12人)	3,299
3 職員手当等	2,354	01 職員給等	3,299
		02 給料	468
		職員給	468

7 款 土木費      8 款 消防費      9 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 学校教育指導費	496,201	2,542	498,743			繰入金 500	2,042
計	628,194	5,841	634,035	0	0	500	5,341

2 項 小学校費

1 学校管理費	333,507	23,673	357,180				23,673
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
4 共済費	千円 477	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 休日勤務手当 04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期）	千円 2,354 198 40 144 △136 925 308 825 50 477 413 64
1 報酬	308	02 学校教育指導等事業費	2,542
3 職員手当等	444	01 学校教育指導事業	1,599
4 共済費	12	10 需用費 消耗品費	500 500
8 旅費	179	18 負担金、補助及び交付金 修学旅行キャンセル料補助金	1,099 1,099
10 需用費	500	50 学校生活支援事業	943
18 負担金、補助及び交付金	1,099	01 報酬 会計年度任用職員報酬 03 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 04 共済費 雇用保険料 08 旅費 通勤に係る費用弁償	308 308 444 444 12 12 179 179

1 報酬	1,693	01 職員給等（10人）	△1,847
2 給料	△2,328	01 職員給等	△1,847
3 職員手当等	△1,061	01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬	1,693 1,713 △20
4 共済費	△267	02 給料 職員給	△2,328 △2,328
8 旅費	116	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当	△1,061 △78 △144 23 △387 △552 △183 260
10 需用費	25,520	04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期）	△267 △394 △68

9款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
2 教育振興費	307,095	313	307,408			寄附金 313	
計	688,348	23,986	712,334	0	0	313	23,673

3項 中学校費

1 学校管理費	199,513	14,282	213,795				14,282
計	3,318,603	14,282	3,332,885	0	0	0	14,282

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円	厚生年金保険料負担金	177
		全国健康保険協会負担金	18
		08 旅費	116
		通勤に係る費用弁償	116
		<b>02 小学校管理運営費</b>	<b>25,520</b>
		<b>01 小学校管理運営事業</b>	<b>25,520</b>
		10 需用費	25,520
		光熱水費	25,520
10 需用費	313	<b>02 小学校教育振興費</b>	<b>313</b>
		<b>02 小学校教育振興事業</b>	<b>313</b>
		10 需用費	313
		教材用消耗品費	313

1 報酬	△1,952	<b>01 職員給等（5人）</b>	<b>3,813</b>
2 給料	3,849	<b>01 職員給等</b>	<b>3,813</b>
3 職員手当等	1,267	01 報酬	△1,952
4 共済費	698	会計年度任用職員報酬	△1,932
8 旅費	△49	超過勤務に係る報酬	△20
10 需用費	10,469	02 給料	3,849
		職員給	3,849
		03 職員手当等	1,267
		扶養手当	△222
		地域手当	217
		通勤手当	132
		超過勤務手当	△132
		期末手当	716
		勤勉手当	942
		会計年度任用職員期末手当	△386
		04 共済費	698
		都市共済負担金（長期）	798
		都市共済負担金（短期）	206
		厚生年金保険料負担金	△222
		全国健康保険協会負担金	△84
		08 旅費	△49
		通勤に係る費用弁償	△49
		<b>02 中学校管理運営費</b>	<b>10,469</b>
		<b>01 中学校管理運営事業</b>	<b>10,469</b>
		10 需用費	10,469
		光熱水費	10,469

4項 幼稚園費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1 幼稚園費	492,845	△23,366	469,479				△23,366
計	492,845	△23,366	469,479	0	0	0	△23,366

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	267,381	△10,250	257,131				△10,250
-----------	---------	---------	---------	--	--	--	---------



節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	△5,624	<b>01 職員給等 (46人)</b>	<b>△26,014</b>
2 給料	△9,505	<b>01 職員給等</b>	<b>△26,014</b>
3 職員手当等	△6,038	01 報酬	△5,624
4 共済費	△4,762	会計年度任用職員報酬	△5,874
8 旅費	△85	超過勤務に係る報酬	250
10 需用費	2,648	02 給料	△9,505
		職員給	△9,505
		03 職員手当等	△6,038
		扶養手当	△105
		地域手当	△557
		住居手当	△855
		通勤手当	△215
		超過勤務手当	△493
		期末手当	△2,391
		勤勉手当	△405
		会計年度任用職員期末手当	△1,017
		04 共済費	△4,762
		都市共済負担金 (長期)	△1,790
		都市共済負担金 (短期)	△1,431
		厚生年金保険料負担金	△634
		全国健康保険協会負担金	△907
		08 旅費	△85
		通勤に係る費用弁償	△85
		<b>02 市立幼稚園管理運営費</b>	<b>2,648</b>
		<b>01 幼稚園管理運営事業</b>	<b>2,648</b>
		10 需用費	2,648
		光熱水費	2,648

1 報酬	△1,833	<b>01 職員給等 (26人)</b>	<b>△10,250</b>
2 給料	△3,788	<b>01 職員給等</b>	<b>△10,250</b>
3 職員手当等	△2,719	01 報酬	△1,833
4 共済費	△1,814	会計年度任用職員報酬	△1,833
8 旅費	△96	02 給料	△3,788
		職員給	△3,788
		03 職員手当等	△2,719
		扶養手当	△260
		地域手当	△158
		住居手当	△740
		通勤手当	△62
		超過勤務手当	177
		期末手当	△701
		勤勉手当	44
		会計年度任用職員期末手当	△811
		休日勤務手当	△208
		04 共済費	△1,814
		都市共済負担金 (長期)	△404
		都市共済負担金 (短期)	△462

9款 教育費

5 項 社会教育費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 公民館費	281,057	8,313	289,370				8,313
3 図書館、博物館費	269,390	6,927	276,317				6,927
5 空の科学館、体育館費	121,753	5,047	126,800				5,047
6 福祉文化会館費	118,088	8,539	126,627				8,539
7 新美南吉記念館費	175,710	2,881	178,591				2,881

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		厚生年金保険料負担金 全国健康保険協会負担金 08 旅費 通勤に係る費用弁償	△406 △542 △96 △96
10 需用費	8,313	<b>03 地区公民館等管理運営費</b> <b>52 地区公民館等管理運営事業</b> 10 需用費 光熱水費	<b>8,313</b> <b>8,313</b> 8,313 8,313
1 報酬	1,881	<b>01 職員給等（19人）</b>	<b>5</b>
2 給料	△1,605	<b>01 職員給等</b>	<b>5</b>
3 職員手当等	121	01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬	1,881 681 1,200
4 共済費	△105	02 給料 職員給	△1,605 △1,605
8 旅費	△287	03 職員手当等 扶養手当 地域手当	121 △220 △110
10 需用費	6,922	住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 休日勤務手当	331 27 1,023 △718 330 △183 △359
		04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金 全国健康保険協会負担金	△105 395 △87 △156 △257
		08 旅費 通勤に係る費用弁償	△287 △287
		<b>20 図書館、博物館管理運営費</b> <b>01 図書館、博物館管理運営事業</b>	<b>6,922</b> <b>6,922</b>
		10 需用費 光熱水費	6,922 6,922
18 負担金、補助及び交付金	5,047	<b>02 空の科学館、体育館管理運営費</b> <b>02 空の科学館、体育館管理運営事業</b> 18 負担金、補助及び交付金 施設指定管理事業補助金	<b>5,047</b> <b>5,047</b> 5,047 5,047
10 需用費	8,539	<b>02 福祉文化会館管理運営費</b> <b>01 福祉文化会館管理運営事業</b> 10 需用費 光熱水費	<b>8,539</b> <b>8,539</b> 8,539 8,539
1 報酬	115	<b>01 職員給等（5人）</b>	<b>358</b>
2 給料	△390	<b>01 職員給等</b>	<b>358</b>
3 職員手当等	669	01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬	115 65 50
		02 給料	△390

9款 教育費

5項 社会教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
8 乙川交流センターニコ パル費	4,180	700	4,880				700
計	1,240,356	22,157	1,262,513	0	0	0	22,157

6項 保健体育費

2 社会体育費	141,171	6,443	147,614				6,443
3 学校給食費	970,264	△1,292	968,972				△1,292

節		説 明	千円
区 分	金 額		
4 共済費	△36	職員給	△390
10 需用費	2,523	03 職員手当等	669
		扶養手当	60
		地域手当	15
		超過勤務手当	330
		期末手当	51
		勤勉手当	232
		会計年度任用職員期末手当	△19
		04 共済費	△36
		都市共済負担金（長期）	69
		都市共済負担金（短期）	△42
		厚生年金保険料負担金	△2
		全国健康保険協会負担金	△61
		02 新美南吉記念館管理運営費	2,523
02 新美南吉記念館施設管理事業	2,523		
10 需用費	2,523		
光熱水費	2,523		
10 需用費	700	02 乙川交流センターニコパル管理運営費	700
		01 乙川交流センターニコパル管理運営事業	700
		10 需用費	700
		光熱水費	700

18 負担金、補助及び交付金	6,443	05 総合型地域スポーツクラブハウス管理運営費	6,443
		01 総合型地域スポーツクラブハウス管理運営事業	6,443
		18 負担金、補助及び交付金	6,443
		施設指定管理事業補助金	6,443
1 報酬	△4,423	01 職員給等（3人）	△5,030
3 職員手当等	△459	01 職員給等	△5,030
		01 報酬	△4,423
4 共済費	△75	会計年度任用職員報酬	△4,423
		03 職員手当等	△459
8 旅費	△73	扶養手当	△180
		地域手当	△11
		超過勤務手当	△178
		期末手当	△38
		勤勉手当	114
10 需用費	3,738	会計年度任用職員期末手当	△133
		休日勤務手当	△33
		04 共済費	△75
		都市共済負担金（長期）	6
		都市共済負担金（短期）	△38
		厚生年金保険料負担金	△10
		全国健康保険協会負担金	△33
		08 旅費	△73
		通勤に係る費用弁償	△73

9款 教育費

6 項 保健体育費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 体育施設費	292,232	26,392	318,624				26,392
計	1,486,340	31,543	1,517,883	0	0	0	31,543

節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
		02 学校給食管理運営費	3,738
		03 学校給食センター管理運営事業	3,738
		10 需用費	3,738
		光熱水費	3,738
10 需用費	3,209	02 体育施設管理運営費	26,392
		04 州の崎グラウンド管理運営事業	697
		10 需用費	697
		光熱水費	697
		05 テニスコート、弓道場等管理運営事業	287
		10 需用費	287
		光熱水費	287
		30 青山記念武道館管理運営事業	4,530
		18 負担金、補助及び交付金	4,530
		施設指定管理事業補助金	4,530
		40 半田運動公園管理運営事業	2,225
		10 需用費	2,225
		光熱水費	2,225
		55 半田福祉ふれあいプール管理運営事業	18,653
		18 負担金、補助及び交付金	18,653
		施設指定管理事業補助金	18,653

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3	0	32,496	12,648 (4.785)	0	0	45,144	7,015	52,159
	議 員	22	118,128	0	46,221 (4.785)	0	0	164,349	39,390	203,739
	そ の 他	981	137,422	0	0	0	0	137,422	0	137,422
	計	1,006	255,550	32,496	58,869	0	0	346,915	46,405	393,320
補 正 前	長 等	3	0	32,496	12,452 (4.7125)	0	0	44,948	6,978	51,926
	議 員	22	122,920	0	46,812 (4.7125)	0	0	169,732	39,390	209,122
	そ の 他	981	137,422	0	0	0	0	137,422	0	137,422
	計	1,006	260,342	32,496	59,264	0	0	352,102	46,368	398,470
比 較	長 等	0	0	0	196 (0.0725)	0	0	196	37	233
	議 員	0	△ 4,792	0	△ 591 (0.0725)	0	0	△ 5,383	0	△ 5,383
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	△ 4,792	0	△ 395	0	0	△ 5,187	37	△ 5,150

※「その他手当」は退職手当



2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	( 15 ) 721	0	2,278,458	1,884,976	4,163,434	738,507	4,901,941
補正前	( 15 ) 734	0	2,384,626	1,810,935	4,195,561	778,152	4,973,713
比 較	( 0 ) △ 13	0	△ 106,168	74,041	△ 32,127	△ 39,645	△ 71,772

※( )内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	53,456	47,283	143,288	28,926	45,923	171,163	2,325
補正前	54,959	46,052	148,985	30,657	49,494	164,116	3,370
比 較	△ 1,503	1,231	△ 5,697	△ 1,731	△ 3,571	7,047	△ 1,045

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	470,433	409,093	506	0	449,983	62,597	1,884,976
補正前	497,105	407,045	1,200	0	340,806	67,146	1,810,935
比 較	△ 26,672	2,048	△ 694	0	109,177	△ 4,549	74,041

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補正後	( 774 ) 774	953,572	0	150,653	1,104,225	137,588	1,241,813
補正前	( 783 ) 783	975,447	0	165,395	1,140,842	158,730	1,299,572
比 較	(△ 9) △ 9	△ 21,875	0	△ 14,742	△ 36,617	△ 21,142	△ 57,759

※( )内は、短時間勤務職員

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	△ 106,168	給与改定に伴う増減分	10,184 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均0.46% 改定実施時期 令和4年4月 前年度 改定なし	
		昇給・昇格に伴う増減分	7,972 昇給の状況 昇 給 △79人 △ 5,042 千円 昇 格 38人 13,014 千円	
		その他増減分	△ 124,324 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況  現に在職する職員 其他 計 補正後 721人 △10人 711人 補正前 732人 2人 734人 増 減 △11人 △12人 △23人	
職員手当	74,041	制度改正に伴う増減分	22,024 勤勉手当の改定 勤勉手当 22,024 千円 改定実施時期 令和4年4月 年間支給月数 (改定前) (改定後) 1.90月 2.00月 (内訳) 6月期 0.95月 0.95月 12月期 0.95月 1.05月	
		その他増減分	52,017 管理職手当 △ 1,503 千円 扶養手当 1,231 千円 地域手当 △ 5,697 千円 住居手当 △ 1,731 千円 通勤手当 △ 3,571 千円 超過勤務手当 7,047 千円 休日勤務手当 △ 1,045 千円 期末手当 △ 26,672 千円 勤勉手当 △ 19,976 千円 特殊勤務手当 △ 694 千円 単身赴任手当 0 千円 退職手当 109,177 千円 児童手当 △ 4,549 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員以外の職員)

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	教 育 職	技能労務職
補正後 令和4年4月1 日現在	平均給料月額(円)	287,338	301,430	282,042
	平均給与月額(円)	345,433	351,627	311,374
	平均年齢 (歳)	38 歳 4 月	43 歳 9 月	51 歳 7 月
補正前 令和4年1月1 日現在	平均給料月額(円)	284,266	296,974	257,509
	平均給与月額(円)	337,225	345,924	292,515
	平均年齢 (歳)	39 歳 3 月	43 歳 4 月	55 歳 10 月

区 分		医療職(2)	医療職(3)
補正後 令和4年4月1 日現在	平均給料月額(円)	276,140	283,788
	平均給与月額(円)	324,349	323,824
	平均年齢 (歳)	42 歳 2 月	37 歳 7 月
補正前 令和4年1月1 日現在	平均給料月額(円)	267,920	275,601
	平均給与月額(円)	296,516	316,272
	平均年齢 (歳)	41 歳 11 月	39 歳 8 月

※ 短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

区 分	一般行政職		技能労務職	
	半田市	国	半田市	国
高校卒	158,900 円	154,600 円	147,700 円	147,700 円
短大卒	172,600 円	167,100 円	—	—
大学卒	191,700 円	185,200 円	—	—

※ 教育職の初任給については一般行政職に準ずる。

区 分	医療職(2)		医療職(3)	
	半田市	国	半田市	国
高校卒	—	—	—	—
短大卒	173,700 円	170,500 円	213,200 円	204,900 円
大学卒	197,800 円	191,500 円	218,600 円	216,000 円

ウ 級別職員数

区 分	職務の級	一般行政職		教育職		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後 令和4年4月1日 現在	1級	(1) 74	12.1	(6)	12.5	(5) 15	40.5
	2級	(9) 133	21.7	(3)	6.2	(2)	5.4
	3級	( ) 220	36.0	(25)	52.1	( )	
	4級	( ) 89	14.5	(6)	12.5	(19)	51.4
	5級	( ) 49	8.0	(8)	16.7	(1)	2.7
	6級	( ) 14	2.3	( )		( )	
	7級	( ) 23	3.8	( )		( )	
	8級	( ) 3	0.5	( )		( )	
	9級	( ) 7	1.1	( )		( )	
	計	(10) 612	100.0	(48)	100.0	(5) 37	100.0
補正前 令和4年1月1日 現在	1級	( ) 75	12.2	(6)	11.8	(10) 18	40.0
	2級	(7) 136	22.2	(5)	9.8	(2)	4.5
	3級	( ) 216	35.2	(26)	51.0	( )	
	4級	( ) 89	14.5	(6)	11.8	(24)	53.3
	5級	( ) 51	8.3	(8)	15.6	(1)	2.2
	6級	( ) 12	2.0	( )		( )	
	7級	( ) 24	3.9	( )		( )	
	8級	( ) 3	0.5	( )		( )	
	9級	( ) 7	1.2	( )		( )	
	計	(7) 613	100.0	(51)	100.0	(10) 45	100.0
補正後 令和4年4月1日 現在	医療職(2)	1級	2人	( )	構成比	33.3%	
	医療職(2)	2級	2人	( )	構成比	33.3%	
	医療職(2)	3級	1人	( )	構成比	16.7%	
	医療職(2)	4級	1人	( )	構成比	16.7%	
	計		6人	( )	構成比	100.0%	
補正前 令和4年1月1日 現在	医療職(2)	1級	1人	( )	構成比	20.0%	
	医療職(2)	2級	3人	( )	構成比	60.0%	
	医療職(2)	3級	0人	( )	構成比	0.0%	
	医療職(2)	4級	1人	( )	構成比	20.0%	
	計		5人	( )	構成比	100.0%	
補正後 令和4年4月1日 現在	医療職(3)	2級	8人	( )	構成比	44.4%	
	医療職(3)	3級	8人	( )	構成比	44.4%	
	医療職(3)	4級	2人	( )	構成比	11.2%	
	計		18人	( )	構成比	100.0%	
補正前 令和4年1月1日 現在	医療職(3)	2級	8人	(1)	構成比	44.4%	
	医療職(3)	3級	9人	( )	構成比	50.0%	
	医療職(3)	4級	1人	( )	構成比	5.6%	
	計		18人	(1)	構成比	100.0%	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員

(行政職給料表(一)の級別標準的職務内容)

令和4年4月1日現在

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職 務 内 容	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査	課長補佐 園長 副主幹	課長 主幹	課長	部長 監	部長

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種				
			一般行政職	教育職	技能労務職	医療職	
補正後	職員数(A) (人)	706	593	48	41	24	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	513	446	33	15	19	
	号給数別内訳	2号給 (人)	8	7	0	1	0
		4号給 (人)	482	422	31	13	16
		8号給 (人)	9	7	0	1	1
		その他号給(人)	14	10	2	0	2
比率(B)/(A) (%)	72.7	75.2	68.8	36.6	79.2		
補正前	職員数(A) (人)	719	612	49	32	26	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	554	489	39	6	20	
	号給数別内訳	2号給 (人)	0	0	0	0	0
		4号給 (人)	553	488	39	6	20
		8号給 (人)	0	0	0	0	0
		その他号給(人)	1	1	0	0	0
比率(B)/(A) (%)	77.1	79.9	79.6	18.8	76.9		

※ 短時間勤務職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補正後	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.30) 4.40	有
補正前	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.25) 4.30	有
国の制度	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.30) 4.40	有

( )内は、再任用職員の標準的な支給率。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分		20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給 率等	勸奨	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2~20%加算)	
	定年	24.586875	33.27075	47.709	47.709	制度なし	
国の制度		24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	半田市
支給率(%)	6
国の指定基準に基づく 支給率(%)	3

※支給対象は、全職員

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的職種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.02	0.01	0.16
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	2.18	1.29	18.2
特殊勤務手当の名称	不快手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	交通機関 異 交通用具 異	運賃相当額における最高支給限 50,000 円 通勤距離 2Km 以上 5Km 未満 4,100 円 5Km 以上 10Km 未満 6,900 円 10Km 以上 15Km 未満 9,700 円 以下 5Km 増す毎に 2,800 円加算

令和4年度半田市一般会計補正予算第8号 歳入参考資料

(款) 15 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
2	国庫補助金				
	2	民生費国庫補助金			
	1	社会福祉費補助金	生活困窮者自立支援金 16,068 支給事業費補助金 16,068×10/10	生活困窮者自立支援金 20,581 支給事業費補助金 20,581×10/10	4,513
		4,528	生活困窮者自立支援金 429 支給事務費補助金 429×10/10	生活困窮者自立支援金 444 支給事務費補助金 444×10/10	15
	2	児童福祉費補助金	保育対策総合支援事業費 9,388 補助金 18,777×1/2	保育対策総合支援事業費 9,561 補助金 19,123×1/2	173
		△ 137,156	保育所等整備交付金 233,389 466,778×1/2	保育所等整備交付金 96,060 144,090×2/3	△ 137,329
	4	生活保護費補助金		社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金 2,327 2,327×10/10	2,327
		2,327			

(款) 16 県支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
2	県補助金				
	2	民生費県補助金			
	3	児童福祉費補助金		障害福祉サービス確保対策 事業費補助金 270 270×10/10	270
		148,760		愛知県子育て世帯臨時 特別給付金給付事業費補助金 140,370 140,370×10/10	140,370
				愛知県子育て世帯臨時 特別給付金給付事務費補助金 8,120 8,120×10/10	8,120

令和4年度半田市一般会計補正予算第8号 歳入参考資料（寄附一覧）

(款) 18 寄附金

(単位：円)

項	目	節	細節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
1			寄附金	
	1		総務費寄附金	
		1	総務管理費寄附金	
		2	社会福祉基金寄附金	6,301千円
			地域福祉のために	王 澤光 様 (市外在住者) 10,000 末吉 浩美 様 (市外在住者) 10,000 高須賀 華奈江 様 (市外在住者) 10,000 西川 絵里香 様 (市外在住者) 10,000 藤原 佳代子 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (22名) (市外在住者) 221,000
			障がい者福祉のために	浅井 智恵美 様 (市外在住者) 30,000 徳村 直樹 様 (市外在住者) 18,000 金久 英昭 様 (市外在住者) 10,000 田村 桃子 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (31名) (市外在住者) 345,000
			生活困窮者支援のために 高齢者福祉のために	匿名 (1名) 700,000 外山 司 様 (市外在住者) 50,000 川嶋 昭臣 様 (市外在住者) 34,000 伊田 厚玉 様 (市外在住者) 10,000 大脇 浩司 様 (市外在住者) 10,000
			子育て支援のために	匿名 (35名) (うち市外在住者34名 455,000円) 460,000 米澤 昌紘 様 (市外在住者) 40,000 高木 賢一 様 (市外在住者) 32,000 愛甲 宣代 様 (市外在住者) 22,000 橋本 宏之 様 (市外在住者) 20,000 佐々木 早紀 様 (市外在住者) 18,000 菅原 崇史 様 (市外在住者) 13,000 内藤 久仁春 様 (市外在住者) 12,000 伊藤 寧孝 様 (市外在住者) 10,000 稲熊 夏樹 様 (市外在住者) 10,000 今川 佳和 様 (市外在住者) 10,000 岩崎 由香里 様 (市外在住者) 10,000 上田 ちはる 様 (市外在住者) 10,000 内川 朋子 様 (市外在住者) 10,000 内山 雅春 様 (市外在住者) 10,000 梅野 史章 様 (市外在住者) 10,000 岡野 邦治 様 (市外在住者) 10,000 ASAKURA KAZUTOSHI 様 (市外在住者) 10,000 桂 悦子 様 (市外在住者) 10,000 金地 俊幸 様 (市外在住者) 10,000 亀井 陽介 様 (市外在住者) 10,000 河田 芳徳 様 (市外在住者) 10,000 古賀 映志 様 (市外在住者) 10,000 坂本 光司 様 (市外在住者) 10,000 渋谷 憲彦 様 (市外在住者) 10,000 城元 達也 様 (市外在住者) 10,000 田中 尚志 様 (市外在住者) 10,000 筒井 信道 様 (市外在住者) 10,000 富海 智 様 (市外在住者) 10,000 中地 絹子 様 (市外在住者) 10,000 中原 康次 様 (市外在住者) 10,000 中山 優希 様 (市外在住者) 10,000 西村 和也 様 (市外在住者) 10,000 西村 孝則 様 (市外在住者) 10,000 野瀬 恵美 様 (市外在住者) 10,000 橋本 拓未 様 (市外在住者) 10,000 橋本 裕未 様 (市外在住者) 10,000



項	目	節	細節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
				長谷川 一夫 様 (市外在住者) 10,000 林 正貴 様 (市外在住者) 10,000 藤木 大輔 様 (市外在住者) 10,000 本田 真也 様 (市外在住者) 10,000 榎田 翔悟 様 (市外在住者) 10,000 松井 聡 様 (市外在住者) 10,000 松岡 万征 様 (市外在住者) 10,000 松本 芳也 様 (市外在住者) 10,000 馬淵 正敏 様 (市外在住者) 10,000 宮崎 聡 様 (市外在住者) 10,000 宮本 健志郎 様 (市外在住者) 10,000 矢高 和子 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (302名) (市外在住者) 3,786,000
		3	環境保全基金寄附金 環境保全のために	683千円 日本ガイシ株式会社 知多事業所 様 205,000 小松 拓也 様 (市外在住者) 50,000 大西 拓也 様 (市外在住者) 10,000 加藤 哲 様 (市外在住者) 10,000 上江 昌弘 様 (市外在住者) 10,000 坂下 友梨絵 様 (市外在住者) 10,000 野田 真規 様 (市外在住者) 10,000 宮 正行 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (31名) (市外在住者) 368,000
		5	半田赤レンガ建物基金寄附金 半田赤レンガ建物整備のために	326千円 紙尾 宏 様 (市外在住者) 10,000 星野 徹 様 (市外在住者) 10,000 よしい 大輝 様 (市外在住者) 10,000 中平 真弓 様 (市外在住者) 7,000 匿名 (12名) (市外在住者) 289,000
		6	国際交流基金寄附金 国際交流事業のために	35千円 足立 久典 様 (市外在住者) 15,000 匿名 (2名) (市外在住者) 20,000
		8	中心市街地活性化基金寄附金 産業振興及び中心市街地活性化のために	1,000千円 株式会社富士総合設備事務所 代表取締役 西川 祥司 様 1,000,000
		10	農業振興基金寄附金 酪農振興のために	300千円 オグリ牧場 積善会 代表 上中 富雄 様 300,000
		14	緑化基金寄附金 緑化事業の推進のために	345千円 宗 光寿 様 (市外在住者) 10,000 武田 敦 様 (市外在住者) 10,000 土屋 明美 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (22名) (市外在住者) 315,000
		15	新美南吉文学顕彰基金寄附金 新美南吉の文学を顕彰する事業のために	362千円 天草 千晶 様 (市外在住者) 56,000 井奥 成彦 様 (市外在住者) 10,000 上野 真由子 様 (市外在住者) 10,000 小畑 歩夢 様 (市外在住者) 10,000 川嶋 昭臣 様 (市外在住者) 10,000 田中 秀明 様 (市外在住者) 10,000 林 真紀 様 (市外在住者) 10,000 伊奈 正敏 様 (市外在住者) 3,000 多田 豊 様 (市外在住者) 3,000 石川 由宇 様 1,000 匿名 (24名) (うち市外在住者17名 152,000円) 239,000

項	目	節	細節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
		16	観光振興基金寄附金 観光振興のために	1,468千円 株式会社 オグリ牧場 代表取締役 小栗 道政 様 1,000,000 小崎 繁也 様 (市外在住者) 30,000 矢田 晋也 様 (市外在住者) 13,000 足立 久典 様 (市外在住者) 10,000 篠木 信敏 様 (市外在住者) 10,000 清水 宏将 様 (市外在住者) 10,000 よしい 大輝 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (28名) (市外在住者) 385,000
		20	文化財保存継承基金寄附金 文化財の保存継承のために	141千円 加藤 誠 様 (市外在住者) 10,000 福島 公道 様 (市外在住者) 10,000 三ツ木 健之 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (8名) (市外在住者) 111,000
		21	コミュニティ環境整備助成事業費寄附金 地域支援充実のために	500千円 上中建築株式会社 代表取締役会長 上中 富雄 様 500,000
	2		教育費寄附金	
		3	小学校費寄附金	
		1	小学校教育振興費寄附金 理科教育教材充実のために	313千円 第25回 J F E オープンゴルフ大会 会長 三宅 亮一 様 312,600
	3		民生費寄附金	
		2	児童福祉費寄附金	
		2	児童福祉費寄附金 子育て支援のために	618千円 明治安田生命保険相互会社 刈谷支社 様 517,500 匿名 (1名) 100,000
	4		土木費寄附金	
		3	都市計画費寄附金	
		2	公園費寄附金 公園整備のために	500千円 上中建築株式会社 代表取締役会長 上中 富雄 様 500,000

※寄附者のうち、市外在住者（ふるさと納税）603名 金額7,663,000円

議案第75号

令和4年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第1号

令和4年度半田市の乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,234,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 1,027,806	千円 △47,406	千円 980,400
	1 他会計繰入金	1,027,806	△47,406	980,400
3 財産収入		0	649	649
	1 財産運用収入	0	649	649
4 繰越金		0	46,549	46,549
	1 繰越金	0	46,549	46,549
歳 入 合 計		1,234,806	△208	1,234,598

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 乙川中部土地区画整理 費		千円 955,786	千円 △208	千円 955,578
	1 乙川中部土地区画整理 費	955,786	△208	955,578
歳 出 合 計		1,234,806	△208	1,234,598

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 乙川中部土地 区画整理費	1 乙川中部土地 区画整理費	乙川中部土地区画整理事業	千円 145,500



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	1,027,806	△47,406	980,400
3 財産収入	0	649	649
4 繰越金	0	46,549	46,549
歳入合計	1,234,806	△208	1,234,598

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 乙川中部土地区画整理費	955,786	△208	955,578
歳出合計	1,234,806	△208	1,234,598



補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	649	△857
0	0	649	△857

## 2 歳 入

### 2 款 繰入金

#### 1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 1,027,806	千円 △47,406	千円 980,400
計	1,027,806	△47,406	980,400

### 3 款 財産収入

#### 1 項 財産運用収入

1 財産貸付収入	0	649	649
計	0	649	649

### 4 款 繰越金

#### 1 項 繰越金

1 繰越金	0	46,549	46,549
計	0	46,549	46,549

節		説 明	
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 △47,406	01 一般会計繰入金	千円 △47,406

1 土地建物貸付収入	649	01 土地貸付収入	649

1 繰越金	46,549	03 前年度繰越金	46,549

### 3 歳 出

#### 1 款 乙川中部土地区画整理費

##### 1 項 乙川中部土地区画整理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 乙川中部土地区画整理費	955,786	△208	955,578			財産収入 649	△857
計	955,786	△208	955,578	0	0	649	△857

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	△306	01 職員給等 (3人)	△208
		01 職員給等	△208
3 職員手当等	133	02 給料	△306
		職員給	△306
4 共済費	△35	03 職員手当等	133
		超過勤務手当	△25
		勤勉手当	135
		休日勤務手当	23
		04 共済費	△35
		都市共済負担金 (長期)	△14
		都市共済負担金 (短期)	△21
		財源更正 (02 50 乙川中部土地区画整理事業)	

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	78	0	78
	計	10	78	0	0	0	78	0	78
補 正 前	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	78	0	78
	計	10	78	0	0	0	78	0	78
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	( ) 3	0	11,883	7,523	19,406	3,568	22,974
補正前	( ) 3	0	12,189	7,390	19,579	3,603	23,182
比 較	( ) 0	0	△ 306	133	△ 173	△ 35	△ 208

※( )内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	0	240	746	0	182	1,473	56
補正前	0	240	746	0	182	1,498	33
比 較	0	0	0	0	0	△ 25	23

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	2,566	2,260	0	7,523
補正前	2,566	2,125	0	7,390
比 較	0	135	0	133

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補正後	( ) 0	0	0	0	0	0	0
補正前	( ) 0	0	0	0	0	0	0
比 較	( ) 0	0	0	0	0	0	0

※( )内は、短時間勤務職員

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	△ 306	給与改定に伴う増減分	0 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均0.00% 改定実施時期 令和4年4月 前年度 改定なし	
		昇給・昇格に伴う増減分	0 昇給の状況 昇 給 0人 0千円 昇 格 0人 0千円	
		その他増減分	△ 306 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況  現に在職する職員 計 補正後 3人 0人 3人 補正前 3人 0人 3人 増 減 0人 0人 0人	
職員 手当	133	制度改正に伴う増減分	112 勤勉手当の改定 勤勉手当 112千円 改定実施時期 令和4年4月 年間支給月数 (改定前) (改定後) 1.90月 2.00月 (内訳) 6月期 0.95月 0.95月 12月期 0.95月 1.05月	
		その他増減分	21 管理職手当 0千円 扶養手当 0千円 地域手当 0千円 住居手当 0千円 通勤手当 0千円 超過勤務手当 △ 25千円 休日勤務手当 23千円 期末手当 0千円 勤勉手当 23千円 特殊勤務手当 0千円	



(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員以外の職員)

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職
補正後 令和4年4月1 日現在	平均給料月額(円)	338,567
	平均給与月額(円)	368,981
	平均年齢 (歳)	46 歳 1 月
補正前 令和4年1月1 日現在	平均給料月額(円)	316,510
	平均給与月額(円)	369,370
	平均年齢 (歳)	45 歳 10 月

イ 初任給

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ウ 級別職員数

区 分	職務 の級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
補正後 令和4年4月1 日現在	1 級	( )	
	2 級	( )	
	3 級	( ) 2	66.7
	4 級	( )	
	5 級	( ) 1	33.3
	6 級	( )	
	7 級	( )	
	8 級	( )	
	9 級	( )	
	計	( ) 3	100.0

区 分	職務 の級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
補正前 令和4年1月1 日現在	1 級	( )	
	2 級	( )	
	3 級	( ) 2	66.7
	4 級	( )	
	5 級	( ) 1	33.3
	6 級	( )	
	7 級	( )	
	8 級	( )	
	9 級	( )	
	計	( ) 3	100.0

※( )内は、短時間勤務職員

(行政職給料表(一)の級別標準的職務内容)

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種	
			一般行政職	
補 正 後	職員数(A) (人)	3	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2	
	号給数別内訳	4号給 (人)	2	2
		号給 (人)		
		号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		66.7	66.7	
補 正 前	職員数(A) (人)	3	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2	
	号給数別内訳	4号給 (人)	2	2
		号給 (人)		
		号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		66.7	66.7	

※短時間勤務職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

キ 地域手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的職種
		一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	0	0
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	0	0
特殊勤務手当の名称	—	

ケ その他の手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

議案第76号

令和4年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第1号

令和4年度半田市のJR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ972,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 710,912	千円 △171,290	千円 539,622
	1 他会計繰入金	710,912	△171,290	539,622
4 繰越金		0	175,493	175,493
	1 繰越金	0	175,493	175,493
歳入合計		968,234	4,203	972,437

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 J R 半田駅前土地区画 整理費		千円 933,257	千円 4,203	千円 937,460
	1 J R 半田駅前土地区画 整理費	933,257	4,203	937,460
歳 出 合 計		968,234	4,203	972,437

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 JR半田駅前 土地区画整理費	1 JR半田駅前 土地区画整理費	JR半田駅前土地区画整理事業	千円 621,277



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 繰入金	710,912	△171,290	539,622
4 繰越金	0	175,493	175,493
歳入合計	968,234	4,203	972,437

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 JR半田駅前土地区画整理費	933,257	4,203	937,460
歳出合計	968,234	4,203	972,437



補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	4,203
0	0	0	4,203

## 2 歳 入

### 3 款 繰入金

#### 1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 710,912	千円 △171,290	千円 539,622
計	710,912	△171,290	539,622

### 4 款 繰越金

#### 1 項 繰越金

1 繰越金	0	175,493	175,493
計	0	175,493	175,493

節		説明	
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 △171,290	01 一般会計繰入金	千円 △171,290

1 繰越金	175,493	01 前年度繰越金	175,493

### 3 歳 出

#### 1 款 J R 半田駅前土地区画整理費

##### 1 項 J R 半田駅前土地区画整理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 J R 半田駅前土地区画整理費	933,257	4,203	937,460				4,203
計	933,257	4,203	937,460	0	0	0	4,203

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	175	01 職員給等 (5人)	4,203
		01 職員給等	4,203
2 給料	1,607	01 報酬	175
		会計年度任用職員報酬	△15
		超過勤務に係る報酬	190
3 職員手当等	1,779	02 給料	1,607
		職員給	1,607
4 共済費	642	03 職員手当等	1,779
		扶養手当	△49
		地域手当	93
		住居手当	330
		通勤手当	264
		超過勤務手当	486
		期末手当	263
		勤勉手当	357
		会計年度任用職員期末手当	1
		休日勤務手当	34
		04 共済費	642
		都市共済負担金 (長期)	513
		都市共済負担金 (短期)	119
		厚生年金保険料負担金	18
		全国健康保険協会負担金	△8

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	39	0	0	0	0	39	0
	計	10	39	0	0	0	0	39	0
補 正 前	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	39	0	0	0	0	39	0
	計	10	39	0	0	0	0	39	0
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	( ) 5	0	14,351	11,789	26,140	4,665	30,805
補正前	( ) 4	0	12,744	10,011	22,755	4,029	26,784
比 較	( ) 1	0	1,607	1,778	3,385	636	4,021

※( )内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	0	509	892	666	513	3,546	69
補正前	0	558	799	336	249	3,060	35
比 較	0	△ 49	93	330	264	486	34

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	3,019	2,575	0	11,789
補正前	2,756	2,218	0	10,011
比 較	263	357	0	1,778

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補正後	( 1 ) 1	1,994	0	363	2,357	348	2,705
補正前	( 1 ) 1	1,819	0	362	2,181	342	2,523
比 較	( 0 ) 0	175	0	1	176	6	182

※( )内は、短時間勤務職員

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	1,607	給与改定に伴う増減分	122 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均0.82% 改定実施時期 令和4年4月 前年度 改定なし	
		昇給・昇格に伴う増減分	562 昇給の状況 昇 給 △1人 22 千円 昇 格 2人 540 千円	
		その他増減分	923 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況  現に在職する職員 計 補正後 5人 0人 5人 補正前 4人 0人 4人 増 減 1人 0人 1人	
職員 手当	1,778	制度改正に伴う増減分	152 勤勉手当の改定 勤勉手当 152 千円 改定実施時期 令和4年4月 年間支給月数 (改定前) (改定後) 1.90月 2.00月 (内訳) 6月期 0.95月 0.95月 12月期 0.95月 1.05月	
		その他増減分	1,626 管理職手当 0 千円 扶養手当 △ 49 千円 地域手当 93 千円 住居手当 330 千円 通勤手当 264 千円 超過勤務手当 486 千円 休日勤務手当 34 千円 期末手当 263 千円 勤勉手当 205 千円 特殊勤務手当 0 千円	



(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員以外の職員)

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職
補正後 令和4年4月1 日現在	平均給料月額(円)	247,200
	平均給与月額(円)	326,565
	平均年齢 (歳)	30 歳 6 月
補正前 令和4年1月1 日現在	平均給料月額(円)	259,850
	平均給与月額(円)	330,856
	平均年齢 (歳)	33 歳 0 月

イ 初任給

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ウ 級別職員数

区 分	職 務 の 級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
補正後 令和4年4月1 日現在	1 級	( ) 1	20.0
	2 級	( )	
	3 級	( ) 3	60.0
	4 級	( ) 1	20.0
	5 級	( )	
	6 級	( )	
	7 級	( )	
	8 級	( )	
	9 級	( )	
	計	( ) 5	100.0

区 分	職 務 の 級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
補正前 令和4年1月1 日現在	1 級	( )	
	2 級	( ) 4	80.0
	3 級	( )	
	4 級	( )	
	5 級	( ) 1	20.0
	6 級	( )	
	7 級	( )	
	8 級	( )	
	9 級	( )	
	計	( ) 5	100.0

※( )内は、短時間勤務職員

(行政職給料表(一)の級別標準的職務内容)

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種	
			一般行政職	
補 正 後	職員数(A) (人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	5	5	
	号給数別内訳	4号給 (人)	4	4
		6号給 (人)	1	1
		号給 (人)		
	号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)	100.0	100.0	
補 正 前	職員数(A) (人)	4	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4	
	号給数別内訳	4号給 (人)	4	4
		号給 (人)		
		号給 (人)		
	号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)	100.0	100.0	

※短時間勤務職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

キ 地域手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的職種
		一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0	0
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	0	0
特殊勤務手当の名称	—	

ケ その他の手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

議案第 77 号

令和 4 年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号

令和 4 年度半田市の国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 871 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10, 003, 752 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 6 日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 県支出金		千円 6,897,604	千円 △7,850	千円 6,889,754
	2 県補助金	6,860,522	△7,850	6,852,672
5 繰越金		9,802	12,721	22,523
	1 繰越金	9,802	12,721	22,523
歳 入 合 計		9,998,881	4,871	10,003,752

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 6,761,211	千円 1,170	千円 6,762,381
	6 傷病手当金	1,560	1,170	2,730
6 諸支出金		18,095	3,701	21,796
	1 償還金及び還付加算金	18,095	3,701	21,796
歳 出 合 計		9,998,881	4,871	10,003,752

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 県支出金	6,897,604	△7,850	6,889,754
5 繰越金	9,802	12,721	22,523
歳入合計	9,998,881	4,871	10,003,752

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	6,761,211	1,170	6,762,381
6 諸支出金	18,095	3,701	21,796
歳出合計	9,998,881	4,871	10,003,752

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,170	0	0	0
0	0	0	3,701
1,170	0	0	3,701

2 歳 入

2 款 県支出金  
2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 6,860,522	千円 △7,850	千円 6,852,672
計	6,860,522	△7,850	6,852,672

5 款 繰越金  
1 項 繰越金

1 繰越金	9,802	12,721	22,523
計	9,802	12,721	22,523



節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 保険給付費等 交付金（特別 交付金）	△7,850	02 特別調整交付金分（市町村向け）	△9,020
		04 特別調整交付金分（傷病手当金）	1,170

1 繰越金	12,721	01 前年度繰越金	12,721

### 3 歳 出

#### 2 款 保険給付費

##### 6 項 傷病手当金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 傷病手当金	1,560	1,170	2,730	県支出金 1,170			
計	1,560	1,170	2,730	1,170	0	0	0

#### 6 款 諸支出金

##### 1 項 償還金及び還付加算金

1 一般被保険者 保険税還付金及び還付加算金	8,231	3,701	11,932				3,701
計	18,095	3,701	21,796	0	0	0	3,701

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 1,170	02 傷病手当金	1,170
		01 傷病手当金	1,170
		18 負担金、補助及び交付金	1,170
		傷病手当金（新型コロナ対策）	1,170

22 償還金、利子 及び割引料	3,701	02 一般被保険者保険税還付金及び還付加算金	3,701
		01 一般被保険者保険税還付金及び還付加算金	3,701
		22 償還金、利子及び割引料	3,701
		過年度過誤納還付金及び還付加算金（一般医療分）	3,014
		過年度過誤納還付金及び還付加算金（一般支援分）	414
		過年度過誤納還付金及び還付加算金（一般介護分）	273

令和4年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号 歳入参考資料

(款) 2 県支出金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額				
2	県補助金				
	1	保険給付費等交付金			
		2 保険給付費等交付金 (特別交付金) △ 7,850	特別調整交付金分 (市町村向け) 24,968	特別調整交付金分 (市町村向け) 15,948	△ 9,020
			①保険者努力支援分 8,974	①保険者努力支援分 8,974	
			②保健事業分 15,994	②保健事業分 6,974	
			特別調整交付金分 (傷病手当金) 1,560	特別調整交付金分 (傷病手当金) 2,730	1,170

議案第78号

令和4年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第2号

令和4年度半田市の介護保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,273,991千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,949,742	千円 △146	千円 1,949,596
	2 国庫補助金	389,699	△146	389,553
4 支払基金交付金		2,379,533	△23	2,379,510
	1 支払基金交付金	2,379,533	△23	2,379,510
5 県支出金		1,281,659	△74	1,281,585
	2 県補助金	57,212	△74	57,138
7 繰入金		1,513,993	2,933	1,516,926
	1 他会計繰入金	1,390,558	3,033	1,393,591
	2 基金繰入金	123,435	△100	123,335
歳入合計		9,271,301	2,690	9,273,991

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 192,406	千円 3,107	千円 195,513
	1 総務管理費	108,377	3,969	112,346
	3 介護認定審査会費	80,342	△862	79,480
3 地域支援事業費		386,557	△417	386,140
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	245,631	△83	245,548
	2 包括的支援事業・任意事業費	140,926	△334	140,592
歳 出	合 計	9,271,301	2,690	9,273,991

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	1,949,742	△146	1,949,596
4 支払基金交付金	2,379,533	△23	2,379,510
5 県支出金	1,281,659	△74	1,281,585
7 繰入金	1,513,993	2,933	1,516,926
歳入合計	9,271,301	2,690	9,273,991

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	192,406	3,107	195,513
3 地域支援事業費	386,557	△417	386,140
歳出合計	9,271,301	2,690	9,273,991



補正額の財源内訳			
特 定 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
千円	千円	千円	千円
	0	0	0
	△220	0	△23
	△220	0	△23
一 般 財 源			
千円			
			3,107
			△174
			2,933

## 2 歳 入

### 3 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 49,083	千円 △17	千円 49,066
3 地域支援事業交付金（総合事業調整交付金）	7,126	△1	7,125
4 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	53,072	△128	52,944
計	389,699	△146	389,553

### 4 款 支払基金交付金

#### 1 項 支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	66,262	△23	66,239
計	2,379,533	△23	2,379,510

### 5 款 県支出金

#### 2 項 県補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	30,676	△10	30,666
2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	26,536	△64	26,472
計	57,212	△74	57,138

### 7 款 繰入金

#### 1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,390,558	3,033	1,393,591
-----------	-----------	-------	-----------

節		説明	
区 分	金 額		
1 現年度分	千円 △17	01 現年度分	千円 △17
1 現年度分調整 交付金	△1	01 現年度分調整交付金	△1
1 現年度分	△128	01 現年度分	△128

1 現年度分	△23	01 現年度分	△23

1 現年度分	△10	01 現年度分	△10
1 現年度分	△64	01 現年度分	△64

2 地域支援事業 繰入金（介護 予防・日常生 活支援総合事 業）	△10	01 現年度分	△10
--	-----	---------	-----

介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
計	1,390,558	3,033	1,393,591

2 項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	123,435	△100	123,335
計	123,435	△100	123,335

節		説明	
区分	金額		
3 地域支援事業 繰入金（包括 的支援事業・ 任意事業）	千円 △64	01 現年度分	千円 △64
4 職員給与費等 繰入金	3,107	01 職員給与費等繰入金	3,107

1 介護給付費準 備基金繰入金	△100	01 介護給付費準備基金繰入金	△100

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 一般管理費	108,377	3,969	112,346				3,969
計	108,377	3,969	112,346	0	0	0	3,969

##### 3 項 介護認定審査会費

2 認定調査等 費	29,790	△862	28,928				△862
計	80,342	△862	79,480	0	0	0	△862

#### 3 款 地域支援事業費

##### 1 項 介護予防・日常生活支援総合事業費

2 一般介護予 防事業費	26,811	△83	26,728	国庫支出金 △18 県支出金 △10		基金交付金 △23	△32
-----------------	--------	-----	--------	-----------------------------	--	--------------	-----

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	1,427	01 職員給等 (15人)	3,969
2 給料	591	01 職員給等	3,969
3 職員手当等	1,541	01 報酬	1,427
4 共済費	410	会計年度任用職員報酬	1,277
		超過勤務に係る報酬	150
		02 給料	591
		職員給	591
		03 職員手当等	1,541
		扶養手当	△240
		地域手当	21
		住居手当	△746
		通勤手当	△132
		超過勤務手当	1,704
		期末手当	60
		勤勉手当	706
		会計年度任用職員期末手当	168
		04 共済費	410
都市共済負担金 (長期)	241		
都市共済負担金 (短期)	34		
厚生年金保険料負担金	145		
全国健康保険協会負担金	△10		

1 報酬	△123	01 職員給等	△862
3 職員手当等	△401	01 職員給等	△862
4 共済費	△338	01 報酬	△123
		会計年度任用職員報酬	△133
		超過勤務に係る報酬	10
		03 職員手当等	△401
		会計年度任用職員期末手当	△401
		04 共済費	△338
		都市共済負担金 (短期)	△116
厚生年金保険料負担金	△59		
全国健康保険協会負担金	△163		

3 職員手当等	△132	01 職員給等 (1人)	△83
4 共済費	49	01 職員給等	△83
		03 職員手当等	△132
		超過勤務手当	△211
		勤勉手当	79

介護保険事業特別会計 (保険事業勘定)

1 項 介護予防・日常生活支援総合事業費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	245,631	△83	245,548	△28	0	△23	△32

2 項 包括的支援事業・任意事業費

2 包括的支援 事業費	121,906	△334	121,572	国庫支出金 △128 県支出金 △64			△142
計	140,926	△334	140,592	△192	0	0	△142



節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		04 共済費	49
		都市共済負担金（長期）	39
		都市共済負担金（短期）	10

1 報酬	△81	01 職員給等	△334
3 職員手当等	△175	01 職員給等	△334
4 共済費	△78	01 報酬	△81
		会計年度任用職員報酬	△41
		超過勤務に係る報酬	△40
		03 職員手当等	△175
		会計年度任用職員期末手当	△175
		04 共済費	△78
		都市共済負担金（短期）	△21
		厚生年金保険料負担金	△29
		全国健康保険協会負担金	△28

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	67	20,303	0	0	0	0	20,303	0
	計	67	20,303	0	0	0	0	20,303	0
補 正 前	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	67	20,303	0	0	0	0	20,303	0
	計	67	20,303	0	0	0	0	20,303	0
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	( ) 16	0	54,717	32,686	87,403	16,279	103,682
補正前	( ) 16	0	54,126	31,445	85,571	15,984	101,555
比 較	( ) 0	0	591	1,241	1,832	295	2,127

※( )内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	748	576	3,364	292	1,160	4,959	0
補正前	748	816	3,343	1,038	1,292	3,466	0
比 較	0	△ 240	21	△ 746	△ 132	1,493	0

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	11,398	10,189	0	32,686
補正前	11,338	9,404	0	31,445
比 較	60	785	0	1,241

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補正後	( 13 ) 13	29,557	0	5,227	34,784	5,133	39,917
補正前	( 12 ) 12	28,334	0	5,635	33,969	5,385	39,354
比 較	( 1 ) 1	1,223	0	△ 408	815	△ 252	563

※( )内は、短時間勤務職員

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	591	給与改定に伴う増減分	263 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均0.47% 改定実施時期 令和4年4月 前年度 改定なし	
		昇給・昇格に伴う増減分	221 昇給の状況 昇 給 △2人 △ 115 千円 昇 格 1人 336 千円	
		その他増減分	107 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況  現に在職する職員 計 補正後 16人 0人 16人 補正前 16人 0人 16人 増 減 0人 0人 0人	
職員 手当	1,241	制度改正に伴う増減分	544 勤勉手当の改定 勤勉手当 544 千円 改定実施時期 令和4年4月 年間支給月数 (改定前) (改定後) 1.90月 2.00月 (内訳) 6月期 0.95月 0.95月 12月期 0.95月 1.05月	
		その他増減分	697 管理職手当 0 千円 扶養手当 △ 240 千円 地域手当 21 千円 住居手当 △ 746 千円 通勤手当 △ 132 千円 超過勤務手当 1,493 千円 休日勤務手当 0 千円 期末手当 60 千円 勤勉手当 241 千円 特殊勤務手当 0 千円	

## (3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員以外の職員)

## ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	医療職(3)
補正後 令和4年4月1 日現在	平均給料月額(円)	290,440	358,600
	平均給与月額(円)	350,881	388,758
	平均年齢 (歳)	39歳6月	54歳0月
補正前 令和4年1月1 日現在	平均給料月額(円)	274,746	355,200
	平均給与月額(円)	323,560	390,127
	平均年齢 (歳)	39歳9月	53歳9月

## イ 初任給

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

## ウ 級別職員数

区 分	職 務 の 級	一般行政職		医療職(3)	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後 令和4年4月1 日現在	1級	( ) 1	6.7	( )	
	2級	( ) 3	20.0	( )	
	3級	( ) 8	53.3	( )	
	4級	( )		( ) 1	100.0
	5級	( ) 2	13.3	( )	
	6級	( )		( )	
	7級	( ) 1	6.7	( )	
	8級	( )		( )	
	9級	( )		( )	
	計	( ) 15	100.0	( ) 1	100.0
補正前 令和4年1月1 日現在	1級	( ) 2	13.3	( )	
	2級	( ) 4	26.6	( )	
	3級	( ) 6	40.0	( )	
	4級	( ) 1	6.7	( ) 1	100.0
	5級	( ) 1	6.7	( )	
	6級	( )		( )	
	7級	( ) 1	6.7	( )	
	8級	( )		( )	
	9級	( )		( )	
	計	( ) 15	100.0	( ) 1	100.0

※ ( )内は、短時間勤務職員

(行政職給料表(一))の級別標準的職務内容)

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種	
			一般行政職	医療職(3)
補	職員数(A) (人)	16	15	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	12	11	1
正 後	号級数別内訳	4号給 (人)	11	1
		号給 (人)		
		号給 (人)		
		号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		75.0	73.3	100.0
補	職員数(A) (人)	16	15	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	13	12	1
正 前	号級数別内訳	4号給 (人)	12	1
		号給 (人)		
		号給 (人)		
		号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		81.3	80.0	100.0

※短時間勤務職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

キ 地域手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的職種	
		一般行政職	医療職(3)
給料総額に対する比率(%)	0	0	0
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	0	0	0
特殊勤務手当の名称	—		

ケ その他の手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

令和4年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第2号 歳入参考資料

(款) 3 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
2	国庫補助金			
	2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)			
	1 現年度分 △ 17	現年度分 49,083 $\frac{245,415 \times 20}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 49,066 $\frac{245,332 \times 20}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 17
	3 地域支援事業交付金 (総合事業調整交付金)			
	1 現年度分調整 交付金 △ 1	現年度分調整交付金 7,126 $\frac{246,519 \times 2.89}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分調整交付金 7,125 $\frac{246,456 \times 2.89}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 1
	4 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)			
	1 現年度分 △ 128	現年度分 53,072 $\frac{137,851 \times 38.5}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 52,944 $\frac{137,517 \times 38.5}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 128

(款) 4 支払基金交付金

(単位：千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
1	支払基金交付金			
	2 地域支援事業 支援交付金			
	1 現年度分 △ 23	現年度分 66,262 $\frac{245,415 \times 27}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 66,239 $\frac{245,332 \times 27}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 23

(款) 5 県支出金

(単位：千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
2	県補助金			
	1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)			
	1 現年度分 △ 10	現年度分 30,676 $\frac{245,415 \times 12.5}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 30,666 $\frac{245,332 \times 12.5}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 10
	2 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)			
	1 現年度分 △ 64	現年度分 26,536 $\frac{137,851 \times 19.25}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 26,472 $\frac{137,517 \times 19.25}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 64





議案第 79 号

令和 4 年度半田市立半田病院事業会計補正予算第 3 号

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度半田市立半田病院事業会計の補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 4 年度半田市立半田病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	( 計 )
(4) 主要な建設改良事業			
病院建設費	3,187,161 千円	1,394 千円	3,188,555 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第 1 款 病院事業収益	15,010,672 千円	386,160 千円	15,396,832 千円
第 2 項 医業外収益	653,359 千円	386,160 千円	1,039,519 千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	14,881,394 千円	262,291 千円	15,143,685 千円
第 1 項 医業費用	14,212,562 千円	262,553 千円	14,475,115 千円
第 2 項 医業外費用	653,855 千円	△262 千円	653,593 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かつて書中「不足する額 586,197 千円」を「不足する額 586,894 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 580,137 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 580,834 千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第 1 款 資本的収入	3,220,075 千円	942 千円	3,221,017 千円
第 1 項 出 資 金	274,855 千円	697 千円	275,552 千円
第 5 項 寄 附 金	769 千円	245 千円	1,014 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	3,806,272 千円	1,639 千円	3,807,911 千円
第 1 項 建設改良費	3,445,934 千円	1,394 千円	3,447,328 千円
第 3 項 投 資	2,795 千円	245 千円	3,040 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	6,909,919 千円	122,409 千円	7,032,328 千円

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

令和4年度半田市立半田病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益			千円 15,010,672	千円 386,160	千円 15,396,832
	2 医業外収益		653,359	386,160	1,039,519
		3 補助金	28,594	386,160	414,754

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用			千円 14,881,394	千円 262,291	千円 15,143,685
	1 医業費用		14,212,562	262,553	14,475,115
		1 給与費	6,865,498	121,015	6,986,513
		3 経費	2,404,593	141,538	2,546,131
	2 医業外費用		653,855	△ 262	653,593
		2 消費税及び地方消費税	10,385	△ 262	10,123

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入			千円 3,220,075	千円 942	千円 3,221,017
	1 出 資 金		274,855	697	275,552
		1 一般会計出資金	274,855	697	275,552
	5 寄 附 金		769	245	1,014
		1 寄 附 金	769	245	1,014

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出			千円 3,806,272	千円 1,639	千円 3,807,911
	1 建 設 改 良 費		3,445,934	1,394	3,447,328
		2 病 院 建 設 費	3,187,161	1,394	3,188,555
	3 投 資		2,795	245	3,040
		2 基 金	695	245	940

# 令和4年度半田市立半田病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	243,299
減価償却費	948,022
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 480
引当金の増減額 (△は減少)	87,371
長期前受金戻入額	△ 198,258
受取利息及び受取配当金	△ 673
支払利息	25,489
固定資産除却費	6,819
修学資金返還免除額	19,440
未収金の増減額 (△は増加)	△ 47,718
未払金の増減額 (△は減少)	2,523
たな卸資産の増減額 (△は増加)	868
小計	1,086,702
利息及び配当金の受取額	673
利息の支払額	△ 25,489
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,061,886
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,030,465
有形固定資産の売却による収入	2
投資の取得等による支出	△ 3,040
投資の売却等による収入	26
寄附金による収入	1,014
一般会計からの繰入金による収入	179,123
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,853,340
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,765,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 357,543
他会計からの出資による収入	275,552
リース債務の支払による支出	△ 96,376
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,586,933
資金増加額	795,479
資金期首残高	5,447,121
資金期末残高	6,242,600

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総 括

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	( 14 ) 737	0	2,514,728	2,819,974	5,334,702	917,413	6,252,115
補正前	( 14 ) 738	0	2,588,153	2,654,127	5,242,280	925,924	6,168,204
比 較	( 0 ) △ 1	0	△ 73,425	165,847	92,422	△ 8,511	83,911

※ ( ) 内は、短時間勤務職員

手 当 等 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)
	補正後	40,796	55,025	219,579	49,825	56,126	201,141	44,874
	補正前	41,325	56,490	228,170	57,479	55,820	209,266	55,154
	比 較	△ 529	△ 1,465	△ 8,591	△ 7,654	306	△ 8,125	△ 10,280
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	退職給付費 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	587,225	499,479	665,844	48,594	62,133	289,333	2,819,974
	補正前	550,468	437,352	618,944	48,594	62,833	232,232	2,654,127
	比 較	36,757	62,127	46,900	0	△ 700	57,101	165,847

#### イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補正後	( 271 ) 271	627,322	0	72,901	700,223	79,990	780,213
補正前	( 274 ) 274	599,620	0	62,762	662,382	79,333	741,715
比 較	( △3 ) △ 3	27,702	0	10,139	37,841	657	38,498

※ ( ) 内は、短時間勤務職員

2 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考	
給料	△ 73,425	給与改定に伴う増減分	11,999	給与改定の状況 本年度 給与の改定率 平均0.47% 改定実施時期 令和4年4月 前年度 改定なし	
		昇給に伴う増減分	△ 5,160	昇給の状況  昇給 △39人 △ 4,385 千円 昇格 △5人 △ 775 千円	
		その他増減分	△ 80,264	新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現に在職する職員数 補正後 716 人 18 人 734 人 補正前 684 人 54 人 738 人 増減 32 人 △ 36 人 △ 4 人	
職員手当	165,847	制度改正に伴う増加分	29,340	勤勉手当の改定 勤勉手当 29,340 千円 改定実施時期 令和4年4月 年間支給月額 (改定前) (改定後) 1.90月 2.00月 (内訳) 6月期 0.95月 0.95月 12月期 0.95月 1.05月	
		その他増減分	136,507	管理職手当 △ 529 千円 扶養手当 △ 1,465 千円 地域手当 △ 8,591 千円 住居手当 △ 7,654 千円 通勤手当 306 千円 超過勤務手当 △ 8,125 千円 休日勤務手当 △ 10,280 千円 期末手当 36,757 千円 勤勉手当 32,787 千円 特殊勤務手当 46,900 千円 宿日直手当 0 千円 夜勤手当 △ 700 千円 退職給付費 57,101 千円	

### 3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

#### (1) 職員1人当たり給与

区 分		医 師 (医療職(1))	医 療 技 術 員 (医療職(2))	看 護 師 ・ 准 看 護 師 (医療職(3))	事 務 員 ・ 労 務 員 (行政職)
令和4年 4月1日現在	平均給料月額(円)	446,488	285,292	276,687	280,935
	平均給与月額(円)	974,317	358,489	383,132	358,002
	平均年齢(歳)	38歳6月	38歳8月	36歳8月	39歳0月
令和4年 1月1日現在	平均給料月額(円)	440,680	289,832	279,117	279,919
	平均給与月額(円)	968,411	367,199	395,973	340,707
	平均年齢(歳)	38歳8月	39歳11月	38歳0月	39歳8月

※短時間勤務職員は除く

#### (2) 初任給

区 分	医療職(1) (円)	医療職(2) (円)	医療職(3) (円)	一般行政職 (円)	一 般 会 計 の 制 度		
					医療職(2) (円)	医療職(3) (円)	一般行政職 (円)
高 校 卒				158,900			158,900
短 大 2 卒		173,700	213,200	172,600	173,700		172,600
短 大 3 卒		191,500	218,600			213,200	
大 学 卒		197,800	224,100	191,700	197,800	218,600	191,700
大 学 6 卒	323,400	216,600					



## (3) 級別職員数

区 分	職務 の級	医療職 (1)		医療職 (2)		医療職 (3)		行政職 (1)		行政職 (2)	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 4月1日現在	1	( ) 39	( ) 35.5	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 8	( ) 18.2	(1) 50.0
	2	( ) 24	( ) 21.8	(1) 70	(100.0) 54.2	(12) 258	(100.0) 59.3	( )	( ) 7	( ) 15.9	( )
	3	( ) 21	( ) 19.1	( ) 23	( ) 17.8	( ) 134	( ) 30.8	( )	( ) 18	( ) 40.9	( )
	4	( ) 22	( ) 20.0	( ) 30	( ) 23.3	( ) 26	( ) 6.0	( )	( ) 4	( ) 9.1	(1) 50.0
	5	( ) 4	( ) 3.6	( ) 5	( ) 3.9	( ) 16	( ) 3.7	( )	( ) 2	( ) 4.5	( )
	6	( )	( )	( ) 1	( ) 0.8	( ) 1	( ) 0.2	( )	( ) 3	( ) 6.8	( )
	7	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 1	( ) 2.3	( )
	8	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	9	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 1	( ) 2.3	( )
	計	( ) 110	( ) 100.0	(1) 129	(100.0) 100.0	(13) 435	(100.0) 100.0	( )	( ) 44	( ) 100.0	(1) 2

※ ( )内は、短時間勤務職員

区 分	職務 の級	医療職 (1)		医療職 (2)		医療職 (3)		行政職 (1)		行政職 (2)	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 1月1日現在	1	( ) 46	( ) 42.2	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 6	( ) 14.6	(1) 50.0
	2	( ) 17	( ) 15.6	(1) 67	(100.0) 54.5	(13) 235	(100.0) 57.9	( )	( ) 9	( ) 22.0	( )
	3	( ) 20	( ) 18.3	( ) 18	( ) 14.6	( ) 130	( ) 32.0	( )	( ) 17	( ) 41.5	( )
	4	( ) 22	( ) 20.2	( ) 33	( ) 26.8	( ) 24	( ) 5.9	( )	( ) 3	( ) 7.3	(1) 50.0
	5	( ) 4	( ) 3.7	( ) 5	( ) 4.1	( ) 16	( ) 4.0	( )	( ) 2	( ) 4.9	( )
	6	( )	( )	( )	( )	( ) 1	( ) 0.2	( )	( ) 2	( ) 4.9	( )
	7	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 1	( ) 2.4	( )
	8	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	9	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) 1	( ) 2.4	( )
	計	( ) 109	( ) 100.0	(1) 123	(100.0) 100.0	(13) 406	(100.0) 100.0	( )	( ) 41	( ) 100.0	(1) 2

※ ( )内は、短時間勤務職員

(級別の標準的な職務内容)

(令和4年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
医療職(1)	医師	部長	部長	医務局長 副医務局長 統括部長	院長 副院長				
医療職(2)	技術員	薬剤師 放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 医療技術士 臨床工学技士 視能訓練士 歯科衛生士 心理士 言語聴覚士	主任	副主任 主任	薬局長 技師 室長	薬剤局長 医療技術局長 薬局長 技師長			
医療職(3)	准看護師	助産師 看護師 准看護師	助産師 看護師 准看護師	看護長 査主	看護局次長 課長	看護局長 看護局次長			
行政職(1)	事務員 医療主事 技術員	書記 医療主事 技手	主事 医療主事 技師	主査	副主任 幹事	課長 課長 幹事	部次長 部長 課長	部次長 部長	部長
行政職(2)	療務員	療務員	療務員	療務員					

(4) 昇給に係る職員数

区分	合計	内訳							
		医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	行政職(1)	行政職(2)			
補 正 後	職員数 (A)	(人)	689	110	122	414	42	1	
	昇給に係る職員数 (B)	(人)	521	76	97	318	30	0	
	号給数別内訳	2号給	(人)	8	0	3	5	0	0
		4号給	(人)	492	76	89	298	29	0
		6号給	(人)	1	0	1	0	0	0
		8号給	(人)	4	0	4	0	0	0
		その他号給	(人)	16	0	0	15	1	0
比率 (B) / (A)	(%)	75.6	69.1	79.5	76.8	71.4	0.0		
補 正 前	職員数 (A)	(人)	721	118	129	426	47	1	
	昇給に係る職員数 (B)	(人)	558	93	100	334	31	0	
	号給数別内訳	2号給	(人)	0	0	0	0	0	0
		4号給	(人)	557	93	100	333	31	0
		6号給	(人)	0	0	0	0	0	0
		8号給	(人)	0	0	0	0	0	0
		その他号給	(人)	1	0	0	1	0	0
比率 (B) / (A)	(%)	77.4	78.8	77.5	78.4	66.0	0.0		

※任期付職員、短時間勤務職員は除く。

## (5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	行政職 (1)	行政職 (2)
給料総額に対する比率 (%)	24.5	72.9	1.9	13.5	0.0	0.0
支給対象職員の比率 (令和4年4月1日現在)(%)	80.5	99.1	50.4	93.1	0.0	0.0
支給対象職員1人当たり平均支給月額 (円)	88,756	324,653	10,284	37,862	0.0	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	特殊手当					

## (6) 期末手当・勤勉手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

## (7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

## (8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
地域手当	異	医療職(1) 支給率16% ※医療職(1)の国の指定基準に基づく支給率は16%
住居手当	同	
通勤手当	同	

令和4年度半田市立半田病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		2,416,501	
ロ 建 物	7,317,514		
減価償却累計額	<u>△ 5,342,182</u>	1,975,332	
ハ 附 帯 設 備	6,170,686		
減価償却累計額	<u>△ 5,450,097</u>	720,589	
ニ 構 築 物	236,936		
減価償却累計額	<u>△ 194,462</u>	42,474	
ホ 器 械 備 品	7,264,749		
減価償却累計額	<u>△ 5,661,653</u>	1,603,096	
ヘ 車 両	33,802		
減価償却累計額	<u>△ 28,971</u>	4,831	
ト リース資産	512,126		
減価償却累計額	<u>△ 286,751</u>	225,375	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>3,900,502</u>	
有形固定資産合計			10,888,700

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		940	
ロ ソフトウェア		<u>400,920</u>	
無形固定資産合計			401,860

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	38,189		
貸倒引当金	<u>△ 23,040</u>	15,149	
ロ 基 金		<u>30,429</u>	
投資合計			<u>45,578</u>

固定資産合計

11,336,138

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		6,242,600	
(2) 未 収 金	2,846,397		
貸倒引当金	<u>△ 49,767</u>	2,796,630	
(3) 貯 蔵 品		18,775	
(4) 前 払 費 用		<u>12,454</u>	

流動資産合計

9,070,459

資 産 合 計

20,406,597

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債 4,007,100 4,007,100

(2) リース債務 132,074

(3) 引当金

イ 退職給付引当金 2,417,708

ロ 修繕引当金 1,787

引当金合計 2,419,495

固定負債合計 6,558,669

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債 314,634 314,634

(2) リース債務 115,205

(3) 未払金 1,239,923

(4) 引当金

イ 賞与引当金 372,814

ロ 法定福利費引当金 71,193

引当金合計 444,007

(5) 預り金 1,086

(6) 未払消費税 △ 1,093

流動負債合計 2,113,762

5 繰延収益

長期前受金 2,569,591

収益化累計額 △ 2,136,051

繰延収益合計 433,540

負債合計 9,105,971

資本の部

6 資本金

9,860,154

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 寄附金 71,531

ロ 基金運用益 4,422

ハ 受贈財産評価額 2,067

資本剰余金合計 78,020

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 16,300

ロ 当年度末純利益剰余金 1,346,152

利益剰余金合計 1,362,452

剰余金合計 1,440,472

資本合計 11,300,626

負債資本合計 20,406,597

令和4年度半田市立半田病院事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益			15,010,672	386,160	15,396,832
	2 医業外収益		653,359	386,160	1,039,519
		3 補助金	28,594	386,160	414,754

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 県補助金	386,160	愛知県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 366,200
		愛知県医療機関等光熱費高騰対策支援金 19,960

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			14,881,394	262,291	15,143,685
	1 医業費用		14,212,562	262,553	14,475,115
		1 給与費	6,865,498	121,015	6,986,513



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
( 給 料 )	△ 73,865	
1 医師給	△ 39,958	
2 看護師給	△ 18,187	
3 医療技術員給	△ 9,876	
4 事務員給	△ 5,844	
( 手 当 )	90,770	管理職手当 △ 529 扶養手当 △ 1,559 地域手当 △ 8,624 住居手当 △ 7,654 通勤手当 272 超過勤務手当 △ 7,216 休日勤務手当 △ 10,271 期末勤勉手当(4～11月分) 72,757 特殊勤務手当 46,870 夜勤手当 △ 700 会計年度任用職員期末手当(4～11月分) 7,424
6 医師手当	△ 10,982	
7 看護師手当	95,178	
8 医療技術員手当	△ 2,067	
9 事務員手当	7,057	

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		3 経 費	2,404,593	141,538	2,546,131
	2 医 業 外 費 用		653,855	△ 262	653,593
		2 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	10,385	△ 262	10,123

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 労務員手当	1,584		
11 賞与引当金繰入額	27,472	期末勤勉手当(12~3月支給相当分)	24,799
		会計年度任用職員期末手当(12~3月支給相当分)	2,673
( 報 酬 )	27,694		
12 医師会計年度任用職員報酬	4,680	医師会計年度任用職員、代務医師	
13 看護師会計年度任用職員報酬	3,785	看護師会計年度任用職員	
14 医療技術員会計年度任用職員報酬	4,010	医療技術員会計年度任用職員	
15 事務員会計年度任用職員報酬	13,985	事務員会計年度任用職員	
16 労務員会計年度任用職員報酬	1,234	労務員会計年度任用職員	
17 法定福利費	△ 15,115	都市共済負担金	△ 16,812
		厚生年金負担金	△ 832
		協会けんぽ負担金	△ 985
		公務災害補償負担金	101
		労災保険負担金	△ 102
		雇用保険負担金	3,567
		特定健診負担金	△ 52
18 法定福利費引当金繰入額	6,958	都市共済負担金(期末勤勉手当12~3月相当分)	6,958
19 退職給付費	57,101		
3 旅費交通費	△ 512		
7 光熱水費	142,050	電気料	45,987
		ガス料	96,063
1 消費税及び地方消費税	△ 262		

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			3,220,075	942	3,221,017
	1 出 資 金		274,855	697	275,552
		1 一 般 会 計 出 資 金	274,855	697	275,552
	5 寄 附 金		769	245	1,014
		1 寄 附 金	769	245	1,014

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計出資金	697	
1 寄附金	245	半田病院整備基金寄附金

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			3,806,272	1,639	3,807,911
	1 建設改良費		3,445,934	1,394	3,447,328
		2 病院建設費	3,187,161	1,394	3,188,555
	3 投資		2,795	245	3,040
		2 基金	695	245	940

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 給	料	440	
2 手	当	310	扶養手当 94 地域手当 33 通勤手当 34 超過勤務手当 △ 909 休日勤務手当 △ 9 期末勤勉手当(4~11月分) 1,009 特殊勤務手当 30 会計年度任用職員期末手当(4~11月分) 28
3 賞与引当金繰入額		333	期末勤勉手当(12~3月支給相当分) 319 会計年度任用職員期末手当(12~3月支給相当分) 14
4 報	酬	8	事務員会計年度任用職員
5 法定福利費		224	都市共済負担金 209 厚生年金負担金 11 労災保険負担金 1 雇用保険負担金 3
6 法定福利費引当金繰入額		79	都市共済負担金(期末勤勉手当12~3月相当分) 79
1 基	金	245	半田病院整備基金積立金

令和4年度半田市立半田病院事業会計補正予算第3号 参考資料（寄附一覧）

（款）1 資本的収入

（単位：円）

項	目	節	細節 寄附の目的	寄附者名および寄附金額
5	寄附金			
	1	寄附金		
		1	寄附金	
			1 半田病院整備基金寄附金	
			半田病院の整備のために	森 智弘 様 30,000
				匿名（17名）（うち市外在住者16名 205,000） 215,000

※寄附者のうち市外在住者（ふるさと納税）16名 寄附金額合計 205,000円



議案第 80 号

令和 4 年度半田市水道事業会計補正予算第 2 号

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度半田市水道事業会計の補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 4 年度半田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第 1 款 水道事業収益	2,291,257 千円	64 千円	2,291,321 千円
第 1 項 営業収益	1,912,447 千円	64 千円	1,912,511 千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	2,020,725 千円	912 千円	2,021,637 千円
第 1 項 営業費用	1,952,457 千円	1,070 千円	1,953,527 千円
第 2 項 営業外費用	35,429 千円	△158 千円	35,271 千円

(資本的支出)

第 3 条 予算第 4 条本文かつ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 680,106 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 681,936 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 50,505 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 50,515 千円」に、「建設改良積立金 101,942 千円」を「建設改良積立金 103,762 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第 1 款 資本的支出	750,325 千円	1,830 千円	752,155 千円
第 1 項 建設改良費	639,168 千円	1,830 千円	640,998 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	108,171 千円	1,319 千円	109,490 千円

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

半田市長 久世孝宏



令和4年度半田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			千円 2,291,257	千円 64	千円 2,291,321
	1 営業収益		1,912,447	64	1,912,511
		3 その他の 営業収益	122,963	64	123,027

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			千円 2,020,725	千円 912	千円 2,021,637
	1 営業費用		1,952,457	1,070	1,953,527
		1 配水及び 給水費	1,202,745	6,607	1,209,352
		2 受託工事費	36,799	236	37,035
		3 総係費	175,062	△ 5,773	169,289
	2 営業外費用		35,429	△ 158	35,271
		3 消費税及び 地方消費税	26,604	△ 158	26,446

資本的支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			千円 750,325	千円 1,830	千円 752,155
	1 建設改良費		639,168	1,830	640,998
		1 建設改良費	628,702	1,830	630,532

令和4年度半田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	227,410
	減価償却費	522,160
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 671
	引当金の増減額(△は減少)	4,917
	長期前受金戻入額	△ 188,933
	受取利息及び受取配当金	△ 297
	支払利息	7,525
	未収金の増減額(△は増加)	24,578
	未払金の増減額(△は減少)	△ 33,727
	固定資産除却費	28,786
	たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 13,331
	小計	578,417
	利息及び配当金の受取額	297
	利息の支払額	△ 7,525
	計	571,189
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 570,780
	投資有価証券の取得による支出	△ 30,000
	工事負担金収入	93,723
	計	△ 507,057
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 81,157
	計	△ 81,157
	資金増加額	△ 17,025
	資金期首残高	1,842,915
	資金期末残高	1,825,890

給 与 費 明 細 書

1 総 括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(0) 14	51,450	38,570	90,020	16,886	106,906
補 正 前	(0) 14	50,897	37,741	88,638	16,914	105,552
比 較	(0) 0	553	829	1,382	△ 28	1,354

※ ( )内は、短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	1,763	1,764	3,301	270	1,265	4,563
	補 正 前	1,763	1,632	3,259	606	1,127	4,046
	比 較	0	132	42	△ 336	138	517
区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	合 計 (千円)	
補 正 後	99	10,731	9,306	464	5,044	38,570	
補 正 前	45	10,887	8,879	453	5,044	37,741	
比 較	54	△ 156	427	11	0	829	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(2) 2	1,968	593	2,561	23	2,584
補 正 前	(2) 2	2,000	599	2,599	20	2,619
比 較	(0) 0	△ 32	△ 6	△ 38	3	△ 35

※ ( )内は、短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	0	199	0
	補 正 前	0	0	0	0	199	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	394	0	0	0	593
	補 正 前	0	400	0	0	0	599
	比 較	0	△ 6	0	0	0	△ 6

2 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳(千円)	説明	備考
給料	553	給与改定に伴う増減分	0 給与改定の状況 本年度 改定なし 前年度 改定なし	
		昇給・昇格に伴う増減分	606 昇給・昇格の状況 昇給 9人 606千円 昇格 0人 0千円	
		その他増減分	△ 53 新陳代謝等に係る増減分 職員数の異動状況 現に在職する 職員数 補正後 14人 0人 14人 補正前 14人 0人 14人 増減 0人 0人 0人	
職員手当	829	制度改正に伴う減少分	497 期末手当の改定 期末手当 497千円 改定実施時期 令和4年4月 年間支給月数 (改定前) (改定後) 1.90月 2.00月 (内訳) 6月期 0.95月 0.95月 12月期 0.95月 1.05月	
		その他増減分	332 管理職手当 0千円 扶養手当 132千円 地域手当 42千円 住居手当 △ 336千円 通勤手当 138千円 超過勤務手当 517千円 休日勤務手当 54千円 期末手当 △ 653千円 勤勉手当 427千円 特殊勤務手当 11千円	



3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職	
	令和4年4月1日現在	平均給料月額 (円)
	平均給与月額 (円)	368,115
	平均年齢 (歳)	43歳1月
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	297,424
	平均給与月額 (円)	359,706
	平均年齢 (歳)	42歳5月

※短時間勤務職員は除く。

(2) 初 任 給

令和4年度半田市一般会計予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

(3) 級 別 職 員 数

区 分	職務の級	一般行政職		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年4月1日現在	1級	( ) 3	21.4	( )	0
	2級	( ) 1	7.1	( )	0
	3級	( ) 4	28.6	( )	0
	4級	( ) 3	21.4	( )	0
	5級	( ) 1	7.1	( )	0
	6級	( )	0	( )	0
	7級	( ) 1	7.1	( )	0
	8級	( )	0	( )	0
	9級	( ) 1	7.1	( )	0
	計	( ) 14	100	( )	0
令和4年1月1日現在	1級	( ) 3	21.4	( )	0
	2級	( ) 3	21.5	( )	0
	3級	( ) 2	14.3	( )	0
	4級	( ) 2	14.3	( )	0
	5級	( ) 2	14.3	( )	0
	6級	( )	0	( )	0
	7級	( ) 1	7.1	( )	0
	8級	( )	0	( )	0
	9級	( ) 1	7.1	( )	0
	計	( ) 14	100	( )	0

※ ( ) 内は、短時間勤務職員

## (級別基準職務)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
一般行政職	事務員 技術員	書記 手技	主事 技師	主査	課長補佐 副主幹	課長 主幹	課長	部長 監	部長

## (4) 昇給

区分		合計		代表的な職種 一般行政職		
補 正 後	職員数 (A) (人)	14		14		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9		9		
	号給数別内訳	2号給 (人)	0		0	
		4号給 (人)	7		7	
		6号給 (人)	0		0	
		8号給 (人)	1		1	
		その他の号給 (人)	1		1	
比率 (B) / (A) (%)	64.3		64.3			
補 正 前	職員数 (A) (人)	14		14		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10		10		
	号給数別内訳	2号給 (人)	1		1	
		4号給 (人)	9		9	
		6号給 (人)	0		0	
		8号給 (人)	0		0	
		その他の号給 (人)	0		0	
比率 (B) / (A) (%)	71.4		71.4			

※短時間勤務職員は除く。

## (5) 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.87	0.87	-
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	64.29	64.29	-
支給対象職員1人当り 平均支給月額 (円)	4,296	4,296	-
代表的な特殊勤務手当の名称	特 殊 手 当		

## (6) 期末手当・勤勉手当

令和4年度半田市一般会計予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

## (7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

令和4年度半田市一般会計予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

## (8) その他の手当

令和4年度半田市一般会計予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。



令和4年度半田市水道事業予定貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1 固定資産			
(1)有形固定資産			
イ	土地		379,877
ロ	建物	281,023	
	減価償却累計額	<u>△ 152,904</u>	128,119
ハ	構築物	25,699,973	
	減価償却累計額	<u>△ 12,882,593</u>	12,817,380
ニ	機械及び装置	973,979	
	減価償却累計額	<u>△ 730,496</u>	243,483
ホ	量水器	234,542	
	減価償却累計額	<u>△ 118,496</u>	116,046
ヘ	車両及び運搬具	8,866	
	減価償却累計額	<u>△ 7,645</u>	1,221
ト	工具器具及び備品	31,893	
	減価償却累計額	<u>△ 24,554</u>	7,339
チ	建設仮勘定		<u>50,791</u>
	有形固定資産合計		13,744,256
(2)無形固定資産			
イ	電話加入権		55
ロ	庁舎使用権		275,555
	ソフトウェア		<u>0</u>
	無形固定資産合計		275,610
(3)投資その他の資産			
	投資その他の資産		<u>30,000</u>
	固定資産合計		14,049,866
2 流動資産			
(1)現金預金			
	現金預金		1,825,890
(2)未収金			
	未収金	73,258	
	貸倒引当金	<u>△ 3,565</u>	69,693
(3)貯蔵品			
	貯蔵品		<u>15,757</u>
(4)その他流動資産			
	その他流動資産		158
	流動資産合計		<u>1,911,498</u>
	資産合計		<u><u>15,961,364</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 153,161 153,161

(2) 引当金

イ 退職給付引当金 137,320

ロ 修繕引当金 96,502

引当金合計 233,822

固定負債合計 386,983

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 66,033 66,033

(2) 未払金

493,513

(3) 引当金

イ 賞与引当金 7,189

ロ 法定福利費引当金 1,345

ハ 修繕引当金 0

引当金合計 8,534

(4) 預り金

1,214

流動負債合計 569,294

5 繰延収益

(1) 長期前受金

10,329,232

(2) 収益化累計額

△ 6,860,301

繰延収益合計 3,468,931

負債合計 4,425,208

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金

8,808,208

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 寄附金 1,000

ロ その他資本剰余金 1,443,132

資本剰余金合計 1,444,132

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 15,045

ロ 建設改良積立金 905,244

ハ 当年度未処分利益剰余金 363,527

利益剰余金合計 1,283,816

剰余金合計 2,727,948

資本合計 11,536,156

負債資本合計 15,961,364

令和4年度半田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			2,291,257	64	2,291,321
	1 営業収益		1,912,447	64	1,912,511
		3 その他の 営業収益	122,963	64	123,027

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			2,020,725	912	2,021,637
	1 営業費用		1,952,457	1,070	1,953,527
		1 配水及び 給水費	1,202,745	6,607	1,209,352

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
他会計負担金	64	給与費負担金（下水道事業負担金）

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
給料	2,519	
手当	1,488	扶養手当 258
		地域手当 167
		住居手当 △ 270
		通勤手当 34
		超過勤務手当 552
		期末手当(4月～11月分) 395
		勤勉手当(4月～11月分) 317
		特殊勤務手当 22
		休日勤務手当 13
動力費	1,595	電力料 1,443
		電灯料 152
賞与引当金額	250	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法定福利費	708	都市共済負担金
法定福利費引当金額	47	都市共済(長期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) 34
		都市共済(短期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) 13

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
		2 受託工事費	36,799	236	37,035
		3 総係費	175,062	△ 5,773	169,289
	2 営業外費用		35,429	△ 158	35,271
		3 消費税及び地方消費税	26,604	△ 158	26,446



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
給料		127	
手当		70	扶養手当 7 地域手当 8 超過勤務手当 △ 28 期末手当(4月～11月分) 31 勤勉手当(4月～11月分) 47 特殊勤務手当 2 休日勤務手当 3
賞与引当金額 繰入額		20	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法定福利費		16	都市共済負担金
法定福利費 引当金額繰入額		3	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 2 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～4月相当分) 1
給料		△ 2,725	
手当		△ 1,459	扶養手当 △ 360 地域手当 △ 183 超過勤務手当 △ 179 期末手当(4月～11月分) △ 461 勤勉手当(4月～11月分) △ 242 特殊勤務手当 △ 44 休日勤務手当 10
賞与引当金額 繰入額		△ 505	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法定福利費		△ 987	都市共済負担金
法定福利費 引当金額繰入額		△ 97	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 70 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 27
消費税及び 地方消費税			

資本的支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			750,325	1,830	752,155
	1 建設改良費		639,168	1,830	640,998
		1 建設改良費	628,702	1,830	630,532

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給 料	600	
手 当	877	扶養手当 227 地域手当 50 住居手当 △ 66 通勤手当 104 超過勤務手当 172 期末手当(4月～11月分) 167 勤勉手当(4月～11月分) 164 特殊勤務手当 31 休日勤務手当 28
賞 与 引 当 金 繰 入 額	84	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法 定 福 利 費	253	都市共済負担金
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	16	都市共済(長期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) 12 都市共済(短期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) 4



議案第 8 1 号

令和 4 年度半田市下水道事業会計補正予算第 2 号

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度半田市下水道事業会計の補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 4 年度半田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	3,540,079 千円	△6,349 千円	3,533,730 千円
第 1 項 営業収益	2,029,058 千円	△3,292 千円	2,025,766 千円
第 2 項 営業外収益	1,511,018 千円	△3,057 千円	1,507,961 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	3,511,552 千円	△9,939 千円	3,501,613 千円
第 1 項 営業費用	3,201,932 千円	△6,348 千円	3,195,584 千円
第 2 項 営業外費用	308,617 千円	△3,591 千円	305,026 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文かつ書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 9, 0 2 7 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 2, 6 1 7 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1 5 4, 6 6 5 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 1 6 7, 7 3 2 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 7 9 8, 2 8 6 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 7 8 1, 6 2 9 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第 1 款 資本的収入	2,304,876 千円	33,059 千円	2,337,935 千円
第 1 項 企業債	651,100 千円	31,000 千円	682,100 千円
第 2 項 出資金	1,017,310 千円	2,059 千円	1,019,369 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	3,340,976 千円	33,059 千円	3,374,035 千円
第 1 項 建設改良費	1,228,521 千円	33,059 千円	1,261,580 千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 655,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0% 以内	政府資金等融資 条件に定めのある 場合は、その融資 条件により、銀行そ 他の場合には、そ の債権者と協定す るものによる。ただ し、企業財政の都 合により、据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償 還もしくは借換えす ることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	126,754 千円	△17,778 千円	108,976 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条本文中「554,627千円」を「551,570千円」に改める。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

令和4年度半田市下水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	
1 下水道事業収	業益		千円 3,540,079	千円 △ 6,349	千円 3,533,730	
		1 営業収益		2,029,058	△ 3,292	2,025,766
			2 他会計負担金	606,034	△ 3,292	602,742
		2 営業外収益		1,511,018	△ 3,057	1,507,961
			2 他会計補助金	459,011	△ 3,057	455,954

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	
1 下水道事業費	業用		千円 3,511,552	千円 △ 9,939	千円 3,501,613	
		1 営業費用		3,201,932	△ 6,348	3,195,584
			1 汚水管渠費	23,906	32	23,938
			2 雨水管渠費	23,096	100	23,196
			3 雨水ポンプ場費	123,531	9,738	133,269
			4 排水機場費	28,175	1,777	29,952
			5 普及促進費	5,694	30	5,724
			6 水質規制費	22,682	315	22,997
			9 総係費	134,548	△ 18,340	116,208
			2 営業外費用		308,617	△ 3,591
		2 消費税及び地方消費税		24,939	△ 3,591	21,348

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			千円 2,304,876	千円 33,059	千円 2,337,935
	1 企業債		651,100	31,000	682,100
		1 企業債	651,100	31,000	682,100
	2 出資金		1,017,310	2,059	1,019,369
		1 他会計出資金	1,017,310	2,059	1,019,369

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			千円 3,340,976	千円 33,059	千円 3,374,035
	1 建設改良費		1,228,521	33,059	1,261,580
		1 汚水整備費	202,291	33,058	235,349
		2 雨水整備費	998,233	1	998,234



# 令和4年度半田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位: 千円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	500
減価償却費	2,024,540
貸倒引当金の増減額(△は減少)	283
引当金の増減額(△は減少)	9,323
長期前受金戻入額	△ 1,051,577
受取利息及び受取配当金	△ 24
支払利息	283,678
未収金の増減額(△は増加)	△ 142,371
未払金の増減額(△は減少)	90,746
固定資産除却費	<u>2,415</u>
小計	1,217,513
利息及び配当金の受取額	24
利息の支払額	<u>△ 283,678</u>
計	933,859

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,281,486
無形固定資産の取得による支出	△ 24,655
国庫県補助金等による収入	600,736
他会計補助金による収入	86,924
他会計負担金等による収入	<u>16,125</u>
計	△ 602,356

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	682,100
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,112,455
他会計からの出資による収入	<u>1,019,369</u>
計	△ 410,986

資 金 減 少 額	△ 79,483
資 金 期 首 残 高	<u>490,083</u>
資 金 期 末 残 高	410,600

# 給 与 費 明 細 書

## 1 総括

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数		給与費					法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(0) 0	(0) 13	0	47,625	0	39,939	87,564	16,621	104,185
補正前	(0) 0	(0) 13	0	49,265	0	55,059	104,324	17,688	122,012
比 較	(0) 0	(0) 0	0	△ 1,640	0	△ 15,120	△ 16,760	△ 1,067	△ 17,827

※ ( )内は、短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務 手 当 (千円)
	補正後	748	1,152	2,974	336	1,286	5,505
	補正前	748	1,608	3,099	0	1,319	4,639
	比 較	0	△ 456	△ 125	336	△ 33	866
区 分	休日勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	合計 (千円)	
補正後	126	9,794	8,647	0	9,371	39,939	
補正前	100	10,400	8,453	0	24,693	55,059	
比 較	26	△ 606	194	0	△ 15,322	△ 15,120	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(2) 2	3,316	821	4,137	654	4,791
補正前	(2) 2	3,360	806	4,166	576	4,742
比 較	(0) 0	△ 44	15	△ 29	78	49

※ ( )内は、短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	0	132	4
	補 正 前	0	0	0	0	132	0
	比 較	0	0	0	0	0	4
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	685	0	0	0	821
	補 正 前	0	674	0	0	0	806
	比 較	0	11	0	0	0	15

2 給料及び手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区 分	増減額(千円)	増減理由別内訳（千円）	説 明	備 考
給料	△ 1,640	給与改定に伴う増減分	143 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均0.30% 改定実施時期 令和4年4月 前年度 改定なし	
		昇給・昇格に伴う増減分	498 昇給の状況 昇 給 6人 498千円 昇 格 0人 0千円	
		その他増減分	△ 2,281 新陳代謝等に係る増減分 職員数の異動状況  現に在職する職員 計 補正後 13人 0人 13人 補正前 13人 0人 13人 増 減 0人 0人 0人	
職員手当	△ 15,120	制度改正に伴う増減分	452 勤勉手当の改定 勤勉手当 452千円 改定実施時期 令和4年4月 年間支給月数 (改定前) (改定後) 1.90月 2.00月  (内訳) 6月期 0.95月 0.95月 12月期 0.95月 1.05月	
		その他増減分	△ 15,572 管理職手当 0千円 扶養手当 △ 456千円 地域手当 △ 125千円 住居手当 336千円 通勤手当 △ 33千円 超過勤務手当 866千円 休日勤務手当 26千円 期末手当 △ 606千円 勤勉手当 △ 258千円 特殊勤務手当 0千円 退職手当 △ 15,322千円	

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

(1) 職員1人当たり給与

	区 分	一般行政職
令和4年4月1日現在	平均給料月額（円）	305,269
	平均給与月額（円）	383,470
	平均年齢（歳）	44歳6月
令和4年1月1日現在	平均給料月額（円）	312,962
	平均給与月額（円）	384,527
	平均年齢（歳）	45歳8月

※短時間勤務職員は除く

(2) 初任給

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(3) 級別職員数

区 分	職 務 の 級	一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補正後 令和4年4月1日 現在	1級	( )	
	2級	( ) 4	30.8
	3級	( ) 4	30.8
	4級	( ) 2	15.4
	5級	( ) 2	15.4
	6級	( ) 1	7.6
	7級	( )	
	8級	( )	
	計	( ) 13	100.0
補正前 令和4年1月1日 現在	1級	( )	
	2級	( ) 4	30.7
	3級	( ) 3	23.1
	4級	( ) 3	23.1
	5級	( ) 2	15.4
	6級	( )	
	7級	( ) 1	7.7
	8級	( )	
	計	( ) 13	100.0

※( )内は、短時間勤務職員

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
一 般 行政職	事 務 員 技 術 員	書 記 手 技	主 事 技 師	主 査	課 長 補 佐 主 幹	課 長 主 幹	部 次 長 監 課 長	部 長	部 長

## (4) 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種 一 般 行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	13	13	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	6	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	6	6
		6号給 (人)	0	0
		8号給 (人)	0	0
		その他号給 (人)	0	0
比 率 ( B ) / ( A ) (%)	46.2	46.2		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	13	13	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7	7	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	6	6
		6号給 (人)	0	0
		8号給 (人)	0	0
		その他号給 (人)	0	0
比 率 ( B ) / ( A ) (%)	53.8	53.8		

## (5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種 一 般 行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.00	0.00
支給対象職員の比率 (令和4年4月1日現在) (%)	0.00	0.00
支給対象職員1人当たり 平均支給月額 (円)	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称	特 殊 手 当	

## (6) 期末手当・勤勉手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

## (7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

## (8) その他の手当

令和4年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。



令和4年度半田市下水道事業予定貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1)有形固定資産

イ 土 地		1,374,149
ロ 建 物	5,939,461	
減価償却累計額	<u>△ 1,436,239</u>	4,503,222
ハ 構 築 物	54,743,782	
減価償却累計額	<u>△ 11,622,996</u>	43,120,786
ニ 機 械 及 び 装 置	1,307,284	
減価償却累計額	<u>△ 824,090</u>	483,194
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	2,137	
減価償却累計額	<u>△ 1,166</u>	971
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,996	
減価償却累計額	<u>△ 312</u>	1,684
ト 建 設 仮 勘 定		<u>478,696</u>

有形固定資産合計

49,962,702

(2)無形固定資産

イ 地 上 権		1,376
ロ 施 設 利 用 権		<u>2,278,572</u>

無形固定資産合計

2,279,948

(3)投資その他の資産

イ 出 資 金		<u>834</u>
---------	--	------------

投資その他の資産合計

834

固定資産合計

52,243,484

2 流動資産

(1)現金預金		410,600
(2)未収金	389,809	
貸倒引当金	<u>△ 2,308</u>	387,501
(3)その他流動資産		<u>0</u>

流動資産合計

798,101

資産合計

53,041,585



負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 12,917,469 12,917,469

(2) 引当金

イ 退職給付引当金 107,544

引当金合計 107,544

固定負債合計

13,025,013

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 1,842,782 1,842,782

(2) 未払金

427,458

(3) 引当金

イ 退職給付引当金 0

ロ 賞与引当金 6,677

ハ 法定福利引当金 1,255

引当金合計 7,932

(4) 預り金

1,000

流動負債合計

2,279,172

5 繰延収益

(1) 長期前受金

31,128,677

(2) 収益化累計額

△ 7,516,913

繰延収益合計

23,611,764

負債合計

38,915,949

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金

12,649,064

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈資産評価額 807,627

ロ 他会計負担金 566,522

ハ 基金運用金 0

資本剰余金合計

1,374,149

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金 102,423

利益剰余金合計

102,423

剰余金合計

1,476,572

資本合計

14,125,636

負債資本合計

53,041,585

注記

Ⅲ セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：千円）

補正後	汚水事業	雨水事業	合計
営業収益	1,291,355	605,347	1,896,702
営業費用	2,067,340	1,036,430	3,103,770
営業損益	△ 775,985	△ 431,083	△ 1,207,068
経常損益	0	500	500
セグメント資産	31,555,975	21,485,610	53,041,585
セグメント負債	24,294,386	14,621,563	38,915,949
その他の項目			
他会計繰入金	1,356,699	816,982	2,173,681
減価償却費	1,186,299	838,241	2,024,540
支払利息	218,799	64,879	283,678
固定資産の増加額	△ 947,349	226,534	△ 720,815
補正前	汚水事業	雨水事業	合計
営業収益	1,291,355	608,639	1,899,994
営業費用	2,070,391	1,040,771	3,111,162
営業損益	△ 779,036	△ 432,132	△ 1,211,168
経常損益	0	500	500
セグメント資産	31,524,163	21,499,730	53,023,893
セグメント負債	24,264,632	14,635,684	38,900,316
その他の項目			
他会計繰入金	1,357,698	820,273	2,177,971
減価償却費	1,186,299	838,241	2,024,540
支払利息	218,799	64,879	283,678
固定資産の増加額	△ 977,415	226,533	△ 750,882
比較	汚水事業	雨水事業	合計
営業収益	0	△ 3,292	△ 3,292
営業費用	△ 3,051	△ 4,341	△ 7,392
営業損益	3,051	1,049	4,100
経常損益	0	0	0
セグメント資産	31,812	△ 14,120	17,692
セグメント負債	29,754	△ 14,121	15,633
その他の項目			
他会計繰入金	△ 999	△ 3,291	△ 4,290
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
固定資産の増加額	30,066	1	30,067

IV その他の注記  
他会計からの補助金

【補正後】

地方公営企業繰出金の基準による雨水処理に要する経費等の他、企業債償還元金及び建設改良費等の費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2, 173, 681千円である。

【補正前】

地方公営企業繰出金の基準による雨水処理に要する経費等の他、企業債償還元金及び建設改良費等の費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2, 177, 971千円である。

令和4年度半田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1	下水道事業収益		3,540,079	△ 6,349	3,533,730
	1	営業収益	2,029,058	△ 3,292	2,025,766
		2 他会計負担金	606,034	△ 3,292	602,742
	2	営業外収益	1,511,018	△ 3,057	1,507,961
		2 他会計補助金	459,011	△ 3,057	455,954

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
一般会計負担金	△ 3,292	雨水処理に要する経費（資本費等）に対する負担金 △ 5,069 排水機場維持管理に要する経費に対する負担金 1,777
一般会計補助金	△ 3,057	分流式下水道等に要する経費（減価償却費、企業債利息）に対する補助金 △ 3,081 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する補助金 315 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する補助金 15 汚水事業費(収益的収支不足額)に対する補助金 △ 306

## 支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			3,511,552	△ 9,939	3,501,613
	1 営業費用		3,201,932	△ 6,348	3,195,584
		1 汚水管渠費	23,906	32	23,938
		2 雨水管渠費	23,096	100	23,196
		3 雨水ポンプ場費	123,531	9,738	133,269
		4 排水機場費	28,175	1,777	29,952
		5 普及促進費	5,694	30	5,724

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
給料	36	正職 1 人分	
手当	△ 14	地域手当 2	
		超過勤務手当 △ 52	
		期末手当(4月～11月分) 8	
		勤勉手当(4月～11月分) 26	
		休日勤務手当 2	
賞与引当金額 繰入額	22	期末手当(12月～3月支給相当分) 8	
		勤勉手当(12月～3月支給相当分) 14	
法定福利費	△ 16	都市共済負担金 △ 16	
法定福利費 引当金額繰入額	4	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 3	
		都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 1	
手当	81	超過勤務手当 48	
		勤勉手当(4月～11月分) 40	
		休日勤務手当 △ 7	
賞与引当金額 繰入額	15	勤勉手当(12月～3月支給相当分) 15	
法定福利費	△ 1	都市共済負担金 1	
		公務災害補償負担金 △ 2	
法定福利費 引当金額繰入額	5	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 3	
		都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 2	
手当	12	勤勉手当(4月～11月分) 12	
賞与引当金額 繰入額	3	勤勉手当(12月～3月支給相当分) 3	
法定福利費	△ 15	都市共済負担金 △ 15	
法定福利費 引当金額繰入額	1	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 1	
動力費	9,737	電力料 9,737	
動力費	1,777	電力料 1,777	
給料	36	正職 1 人分	

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		6 水質規制費	22,682	315	22,997
		9 総係費	134,548	△ 18,340	116,208



(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
手当	△ 41	地域手当	2
		超過勤務手当	△ 79
		期末手当(4月～11月分)	8
		勤勉手当(4月～11月分)	26
		休日勤務手当	2
賞与引当金額繰入額	22	期末手当(12月～3月支給相当分)	8
		勤勉手当(12月～3月支給相当分)	14
法定福利費	9	都市共済負担金	10
		公務災害補償負担金	△ 1
法定福利費引当金額繰入額	4	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分)	3
		都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分)	1
給料	66	正職2人分、会計年度任用職員1人分	
手当	158	扶養手当	△ 300
		地域手当	△ 12
		通勤手当	△ 67
		超過勤務手当	405
		期末手当(4月～11月分)	25
		勤勉手当(4月～11月分)	91
		休日勤務手当	16
		賞与引当金額繰入額	70
法定福利費	4	都市共済負担金	26
		協会けんぽ負担金	△ 17
		公務災害補償金負担金	△ 4
		厚生年金保険料負担金	△ 1
法定福利費引当金額繰入額	17	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分)	9
		都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分)	4
		協会けんぽ(期末手当12月～3月相当分)	2
		厚生年金(期末手当12月～3月相当分)	2
給料	△ 1,810	正職4人分	
手当	△ 266	扶養手当	△ 156
		地域手当	△ 118
		住居手当	336
		通勤手当	34
		超過勤務手当	320
		期末手当(4月～11月分)	△ 522
		勤勉手当(4月～11月分)	△ 166
		休日勤務手当	6

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	2 営業外費用		308,617	△ 3,591	305,026
		2 消費税及び 地方消費税	24,939	△ 3,591	21,348

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	△ 234	期末手当(12月～3月支給相当分) △ 160
		勤勉手当(12月～3月支給相当分) △ 74
法 定 福 利 費	△ 726	都市共済負担金 △ 724
		公務災害補償負担金 △ 2
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	△ 46	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 28
		都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 18
負 担 金	64	水道事業給与費負担金
退 職 給 付 費	△ 15,322	退職給付引当分
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	△ 3,591	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入			2,304,876	33,059	2,337,935
	1 企業債		651,100	31,000	682,100
		1 企業債	651,100	31,000	682,100
	2 出資金		1,017,310	2,059	1,019,369
		1 他会計出資金	1,017,310	2,059	1,019,369

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
公 共 下 水 道 事 業 債	31,000		
一般会計出資金	2,059	その他下水道事業に要する経費に対する出資金	2,059

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			3,340,976	33,059	3,374,035
	1 建設改良費		1,228,521	33,059	1,261,580
		1 汚水整備費	202,291	33,058	235,349
		2 雨水整備費	998,233	1	998,234

節		説明
区分	金額	
給料	△ 23	正職 1 人分、会計年度任用職員 1 人分
手当	218	超過勤務手当 176 期末手当(4月～11月分) △ 5 勤勉手当(4月～11月分) 38 休日勤務手当 9
賞与引当金額 繰入額	17	期末手当(12月～3月支給相当分) 3 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 14
法定福利費	△ 70	都市共済負担金 △ 49 協会けんぽ負担金 △ 19 公務災害補償負担金 △ 2
法定福利費 引当金額繰入額	5	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 3 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 2
工事請負費	32,911	公共汚水ます設置工事 32,911
給料	11	正職 1 人分
手当	120	地域手当 1 超過勤務手当 52 期末手当(4月～11月分) 2 勤勉手当(4月～11月分) 67 休日勤務手当 △ 2
賞与引当金額 繰入額	34	期末手当(12月～3月支給相当分) 6 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 28
法定福利費	△ 173	都市共済負担金 △ 168 公務災害補償負担金 △ 5
法定福利費 引当金額繰入額	9	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 7 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 2





議案第八十二号

半田市個人情報保護条例を廃止する等の条例について

半田市個人情報保護条例を廃止する等の条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月六日

半田市長 久世孝宏

半田市個人情報保護条例を廃止する等の条例

(半田市個人情報保護条例の廃止)

第一条 半田市個人情報保護条例(平成十八年半田市条例第一号)は、廃止する。

(半田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第二条 半田市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成十八年半田市条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「半田市個人情報保護条例(平成十八年半田市条例第一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

次の事項を調査審議するため、半田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 一 半田市情報公開条例の規定によりその権限に属するとされた事項
- 二 法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に係る事項

第三条第二項中「及び個人情報保護」を削る。

第六条第一項中「半田市個人情報保護条例第三十八条第一項」を「法第百五条第一項」に改める。

(半田市手数料条例の一部改正)

第三条 半田市手数料条例(昭和三十九年半田市条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

<p>三十七 自己情報開示 請求手数料</p>		<p>無料</p>	<p>写しの交付の方法により開示を受けらるるものにあつては、当該写しの作成及び送付に要する費用を徴収する。</p>
-----------------------------	--	-----------	---

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 議案第八十三号

半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について  
半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和四年十二月六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
(半田市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 半田市職員の定年等に関する条例(昭和五十八年半田市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年制度(第二条―第五条)

第三章 管理監督職勤務上限年齢制(第六条―第十一条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十二条・第十三条)

第五章 雑則(第十四条)

### 附則

#### 第一章 総則

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同項ただし書を削る。

第四条第一項を次のように改める。

任命権者は、定年に達した職員が第一条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させる

ことができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第九条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

第四条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「認めるときは、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由」を「第一項各号に掲げる事由」に、「存しなくなつた」を「なくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

### 第三章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、半田市職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十二号）第十二条に規定する職（医師及び歯科

医師を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員的人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- 三 当該職員他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等をする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算し

て一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易

に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。

できる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合をいう。）の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第五章 雑則

（雑則）

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の三項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

5 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田市条例第〇号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）第一条による改正前の第三条ただし書に掲げる職員であつて、第三条の規定を適用する職員の定年については、前項の規定にかかわらず、年齢六十五年とする。



(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和四年改正条例による改正前の第三条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(半田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 第二条 半田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(半田市職員の再任用に関する条例の廃止)

- 第三条 半田市職員の再任用に関する条例（平成十三年半田市条例第四号）は、廃止する。

(半田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 第四条 半田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年半田市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減する額が現に受ける給料の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減するものとする。

(半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 第五条 半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年半田市条例第四号）の一

部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第十二条第一項第一号並びに第十九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則第十二項を削る。

(半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第六条 半田市職員の育児休業等に関する条例（平成四年半田市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 半田市職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第十条に次の一号を加える。

三 半田市職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第十七条の表第八条第一項の項を削り、同表第十六条第三項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表第十六条第四項の項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十条の表第十六条第三項の項及び第十六条第四項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表第二十七条の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の一項を加える。

- 4 育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十七條の規定による勤務をすることとなった職員を含む。）に対する半田市職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十二号）附則第十三項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年半田市条例第四号）第二条第二項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第七條 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年半田市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項又は第二十八條の六第一項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 半田市職員の定年等に関する条例第九條第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（半田市職員の給与に関する条例の一部改正）

第八條 半田市職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「その者」を「当該職員」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第四條第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短

時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条の二第二項第一号中「その者」を「当該職員」に改める。

第十三条第一項第二号中「以下」の下に「この条において」を加える。

第十六条第二項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第四項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項第一号及び第六項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第二十四条第二項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の七項を加える。

(六十歳超職員の給料月額の特例)

13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第十五項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第五条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

14 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 医師及び歯科医師
- 三 半田市職員の定年等に関する条例（昭和五十八年半田市条例第二十六号）第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同条例第九条第一項又は第二項の規定

により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

四 半田市職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

15 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十七項において「異動日」といつ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十三項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」といつ。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」といつ。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第十三項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第四条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第四条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第十三項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十五項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、附則第十五項及び第十六項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第十五項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十三項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として

支給する。

- 19 附則第十三項から前項までに定めるもののほか、附則第十三項の規定による給料月額、附則第十五項の規定による給料その他附則第十三項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第一から別表第四までの規定中「給料月額」を「給料月額又は標準給料月額」に、「再任用職員」を「対年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(半田市職員の降給に関する条例の一部改正)

第九条 半田市職員の降給に関する条例（平成二十八年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「とする」を「並びに地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第三条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において、必要があると認めるときは」を「該当し、必要があると認める場合は」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 2 半田市職員の給与に関する条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、当分の間、第二条中「とする」とあるのは「並びに半田市職員の給与に関する条例附則第十三項の規定による降給とする」とする。
- 3 第五条の規定は、半田市職員の給与に関する条例附則第十三項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(半田市職員退職手当支給条例の一部改正)

第十条 半田市職員退職手当支給条例（昭和三十八年半田市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第二項中「含む。」の下に「第十条第二項におい

て「勤務日数」という。」を、「十八日」の下に「(一月間の日数(半田市の休日を定める条例(平成元年半田市条例第二十九号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。)」を加え、「至つた」を「至つた」に改め、「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第三条第一項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第二項中「第五条第一項及び第二項」を「第五条第一項第四号及び同条第二項」に改め、「又は死亡によらず、」の下に「かつ、第八条の二第十一項に規定する認定を受けないで、」を加え、「第十二条第一項各号に掲げる者を含む。」を「第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において、「自己都合等退職者」という。」に、「その者」を「自己都合等退職者」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満の期間勤務した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤務期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二 法律の規定に基づき任期を終えて退職した者
- 三 その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- 四 第八条の二第十一項に規定する認定(同条第一項第一号に係るものに限る。)を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第四条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 第一項に規定する勤務期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
  - 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
  - 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
  - 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の前の見出しを「（二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- 三 第八条の二第十一項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 四 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 五 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づき任期を終えて退職した者
- 六 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- 七 二十五年以上勤続し、第八条の二第十一項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第五条第二項中「（前項）」を「（同項）」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の三中「第五条第一項」を「第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）」に改め、「（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づき任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。）」を削り、「二十五年以上」を「二十年以上」に、「十年」を「二十年」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条の表中「第五条第一



項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に、「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第五条の五を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第五条の五 任命権者は、第四条第一項第三号及び第五条第一項第六号に掲げる者の退職の理由について、市長が定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第六条の三の表中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「当該各号に定める額（以下）」の下に「この項及び第五項において」を加え、同条第四項各号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の二 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から二十年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- 一 前項各号の別
- 二 第十一項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- 三 募集する人数
- 四 募集の期間
- 五 募集の対象となるべき職員の範囲

- 六 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
  - 七 第九項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
  - 八 第十二項の規定による通知の予定時期
  - 九 第七項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
  - 十 募集に関する問合せを受けるための連絡先
  - 十一 その他市長が定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第五号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第一項第二号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
  - 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
  - 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
  - 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
  - 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
  - 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
  - 9 次に掲げる者以外の職員は、市長が定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第十六項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
    - 一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者

- 二 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
  - 三 第二項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
  - 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第十一項第二号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第二項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- 一 応募が募集実施要項又は第九項の規定に適合しない場合
  - 二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
  - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、市長が定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、市長が定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第十六項第三号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、市長が定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、市長が定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失つ。

一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第十三項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前二号に掲げるときを除く。）。

四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

五 第九項の規定により応募を取り下げたとき。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき市長が定める規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「十八日」を「職員みなし日数」に改

め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「第四項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とするを「第四項において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しないに改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十三条第一項第一号、同条第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条第一項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「あつた場合にあつては」を「あつた場合には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十七条第一項中「この条において同じ」を「この項から第六項までにおいて同じ」に改め、同条第一項、第二項及び第三項中「あつた場合にあつては」を「あつた場合には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「あつた場合にあつては」を「あつた場合には」に改め、同条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「あつた場合にあつては」を「あつた場合には」に改める。

附則第五項中「第五条の三まで」の下に「及び附則第十二項から第二十項まで」を加える。

附則第六項中「第五条の二」の下に「及び附則第十五項」を加える。

附則第七項中「第五条」の下に「又は附則第十三項」を加える。

附則第十一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則に次の九項を加える。

- 12 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する

退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十二項」とする。

13 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤務した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十三項」とする。

14 前二項の規定は、医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

15 半田市職員の給与に関する条例附則第十三項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

16 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達した」とあるのは「定年（附則第十四項に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第十四項に掲げる職員にあつては六十五歳とする。）に達した」と、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十四項に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第十四項に掲げる職員にあつては六十五歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

17 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「一年」とあるのは「零月」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と

の差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二)」とあるのは「百分の三」とする。

附則第十四項に掲げる職員以外の者	六十歳
附則第十四項に掲げる職員	六十五歳

18 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三の規定の適用及び第八条の二の規定の適用については、第五条の三本文及び第八条の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の二第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

19 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第十七項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「附則第十七項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第十七項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけ

るその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(半田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 半田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和四十八年半田市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「適用日以後に新条例」を「適用日以後に半田市職員退職手当支給条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第十二項若しくは第十三項」を加え、「新条例」を「同条例」に改め、「第五条の三まで」の下に「及び附則第十二項から第二十項まで」を加える。

附則第四項中「適用日以後に新条例」を「適用日以後に半田市職員退職手当支給条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第五条の二」の下に「及び附則第十五項」を加える。

附則第五項中「適用日以後に新条例」を「適用日以後に半田市職員退職手当支給条例」に改め、「第五条」の下に「又は附則第十三項」を加える。

第十二条 半田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成十八年半田市条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「新条例」を「半田市職員退職手当支給条例」に改める。

(半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十三条 半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和六十三年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第二十条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間職員等」に改め、同条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十条中半田市職員退職手当支給条例第二条第二項、第十条第二項（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年



法律第二百六十一号)」を加える改正規定を除く。) 、第四項及び第十一項第五号並びに同条例附則第十一項の改正規定並びに附則第十一条、第十七条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第二条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年半田市条例第〇号)第一条の規定による改正前の半田市職員の定年等に関する条例(昭和五十八年半田市条例第二十六号。以下「改正前の定年条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。)について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正後の半田市職員の定年等に関する条例(以下「改正後の定年条例」という。)第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における改正後定年(改正後の定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における改正後定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前定年(改正前の定年条例第三条に規定する定年。以下同じ。)を超える職(基準日における改正後定年が改正後の定年条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に改正後の定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)(以下「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前定年)に達して

いる職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等降任し、又は転任することができない。

- 3 改正後の定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に改正前の定年条例第二条の規定により退職した者

二 改正前の定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤務して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤務して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者

- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用す

ることができる。

- 一 施行日以後に改正後の定年条例第二条の規定により退職した者
  - 二 施行日以後に改正後の定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
  - 三 施行日以後に改正後の定年条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - 四 施行日以後に改正後の定年条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - 五 二十五年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
  - 六 二十五年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行つることができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項に規定する地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第六条において同じ。）における同項各号に掲げ

る者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第五条 任命権者は、新地方公務員法第二十一条の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る改正前定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十一条の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後定年をいう。次条第二項及び附則第十条において同じ。）に達している者（改正後の定年条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、

当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

第六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正前定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後定年相当年齢に達している者（改正後の定年条例第十三條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

第七条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第八条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

- 一 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十一条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第九条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三条から第六条までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後定年が基準日の前日における改正後定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している者とする。
- 3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第十条 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における改正後定年相当年齢が基準日の前日における改正後定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における改正後定年相当年齢が改正後の定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第十二条に規定する年齢六十一年以上退職者（基準日前から

改正後の定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、改正後の定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

第十一条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は年齢六十年とする。

(半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年半田市条例第〇号)第五条の規定による改正後の半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年半田市条例第四号。以下この条において「改正後の勤務時間条例」という。)第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。)に対する半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の

条例（令和四年半田市条例第〇号）第七条の規定による改正後の公益的法人等への職員  
の派遣等に関する条例（平成十三年半田市条例第二十九号）第二条第二項第一号の規定  
の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは「定めて任用される職  
員（半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田市条  
例第〇号）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項の規定によ  
り採用された職員を除く。）」とする。

（半田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田  
市条例第〇号）第八条の規定による改正後の半田市職員の給与に関する条例（昭和二十  
九年半田市条例第十二号。以下「改正後の給与条例」という。）附則第十三項から第十  
九項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附  
則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

第十五条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しく  
は第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一  
項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。ただし、この項及び次項におい  
ては、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定  
する短時間勤務の職（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を  
除く。）の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるもの  
とした場合に適用される半田市職員の給与に関する条例第四条第一項に規定する給料表  
の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定に  
より当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定  
する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、  
同項中「とする」とあるのは、「に、半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平  
成七年半田市条例第四号）第二条第二項又は第五項の規定により定められた当該暫定再  
任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額と  
する」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再  
任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される半田市職員の給与に関する条例  
第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月



額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第十六条第三項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第二十四条第三項の規定を適用する。
- 6 改正後の給与条例第二十五条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田市条例第〇号）附則第十五条第一項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、改正後の給与条例第二十五条第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 半田市職員の給与に関する条例第五条第一項、第二項及び第四項から第八項まで、第十一条、第十二条並びに第十二条の三並びに改正後の給与条例第五条第三項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 第一項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は市長が定める。

（半田市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）に対する半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田市条例第〇号）第十条の規定による改正後の半田市職員退職手当支給条例（昭和三十八年半田市条例第十六号。以下「改正後の退職手当条例」という。）第二条第一項

の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

第十七条 改正後の退職手当条例第二条第二項及び第十条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第十八条 改正後の退職手当条例第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして定める職員に該当するに至った者について適用する。

## 議案第八十四号

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年半田市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表十二月一日の項中「 $\frac{162.5}{100}$ 」を「 $\frac{167.5}{100}$ 」に改める。

第二条 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「 $\frac{162.5}{100}$ 」を「 $\frac{165}{100}$ 」に、「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{165}{100}$ 」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第八十五号

半田市特別職員の給与に関する条例の一部改正について

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市特別職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表十二月一日の項中「 $\frac{162.5}{100}$ 」を「 $\frac{167.5}{100}$ 」に改める。

第二条 半田市特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「 $\frac{162.5}{100}$ 」を「 $\frac{165}{100}$ 」に、「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{165}{100}$ 」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の半田市特別職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市特別職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



## 議案第八十六号

半田市職員の給与に関する条例の一部改正について

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の九十五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百五」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の四十五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の五十」を加える。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

（別紙のとおり）

第二条 半田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の半田市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。



別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		

53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						

	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第1の2（第4条関係）

## 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500

38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	

80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		

	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、自動車運転手、用務員、調理士、業務員、療務員、施設管理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例の規定により採用された職員を除く。

## 別表第2（第4条関係）

## 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	604,400
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	606,400
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	608,400
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	610,400
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	612,400
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	614,400
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	616,400
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	618,400
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	620,400
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	622,400
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	624,400
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	626,400
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	628,400
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	630,400
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	632,400
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	634,400
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	636,400



39	368,300	432,400	486,600	545,100	638,400
40	370,300	434,400	488,400	546,700	640,400
41	372,500	436,200	490,100	548,200	642,400
42	373,500	438,000	491,900	549,600	
43	374,300	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		

	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

## 別表第3（第4条関係）

## 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	155,100	167,200	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	168,900	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	170,500	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	172,300	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	173,700	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	175,500	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	177,400	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	179,200	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	181,100	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	183,700	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	186,300	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	188,900	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	191,500	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	193,100	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	194,700	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	196,300	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	197,800	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	183,700	199,300	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	186,300	200,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	188,900	202,400	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	191,500	204,000	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	193,100	205,700	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	194,700	207,300	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	196,300	209,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	197,800	210,400	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	199,300	212,000	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	200,900	213,600	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	202,400	215,200	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	204,000	216,600	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	205,700	219,100	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	207,300	221,600	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	209,000	224,200	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	210,400	226,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	212,000	228,400	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	213,600	230,000	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	215,200	231,600	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	216,600	233,000	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	218,200	234,600	305,100	351,800	393,600	437,900

39	219,900	236,100	306,600	353,400	394,700	438,300
40	221,600	237,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	222,900	238,600	309,900	356,300	396,600	439,500
42	224,400	240,000	311,600	357,400	397,400	439,900
43	225,800	241,400	313,200	358,600	398,200	440,300
44	227,300	242,500	314,900	359,800	399,000	440,700
45	228,500	244,000	315,800	361,000	399,400	441,100
46	229,900	245,300	317,200	361,800	400,000	441,500
47	231,200	246,500	318,700	363,000	400,500	441,900
48	232,400	247,800	320,300	364,100	400,900	442,200
49	233,600	248,600	321,700	365,100	401,300	442,500
50	234,900	249,800	323,000	366,100	401,600	442,900
51	236,400	250,900	324,200	367,100	401,900	443,200
52	237,700	252,000	325,500	368,100	402,200	443,500
53	238,700	253,400	326,600	368,900	402,500	443,800
54	240,000	254,200	327,600	369,700	402,800	
55	240,900	255,100	328,700	370,600	403,100	
56	242,100	256,000	329,700	371,500	403,400	
57	243,400	257,000	330,200	372,000	403,700	
58	244,500	258,100	331,100	372,800	404,000	
59	245,600	259,200	331,900	373,600	404,300	
60	246,700	260,400	332,800	374,400	404,700	
61	247,800	261,800	333,600	374,800	404,900	
62	248,700	263,400	333,900	375,500	405,200	
63	249,600	265,000	334,500	376,200	405,500	
64	250,400	266,500	335,200	376,900	405,800	
65	251,500	267,800	335,800	377,300	406,000	
66	252,800	269,500	336,500	377,900		
67	254,100	271,100	337,200	378,600		
68	255,300	272,700	337,900	379,200		
69	256,800	274,100	338,600	379,600		
70	258,200	275,600	339,100	380,100		
71	259,400	277,200	339,700	380,600		
72	260,600	278,600	340,300	381,100		
73	261,600	279,800	340,600	381,700		
74	262,900	281,200	341,200	382,200		
75	264,200	282,700	341,700	382,800		
76	265,300	284,200	342,300	383,400		
77	266,100	285,700	342,800	383,900		
78	267,300	287,400	343,300	384,400		
79	268,500	289,100	343,800	384,900		
80	269,600	290,700	344,200	385,400		
81	270,500	291,900	344,500	385,700		

82	271,600	293,500	344,800	386,200		
83	272,700	294,800	345,200	386,600		
84	273,800	296,400	345,500	387,000		
85	274,600	297,700	346,000	387,400		
86	275,700	299,200	346,300	388,000		
87	276,600	300,600	346,600	388,600		
88	277,700	302,100	346,900	389,200		
89	278,700	303,100	347,300	389,900		
90	279,700	304,300	347,600	390,500		
91	280,800	305,500	348,000	391,100		
92	281,900	306,900	348,300	391,700		
93	282,500	308,200	348,700	392,400		
94	283,200	309,400	349,000			
95	283,700	310,700	349,300			
96	284,500	311,900	349,600			
97	285,300	313,300	349,900			
98	285,900	314,100	350,300			
99	286,500	314,900	350,700			
100	287,100	315,700	351,100			
101	287,800	316,300	351,600			
102	288,300	317,000	352,000			
103	288,700	317,700	352,400			
104	289,100	318,300	352,800			
105	289,300	319,000	353,300			
106	289,500	319,200				
107	289,700	319,800				
108	289,900	320,400				
109	290,300	321,000				
110	290,500	321,500				
111	290,700	322,000				
112	290,900	322,500				
113	291,300	323,100				
114	291,500	323,600				
115	291,700	324,000				
116	292,000	324,500				
117	292,400	325,000				
118	292,700	325,400				
119	292,900	325,600				
120	293,200	326,000				
121	293,500	326,400				
122	293,700	326,800				
123	293,900	327,200				
124	294,200	327,600				

125	294,500	327,900				
126		328,100				
127		328,500				
128		328,800				
129		329,000				
130		329,300				
131		329,600				
132		329,900				
133		330,100				
134		330,400				
135		330,800				
136		331,000				
137		331,200				
138		331,400				
139		331,800				
140		332,000				
141		332,200				
142		332,600				
143		333,000				
144		333,400				
145		333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。  
ただし、任期付職員条例の規定により採用された職員を除く。

## 別表第4（第4条関係）

## 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100

39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	



82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			

125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300	363,100			
127	297,800	328,700	363,600			
128	298,200	328,900	364,100			
129	298,400	329,100	364,500			
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					

	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。ただし、任期付職員条例の規定により採用された職員を除く。

別表第5（第4条関係）

任期付職給料表

号給	給料月額
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、任期付職員条例第2条第1項の規定により採用された職員に適用する。

## 別表第6（第4条関係）

## 任期付行政職給料表（一）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400

40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100

83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考

この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。



## 別表第6の2（第4条関係）

任期付行政職給料表（二）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	136,200	187,400
2	137,100	188,700
3	138,100	190,100
4	139,000	191,300
5	140,000	192,300
6	141,000	193,800
7	142,000	195,200
8	143,000	196,500
9	143,800	197,900
10	144,800	198,900
11	145,800	200,200
12	146,900	201,200
13	147,700	202,400
14	148,700	203,500
15	149,800	204,600
16	150,800	205,700
17	151,900	206,600
18	153,300	207,700
19	154,500	208,700
20	155,700	209,700
21	156,800	210,600
22	158,000	211,700
23	159,200	212,800
24	160,400	213,700
25	161,500	214,600
26	163,000	215,500
27	164,500	216,200
28	166,000	217,100
29	167,400	217,900
30	168,800	219,100
31	170,300	220,100
32	171,800	220,900
33	173,100	221,500
34	174,800	222,500
35	176,500	223,600
36	178,200	224,700
37	179,900	225,200
38	181,300	226,300
39	183,000	227,400

40	184,500	228,400
41	185,800	229,200
42	187,200	230,200
43	188,500	231,200
44	189,900	232,100
45	191,400	233,000
46	192,700	233,900
47	194,100	234,700
48	195,500	235,400
49	196,800	236,300
50	197,900	237,300
51	199,000	238,300
52	200,200	239,300
53	201,300	240,300
54	202,400	241,300
55	203,300	242,000
56	204,400	242,700
57	205,500	243,500
58	206,400	244,400
59	207,400	245,300
60	208,400	246,000
61	209,500	246,800
62	210,400	247,600
63	211,300	248,500
64	212,200	249,200
65	212,800	250,000
66	213,600	250,600
67	214,300	251,300
68	215,000	251,800
69	215,400	252,500
70	215,800	253,100
71	216,100	253,500
72	216,400	253,900
73	216,600	254,100
74	217,000	254,500
75	217,400	255,000
76	218,000	255,500
77	218,200	255,800
78	218,700	256,200
79	219,100	256,700
80	219,500	257,200
81	220,000	257,500
82	220,300	257,800

83	220,600	258,100
84	221,000	258,400
85	221,500	258,600
86	221,900	258,800
87	222,300	259,100
88	223,000	259,400
89	223,400	259,600
90	223,900	259,800
91	224,400	260,200
92	224,800	260,400
93	225,100	260,700
94	225,500	261,100
95	225,900	261,400
96	226,200	261,700
97	226,500	261,900
98	226,900	262,200
99	227,300	262,400
100	227,700	262,700
101	228,100	263,000
102	228,500	263,200
103	228,900	263,500
104	229,300	263,800
105	229,700	264,000
106	230,200	264,200
107	230,500	264,500
108	230,900	264,700
109	231,100	265,000
110	231,500	265,300
111	232,000	265,600
112	232,400	265,800
113	232,600	266,000
114	233,100	266,300
115	233,600	266,500
116	234,100	266,700
117	234,400	267,000
118	234,800	267,300
119	235,200	267,600
120	235,600	267,900
121	236,000	268,100
122		268,300
123		268,600
124		268,900
125		269,100

126		269,300
127		269,600
128		269,900
129		270,100
130		270,300
131		270,600
132		270,900
133		271,100
134		271,300
135		271,600
136		271,900
137		272,100

備考        この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、自動車運転手、用務員、調理士、業務員、療務員、施設管理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例第2条第1項に基づき採用された職員を除く。

## 別表第7（第4条関係）

## 任期付医療職給料表（二）

号給	給料月額
1	167,200
2	168,900
3	170,500
4	172,300
5	173,700
6	175,500
7	177,400
8	179,200
9	181,100
10	183,700
11	186,300
12	188,900
13	191,500
14	193,100
15	194,700
16	196,300
17	197,800
18	199,300
19	200,900
20	202,400
21	204,000
22	205,700
23	207,300
24	209,000
25	210,400
26	212,000
27	213,600
28	215,200
29	216,600
30	219,100
31	221,600
32	224,200
33	226,800
34	228,400
35	230,000
36	231,600
37	233,000
38	234,600
39	236,100
40	237,700

41	238,600
42	240,000
43	241,400
44	242,500
45	244,000
46	245,300
47	246,500
48	247,800
49	248,600
50	249,800
51	250,900
52	252,000
53	253,400
54	254,200
55	255,100
56	256,000
57	257,000
58	258,100
59	259,200
60	260,400
61	261,800
62	263,400
63	265,000
64	266,500
65	267,800
66	269,500
67	271,100
68	272,700
69	274,100
70	275,600
71	277,200
72	278,600
73	279,800
74	281,200
75	282,700
76	284,200
77	285,700
78	287,400
79	289,100
80	290,700
81	291,900
82	293,500
83	294,800
84	296,400

85	297,700
86	299,200
87	300,600
88	302,100
89	303,100
90	304,300
91	305,500
92	306,900
93	308,200
94	309,400
95	310,700
96	311,900
97	313,300
98	314,100
99	314,900
100	315,700
101	316,300
102	317,000
103	317,700
104	318,300
105	319,000
106	319,200
107	319,800
108	320,400
109	321,000
110	321,500
111	322,000
112	322,500
113	323,100
114	323,600
115	324,000
116	324,500
117	325,000
118	325,400
119	325,600
120	326,000
121	326,400
122	326,800
123	327,200
124	327,600
125	327,900
126	328,100
127	328,500
128	328,800

129	329,000
130	329,300
131	329,600
132	329,900
133	330,100
134	330,400
135	330,800
136	331,000
137	331,200
138	331,400
139	331,800
140	332,000
141	332,200
142	332,600
143	333,000
144	333,400
145	333,600

備考           この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例第2条第1項に基づき採用された職員を除く。



## 別表第8（第4条関係）

## 任期付医療職給料表（三）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	169,900	197,000
2	171,300	198,900
3	172,800	200,900
4	174,200	202,800
5	175,600	204,900
6	177,100	206,900
7	178,600	209,100
8	180,100	211,200
9	181,300	213,200
10	183,000	214,600
11	184,600	216,000
12	186,100	217,200
13	187,500	218,600
14	189,500	220,000
15	191,500	221,500
16	193,500	222,700
17	195,500	224,100
18	197,500	225,600
19	199,500	227,100
20	201,500	228,600
21	203,500	229,700
22	205,400	231,400
23	207,500	233,100
24	209,600	234,700
25	211,200	236,000
26	212,500	237,700
27	213,700	239,400
28	215,000	241,100
29	216,200	242,700
30	217,300	244,100
31	218,600	245,400
32	219,700	246,500
33	221,000	247,500
34	222,300	248,600
35	223,600	249,500
36	224,900	250,500
37	226,000	251,200
38	227,400	252,200

39	228,700	253,100
40	230,100	254,100
41	231,000	254,500
42	232,400	255,400
43	233,700	256,200
44	235,100	256,900
45	236,300	257,700
46	237,700	258,400
47	239,000	259,300
48	240,300	260,100
49	241,200	260,900
50	242,300	261,800
51	243,300	262,700
52	244,300	263,700
53	245,000	264,800
54	246,000	266,000
55	246,900	267,300
56	247,800	268,600
57	248,500	270,000
58	249,500	271,500
59	250,100	272,900
60	250,900	274,300
61	251,700	275,600
62	252,500	276,900
63	253,300	278,300
64	254,100	279,400
65	254,800	280,500
66	255,500	281,800
67	256,300	283,100
68	257,000	284,400
69	257,800	285,500
70	258,600	287,000
71	259,500	288,500
72	260,500	289,900
73	261,800	290,900
74	263,100	292,300
75	264,200	293,500
76	265,300	294,800
77	266,200	296,200
78	267,200	297,500
79	268,400	298,700
80	269,400	300,000
81	270,300	300,500
82	271,200	301,700

83	272,200	302,800
84	273,100	304,000
85	273,900	305,100
86	274,700	306,300
87	275,600	307,500
88	276,500	308,600
89	277,300	309,900
90	278,200	311,100
91	279,000	312,300
92	280,000	313,500
93	280,900	314,300
94	281,900	315,000
95	282,800	315,700
96	283,800	316,300
97	284,400	317,000
98	285,200	317,300
99	285,800	317,900
100	286,700	318,600
101	287,500	319,000
102	288,300	319,600
103	289,100	320,200
104	289,900	320,800
105	290,600	321,200
106	291,100	321,700
107	291,600	322,200
108	292,100	322,700
109	292,300	323,100
110	292,600	323,500
111	292,800	323,800
112	293,200	324,100
113	293,500	324,500
114	293,700	324,900
115	294,100	325,300
116	294,400	325,600
117	294,700	325,800
118	295,000	326,100
119	295,300	326,500
120	295,700	326,700
121	296,000	326,900
122	296,400	327,200
123	296,700	327,500
124	297,100	327,800
125	297,300	328,000
126	297,500	328,300

127	297,800	328,700
128	298,200	328,900
129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考

この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、病院等に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。ただし、任期付職員条例第2条第1項に基づき採用された職員を除く。



議案第八十七号

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正  
について

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年半田市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

（別紙のとおり）

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 行政職報酬表（一）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200



39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900

82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900

125		304,200
-----	--	---------

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 2 行政職報酬表（二）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	136,200	187,400
2	137,100	188,700
3	138,100	190,100
4	139,000	191,300
5	140,000	192,300
6	141,000	193,800
7	142,000	195,200
8	143,000	196,500
9	143,800	197,900
10	144,800	198,900
11	145,800	200,200
12	146,900	201,200
13	147,700	202,400
14	148,700	203,500
15	149,800	204,600
16	150,800	205,700
17	151,900	206,600
18	153,300	207,700
19	154,500	208,700
20	155,700	209,700
21	156,800	210,600
22	158,000	211,700
23	159,200	212,800
24	160,400	213,700
25	161,500	214,600
26	163,000	215,500
27	164,500	216,200
28	166,000	217,100
29	167,400	217,900
30	168,800	219,100
31	170,300	220,100
32	171,800	220,900
33	173,100	221,500
34	174,800	222,500
35	176,500	223,600
36	178,200	224,700
37	179,900	225,200
38	181,300	226,300

39	183,000	227,400
40	184,500	228,400
41	185,800	229,200
42	187,200	230,200
43	188,500	231,200
44	189,900	232,100
45	191,400	233,000
46	192,700	233,900
47	194,100	234,700
48	195,500	235,400
49	196,800	236,300
50	197,900	237,300
51	199,000	238,300
52	200,200	239,300
53	201,300	240,300
54	202,400	241,300
55	203,300	242,000
56	204,400	242,700
57	205,500	243,500
58	206,400	244,400
59	207,400	245,300
60	208,400	246,000
61	209,500	246,800
62	210,400	247,600
63	211,300	248,500
64	212,200	249,200
65	212,800	250,000
66	213,600	250,600
67	214,300	251,300
68	215,000	251,800
69	215,400	252,500
70	215,800	253,100
71	216,100	253,500
72	216,400	253,900
73	216,600	254,100
74	217,000	254,500
75	217,400	255,000
76	218,000	255,500
77	218,200	255,800
78	218,700	256,200
79	219,100	256,700
80	219,500	257,200

81	220,000	257,500
82	220,300	257,800
83	220,600	258,100
84	221,000	258,400
85	221,500	258,600
86	221,900	258,800
87	222,300	259,100
88	223,000	259,400
89	223,400	259,600
90	223,900	259,800
91	224,400	260,200
92	224,800	260,400
93	225,100	260,700
94	225,500	261,100
95	225,900	261,400
96	226,200	261,700
97	226,500	261,900
98	226,900	262,200
99	227,300	262,400
100	227,700	262,700
101	228,100	263,000
102	228,500	263,200
103	228,900	263,500
104	229,300	263,800
105	229,700	264,000
106	230,200	264,200
107	230,500	264,500
108	230,900	264,700
109	231,100	265,000
110	231,500	265,300
111	232,000	265,600
112	232,400	265,800
113	232,600	266,000
114	233,100	266,300
115	233,600	266,500
116	234,100	266,700
117	234,400	267,000
118	234,800	267,300
119	235,200	267,600
120	235,600	267,900
121	236,000	268,100
122		268,300

123		268,600
124		268,900
125		269,100
126		269,300
127		269,600
128		269,900
129		270,100
130		270,300
131		270,600
132		270,900
133		271,100
134		271,300
135		271,600
136		271,900
137		272,100

備考 この表は、労務職員で市長が定めるものに適用する。

3 医療職報酬表（一）

職務 の級	1級
号給	報酬月額
1	253,600
2	256,100
3	258,600
4	261,100
5	263,300
6	267,100
7	270,900
8	274,700
9	278,300
10	282,300
11	286,300
12	290,300
13	294,000
14	298,000
15	301,900
16	305,700
17	309,300
18	312,800
19	316,300
20	319,800
21	323,400
22	327,100
23	330,500
24	333,800
25	337,300
26	339,800
27	342,400
28	344,700
29	347,100
30	348,900
31	350,700
32	352,700
33	354,900
34	357,200
35	359,300
36	361,600
37	363,700
38	366,100
39	368,300



40	370,300
41	372,500
42	373,500
43	374,300
44	375,000
45	376,200
46	377,600
47	379,100
48	380,600
49	381,700
50	382,700
51	383,700
52	384,500
53	385,400
54	386,300
55	387,000
56	387,900
57	388,600
58	389,500
59	390,300
60	391,100
61	391,600
62	392,100
63	392,500
64	393,000
65	393,300

備考 この表は病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

4 医療職報酬表（二）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	155,100	167,200
2	156,500	168,900
3	157,900	170,500
4	159,300	172,300
5	160,500	173,700
6	162,300	175,500
7	164,000	177,400
8	165,600	179,200
9	167,200	181,100
10	168,900	183,700
11	170,500	186,300
12	172,300	188,900
13	173,700	191,500
14	175,500	193,100
15	177,400	194,700
16	179,200	196,300
17	181,100	197,800
18	183,700	199,300
19	186,300	200,900
20	188,900	202,400
21	191,500	204,000
22	193,100	205,700
23	194,700	207,300
24	196,300	209,000
25	197,800	210,400
26	199,300	212,000
27	200,900	213,600
28	202,400	215,200
29	204,000	216,600
30	205,700	219,100
31	207,300	221,600
32	209,000	224,200
33	210,400	226,800
34	212,000	228,400
35	213,600	230,000
36	215,200	231,600
37	216,600	233,000
38	218,200	234,600
39	219,900	236,100

40	221,600	237,700
41	222,900	238,600
42	224,400	240,000
43	225,800	241,400
44	227,300	242,500
45	228,500	244,000
46	229,900	245,300
47	231,200	246,500
48	232,400	247,800
49	233,600	248,600
50	234,900	249,800
51	236,400	250,900
52	237,700	252,000
53	238,700	253,400
54	240,000	254,200
55	240,900	255,100
56	242,100	256,000
57	243,400	257,000
58	244,500	258,100
59	245,600	259,200
60	246,700	260,400
61	247,800	261,800
62	248,700	263,400
63	249,600	265,000
64	250,400	266,500
65	251,500	267,800
66	252,800	269,500
67	254,100	271,100
68	255,300	272,700
69	256,800	274,100
70	258,200	275,600
71	259,400	277,200
72	260,600	278,600
73	261,600	279,800
74	262,900	281,200
75	264,200	282,700
76	265,300	284,200
77	266,100	285,700
78	267,300	287,400
79	268,500	289,100
80	269,600	290,700
81	270,500	291,900
82	271,600	293,500

83	272,700	294,800
84	273,800	296,400
85	274,600	297,700
86	275,700	299,200
87	276,600	300,600
88	277,700	302,100
89	278,700	303,100
90	279,700	304,300
91	280,800	305,500
92	281,900	306,900
93	282,500	308,200
94	283,200	309,400
95	283,700	310,700
96	284,500	311,900
97	285,300	313,300
98	285,900	314,100
99	286,500	314,900
100	287,100	315,700
101	287,800	316,300
102	288,300	317,000
103	288,700	317,700
104	289,100	318,300
105	289,300	319,000
106	289,500	319,200
107	289,700	319,800
108	289,900	320,400
109	290,300	321,000
110	290,500	321,500
111	290,700	322,000
112	290,900	322,500
113	291,300	323,100
114	291,500	323,600
115	291,700	324,000
116	292,000	324,500
117	292,400	325,000
118	292,700	325,400
119	292,900	325,600
120	293,200	326,000
121	293,500	326,400
122	293,700	326,800
123	293,900	327,200
124	294,200	327,600
125	294,500	327,900

126		328,100
127		328,500
128		328,800
129		329,000
130		329,300
131		329,600
132		329,900
133		330,100
134		330,400
135		330,800
136		331,000
137		331,200
138		331,400
139		331,800
140		332,000
141		332,200
142		332,600
143		333,000
144		333,400
145		333,600

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

5 医療職報酬表（三）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	169,900	197,000
2	171,300	198,900
3	172,800	200,900
4	174,200	202,800
5	175,600	204,900
6	177,100	206,900
7	178,600	209,100
8	180,100	211,200
9	181,300	213,200
10	183,000	214,600
11	184,600	216,000
12	186,100	217,200
13	187,500	218,600
14	189,500	220,000
15	191,500	221,500
16	193,500	222,700
17	195,500	224,100
18	197,500	225,600
19	199,500	227,100
20	201,500	228,600
21	203,500	229,700
22	205,400	231,400
23	207,500	233,100
24	209,600	234,700
25	211,200	236,000
26	212,500	237,700
27	213,700	239,400
28	215,000	241,100
29	216,200	242,700
30	217,300	244,100
31	218,600	245,400
32	219,700	246,500
33	221,000	247,500
34	222,300	248,600
35	223,600	249,500
36	224,900	250,500
37	226,000	251,200
38	227,400	252,200
39	228,700	253,100

40	230,100	254,100
41	231,000	254,500
42	232,400	255,400
43	233,700	256,200
44	235,100	256,900
45	236,300	257,700
46	237,700	258,400
47	239,000	259,300
48	240,300	260,100
49	241,200	260,900
50	242,300	261,800
51	243,300	262,700
52	244,300	263,700
53	245,000	264,800
54	246,000	266,000
55	246,900	267,300
56	247,800	268,600
57	248,500	270,000
58	249,500	271,500
59	250,100	272,900
60	250,900	274,300
61	251,700	275,600
62	252,500	276,900
63	253,300	278,300
64	254,100	279,400
65	254,800	280,500
66	255,500	281,800
67	256,300	283,100
68	257,000	284,400
69	257,800	285,500
70	258,600	287,000
71	259,500	288,500
72	260,500	289,900
73	261,800	290,900
74	263,100	292,300
75	264,200	293,500
76	265,300	294,800
77	266,200	296,200
78	267,200	297,500
79	268,400	298,700
80	269,400	300,000
81	270,300	300,500
82	271,200	301,700

83	272,200	302,800
84	273,100	304,000
85	273,900	305,100
86	274,700	306,300
87	275,600	307,500
88	276,500	308,600
89	277,300	309,900
90	278,200	311,100
91	279,000	312,300
92	280,000	313,500
93	280,900	314,300
94	281,900	315,000
95	282,800	315,700
96	283,800	316,300
97	284,400	317,000
98	285,200	317,300
99	285,800	317,900
100	286,700	318,600
101	287,500	319,000
102	288,300	319,600
103	289,100	320,200
104	289,900	320,800
105	290,600	321,200
106	291,100	321,700
107	291,600	322,200
108	292,100	322,700
109	292,300	323,100
110	292,600	323,500
111	292,800	323,800
112	293,200	324,100
113	293,500	324,500
114	293,700	324,900
115	294,100	325,300
116	294,400	325,600
117	294,700	325,800
118	295,000	326,100
119	295,300	326,500
120	295,700	326,700
121	296,000	326,900
122	296,400	327,200
123	296,700	327,500
124	297,100	327,800
125	297,300	328,000



126	297,500	328,300
127	297,800	328,700
128	298,200	328,900
129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	

169	310,600	
-----	---------	--

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。

議案第八十八号

半田市手数料条例の一部改正について

半田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市手数料条例の一部を改正する条例

半田市手数料条例（昭和三十九年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の部を次のように改める。

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項及び次項並びに同表備考第五号及び第七号において「法」という。）第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）	一戸建て住宅		一件につき	五、二〇〇円	〃			
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物（住戸及び住宅の用途に供する共用の部分（以下この表において「住宅部分」という。）並びに住宅部分以外の部分（以下この表において「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るもの	一棟の戸数が一のもの	一件につき	五、二〇〇円	〃	
				一棟の総戸数が一以上五以下のもの	一件につき	一〇、三〇〇円	〃	
				一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一件につき	一七、五〇〇円	〃	
				一棟の総戸数が十一以上のもの	一件につき	二九、一〇〇円	〃	
	その他建築物	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一件につき	一〇、三〇〇円	〃		
			非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一七、九〇〇円	〃		
			建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	一件につき	一〇、三〇〇円	〃		
			建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一七、九〇〇円	〃		

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

その他の場合	共同住宅等		一戸建て住宅	一件につき	三七、一〇〇円	〃	
	建築物の非住宅部分に係るもの	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	一棟の戸数が一のもの	一件につき	三七、一〇〇円	〃	
			一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一件につき	七四、九〇〇円	〃	
			一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一件につき	一〇五、四〇〇円	〃	
			一棟の総戸数が十一以上のもの	一件につき	一四八、三〇〇円	〃	
	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一件につき	九五、〇〇〇円	〃	
			非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一一一、〇〇〇円	〃	
			非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一四八、四〇〇円	〃	
	その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	三二一、二〇〇円	〃	
			非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	三二一、二〇〇円	〃	

低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	その他 の建築 物	建築物全体が建築物省 工不法基準省令第十条 第一号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に係るもの であるもの	建築物の延べ面 積が三百平方 メートル以内の もの	一件につき	九五、〇〇〇円	〃		
			建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超え るもの	一件につき	一二一、〇〇〇円	〃		
			建築物の延べ面 積が三百平方 メートル以内の もの	一件につき	二四八、四〇〇円	〃		
		その他 のもの	建築物の延べ面 積が三百平方 メートルを超え るもの	一件につき	三二一、二〇〇円	〃		
			一戸建て住宅	一件につき	三、二〇〇円	〃		
			共同住 宅等	建築物全体又は複合建 築物の住宅部分に係る もの	一棟の戸数が一 のもの	一件につき	三、二〇〇円	〃
	一棟の総戸数が 二以上五以下の もの	一件につき			六、二〇〇円	〃		
	一棟の総戸数が 六以上十以下の もの	一件につき			一〇、五〇〇円	〃		
	一棟の総戸数が 十一以上のもの	一件につき			一七、五〇〇円	〃		
	複合建築物の非住宅部 分に係るもの	非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル 以内のもの	一件につき	六、二〇〇円	〃			
非住宅部分の床 面積の合計が三 百平方メートル を超えるもの		一件につき	一〇、七〇〇円	〃				
その他 の建築 物	建築物の延べ面積が三百平方メートル 以内のもの	一件につき	六、二〇〇円	〃				
	建築物の延べ面積が三百平方メートル を超えるもの	一件につき	一〇、七〇〇円	〃				

その他の場合	一戸建て住宅	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	一棟の戸数が一のもの	一件につき	一九、二〇〇円	〃		
			一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一件につき	三八、五〇〇円	〃		
			一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一件につき	五四、五〇〇円	〃		
			一棟の総戸数が十一以上のもの	一件につき	七七、一〇〇円	〃		
	共同住宅等	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一件につき	四八、六〇〇円	〃	
				非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	六二、三〇〇円	〃	
			その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一件につき	一一五、二〇〇円	〃	
				非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一五七、四〇〇円	〃	
	その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	一件につき	四八、六〇〇円	〃		
			建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	六二、三〇〇円	〃		
		その他のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	一件につき	一一五、二〇〇円	〃		
			建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一五七、四〇〇円	〃		

別表第二建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この表において「建築物省エネ法」という。)第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この表において「建築物省エネ法」という。)第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)	一戸建て住宅		一件につき	五、二〇〇円	〃		
			共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	一棟の戸数が一のもの	一件につき	五、二〇〇円	〃	
					一棟の総戸数が一以上五以下のもの	一件につき	一〇、三〇〇円	〃	
					一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一件につき	一七、五〇〇円	〃	
					一棟の総戸数が十一以上のもの	一件につき	二九、一〇〇円	〃	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一件につき	一〇、三〇〇円	〃		
				非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一七、九〇〇円	〃		
			その他の建築物	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	一件につき	一〇、三〇〇円	〃		
				建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一七、九〇〇円	〃		
			一戸建て住宅		一件につき	三七、一〇〇円	〃		
			建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	一棟の戸数が一のもの	一件につき	三七、一〇〇円	〃		
				一棟の総戸数が一以上五以下のもの	一件につき	七四、九〇〇円	〃		
				一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一件につき	一〇五、四〇〇円	〃		
				一棟の総戸数が十一以上のもの	一件につき	一四八、三〇〇円	〃		

その他の場合

計画適合性確認機関が認めた場合等	共同住宅等	共同住宅	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省工不法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一件につき	九、五〇〇〇円	〃	
				その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	二四八、四〇〇円	〃	
				建築物全体が建築物省工不法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	三二一、二〇〇円	〃	
		その他の建築物	その他のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	一件につき	二四八、四〇〇円	〃		
				建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	三二一、二〇〇円	〃		
				建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	三二一、二〇〇円	〃		
	共同住宅等	一戸建て住宅	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	一棟の戸数が一のもの	一件につき	三、二〇〇円	〃		
				一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一件につき	六、二〇〇円	〃		
				一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一件につき	一〇、五〇〇円	〃		
				一棟の総戸数が十一以上のもの	一件につき	一七、五〇〇円	〃		
				建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	一件につき	二四八、四〇〇円	〃		
				建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	三二一、二〇〇円	〃		



建築物工ネルギー消費性能向上計画変更申請手数料

その他の場合	共同住宅等	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネルギー(2)及び(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一件につき	四八、六〇〇円	〃	
			非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	六二、三〇〇円	〃		
			非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一件につき	一一五、二〇〇円	〃		
			非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一五七、四〇〇円	〃		
	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	一棟の戸数が一のもの	一件につき	一九、二〇〇円	〃			
		一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一件につき	三八、五〇〇円	〃			
		一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一件につき	五四、五〇〇円	〃			
		一棟の総戸数が十一以上のもの	一件につき	七七、一〇〇円	〃			
	その他の建築物	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	一件につき	六、二〇〇円	〃			
		建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一〇、七〇〇円	〃			
複合建築物の非住宅部分に係るもの		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	一件につき	六、二〇〇円	〃			
		非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	一件につき	一〇、七〇〇円	〃			
一戸建て住宅			一件につき	一九、二〇〇円	〃			



議案第八十九号

半田市営住宅条例の一部改正について

半田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市営住宅条例の一部を改正する条例

半田市営住宅条例（平成九年半田市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（用途廃止予定住戸の指定）

第三条の三 市長は、市営住宅の一部の住戸を、建物の老朽化やその他の事情に照らし、用途を廃止する予定の住戸（以下「用途廃止予定住戸」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、当該用途廃止予定住戸の名称及び入居を終了する期限（以下「入居終了期限」という。）を公示するものとする。

第八条の次に次の二条を加える。

（入居期間）

第八条の二 市営住宅に入居できる期間（以下「入居期間」という。）は、市長が第八条の規定により入居の決定をした場合は第十二条第五項の入居指定日から起算して五年とし、第十二条の二の規定により入居に係る契約を更新した場合は当該更新前における入居期間が満了した日の翌日から起算して三年とする。

2 入居期間満了以前に入居終了期限が到来することとなる入居契約の入居期間は、前項の規定にかかわらず、入居終了期限までとする。

（入居終了期限の告知等）

第八条の三 市長は、用途廃止予定住戸の入居を決定し、又は入居に係る契約の更新を承認した場合は、当該用途廃止予定住戸の入居終了期限を入居者に告知しなければならない。

2 市長は、入居終了期限までを入居期間とする入居の決定又は契約の更新の承認をしよつとする場合においては、あらかじめ入居申込者に対して、当該入居期間の満了により当該用途廃止予定住戸の入居に係る契約が終了し、入居期間は更新しないことについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

3 前項の規定による説明を受けた入居申込者は、入居期間が満了する日までに当該用途

廃止予定住戸を明け渡すことを誓約する旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。この場合において、当該書面が提出されなかったときは、市長は、第一項の決定又は契約の更新の承認をしないものとする。

4 市長は、前条第二項の入居契約を締結している入居者に対し、当該入居契約の入居期間の満了する日の一年前から六月前までの間に、入居期間の満了により当該用途廃止予定住戸の入居に係る契約が終了する旨を書面により通知しなければならない。

5 第一項の決定又は契約の更新を承認した場合においては、第五条第七号及び第八号並びに第三十六条の規定は、適用しない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(入居に係る契約の更新)

第十二条の二 市営住宅の入居者は、入居に係る契約を更新しようとするときは、規則で定めるところにより、入居期間が満了する日の六月前の日から三月前の日（以下この条において「更新申請期限」といふ。）までの間に、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、入居に係る契約の更新を承認するものとする。

一 申請に係る入居者が第六条第一項（同項第三号の条件については、次項の規定）に規定する入居者の資格を満たすこと。

二 更新前の直近の入居期間において、申請に係る入居者がこの条例に規定する入居者の義務に違反していないこと。

3 第一項の規定による申請があつた場合における第六条第一項第三号の条件については、入居者の収入の額が、更新申請期限以前の直近二年間連続して同号に掲げる金額を超えないこととする。

4 市長は、第一項の規定による申請が第二項各号に掲げる要件を満たさない場合であっても、当該申請に係る入居者が市営住宅の使用を必要とする事情及び市の市営住宅の管理に関する事情を勘案し、当該入居者が市営住宅を使用することが適切であると認めるときは、入居に係る契約の更新を承認することができる。

5 第十二条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定は、市長が入居に係る契約の更新を承認した場合について準用する。この場合において、同条中「入居決定者」とあるのは「更新承認者」と、「決定のあつた日」とあるのは「承認のあつた日」と、「入居の手續」とあるのは「更新の手續」と、「入居の決定」とあるのは「更新の承認」と読み替えるものとする。

第十八条第一項中「明け渡した日（）」の下に「第十二条の二第二項若しくは第四項の規

定による入居に係る契約の更新がなく入居期間が満了したときは当該入居期間の満了の日又は明け渡した日のいずれか早い日、」を加える。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(入居期間の満了に伴う明渡しの猶予等)

第三十四条の二 市長は、第八条の二に規定する入居期間の満了に伴う市営住宅の明け渡しを求める場合で、入居者が入居期間が満了するまでに当該住戸を明け渡さないときは、当該入居期間が満了した日から起算して六月を経過する日（以下「明渡しの猶予期限」という。）まで、市営住宅の明渡しを猶予する。

2 前項の規定による明渡しの猶予を受けた者（以下「明渡猶予者」という。）は、明渡しの猶予期限までに、市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、明渡猶予者が明渡しの猶予期限までに市営住宅を明け渡さないときは、当該明渡猶予者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

4 第三十三条第四項の規定は、明渡猶予者について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定による請求を受けた者」とあるのは、「明渡猶予者」と読み替えるものとする。

(明渡猶予者による金銭の支払等)

第三十四条の三 明渡猶予者は、入居期間が満了した日の翌日から明渡しの猶予期限が到来するまでの間（当該明渡猶予者が明渡しの猶予期限が到来する前に市営住宅を明け渡した場合にあつては、当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の金銭を支払わなければならない。

2 市長は、明渡猶予者が明渡しの猶予期限が到来しても市営住宅を明け渡さないときは、明渡しの猶予期限の翌日から当該市営住宅を明け渡す日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第十七条の規定は前二項の金銭について、第十八条第二項から第四項までの規定は第一項の金銭について、それぞれ準用する。この場合において、第十七条並びに第十八条第二項及び第四項中「家賃」とあるのは「第三十四条の三第一項又は第二項の金銭」と、同項中「新たに住宅に入居した場合」とあるのは「第三十四条の二第一項の規定による明渡しの猶予を受けた場合」と読み替えるものとする。

第三十七条第一項中「市長は、」の下に「第十二条の二第二項若しくは第四項の規定による入居に係る契約の更新の承認、」を加える。

第四十三条に次の一号を加える。

八 第八条の二に規定する入居期間が、次の入居契約が締結されずに満了するとき。

第五十三條の次に次の一條を加える。

(駐車場明渡猶予者の明渡し等)

第五十三條の二 駐車場使用者であつて第三十四條の二に規定する市営住宅の明け渡し期限までに当該住戸を明け渡さない明渡猶予者に該当するもの(以下「駐車場明渡猶予者」といつ。)は、明渡しの猶予期限までに、その使用する駐車場を明け渡さなければならない。

2 市長は、駐車場明渡猶予者が明渡しの猶予期限までに駐車場を明け渡さないときは、当該駐車場明渡猶予者に対し、当該駐車場の使用の許可を取り消し、又はその明渡しを請求するものとする。

3 駐車場明渡猶予者は、入居期間が満了した日の翌日から駐車場を明け渡す日までの期間について、毎月、駐車場の使用料に相当する額の金銭を支払わなければならない。

4 第十八條第二項から第四項まで及び第五十條第二項の規定は、前項の金銭について準用する。この場合において、第十八條第二項及び第四項中「家賃」とあるのは「駐車場使用料に相当する額の金銭」と、同條第三項中「新たに住宅に入居した場合」とあるのは「第三十四條の二第一項の規定による明渡しの猶予を受けた場合」と、第五十條第二項中「使用料」とあるのは「第五十三條の二第三項の金銭」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第八條の二、第八條の三、第十二條の二、第三十四條の二及び第三十四條の三の規定は、施行日以後に入居の申込みをした者について適用し、施行日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

議案第九十号

半田市下水道条例の一部改正について

半田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年十二月六日提出

半田市長 久世孝宏

半田市下水道条例の一部を改正する条例

半田市下水道条例（平成二年半田市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「排出量により」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第十六条関係）

ア 基本使用料

基本使用料（一使用月につき）	六〇〇円
----------------	------

イ 従量使用料

排出量の区分	従量使用料（一使用月一立方メートルにつき）
一〇立方メートルまで	六〇円
一一立方メートルから二〇立方メートルまで	一〇五円
二一立方メートルから三〇立方メートルまで	一三〇円
三一立方メートルから五〇立方メートルまで	一四五円
五一立方メートルから一〇〇立方メートルまで	一八〇円
一〇一立方メートル以上	二五〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、施行日前から継続して使用している下水道にあつては、令和五年六月一日以後使用料の支払いを受ける権利が確定されるものから適用し、同

年五月三十一日まで使用料の支払いを受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。



議案第91号

乙川中学校改築校舎解体工事請負契約の締結について  
次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 工 事 名 乙川中学校改築校舎解体工事
- 2 工 事 場 所 半田市大池町三丁目1番地
- 3 請負契約金額 金231,000,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,000,000円)
- 4 請 負 契 約 者 株式会社七番組  
半田市成岩東町77番地  
代表取締役 中山 友裕
- 5 契 約 の 方 法 制限付き一般競争入札



(案)  
工 事 請 負 契 約 書

収 入  
印 紙

1. 工 事 名 乙川中学校改築校舎解体工事
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市大池町三丁目1番地
4. 工 事 概 要 別添設計書、仕様書及び図面のとおり
5. 工 期 着 手 令和4年12月24日  
完 了 令和5年9月29日
6. 契 約 金 額 金231,000,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,000,000円)
7. 契 約 保 証 金 免除
8. 特に定めた条件
  - (1) 前払金 各年度支払限度額の10分の4を超えない範囲内とする。
  - (2) 部分払い 10回以内とする。
  - (3) 出来高 令和4年度の出来高は20.0%以上とする。
  - (4) 支払限度額 令和4年度の支払限度額は、金41,580,000円とする。

上記の工事について、発注者 半田市 と受注者 株式会社七番組 とは、別添約款に定めた条項により請負契約を締結し、この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地  
半田市  
半田市長 久世 孝宏

受 注 者 半田市成岩東町77番地  
株式会社七番組  
代表取締役 中山 友裕

## 工 事 概 要

### 乙川中学校改築校舎解体工事

#### 1. 敷 地

地名地番 半田市大池町三丁目1番地

敷地面積 32,124.142 m<sup>2</sup>

用途地域 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域

防火地域 指定なし

#### 2. 概 要

校舎等解体工事 一式

・南棟・・・R C造 2階 延床面積 1,335.56 m<sup>2</sup>

・中棟・・・R C造 4階 延床面積 4,025.15 m<sup>2</sup>

・北棟・・・R C造 2階 延床面積 993.27 m<sup>2</sup>

・金工木工室棟・・・R C造 平屋 延床面積 309.46 m<sup>2</sup>

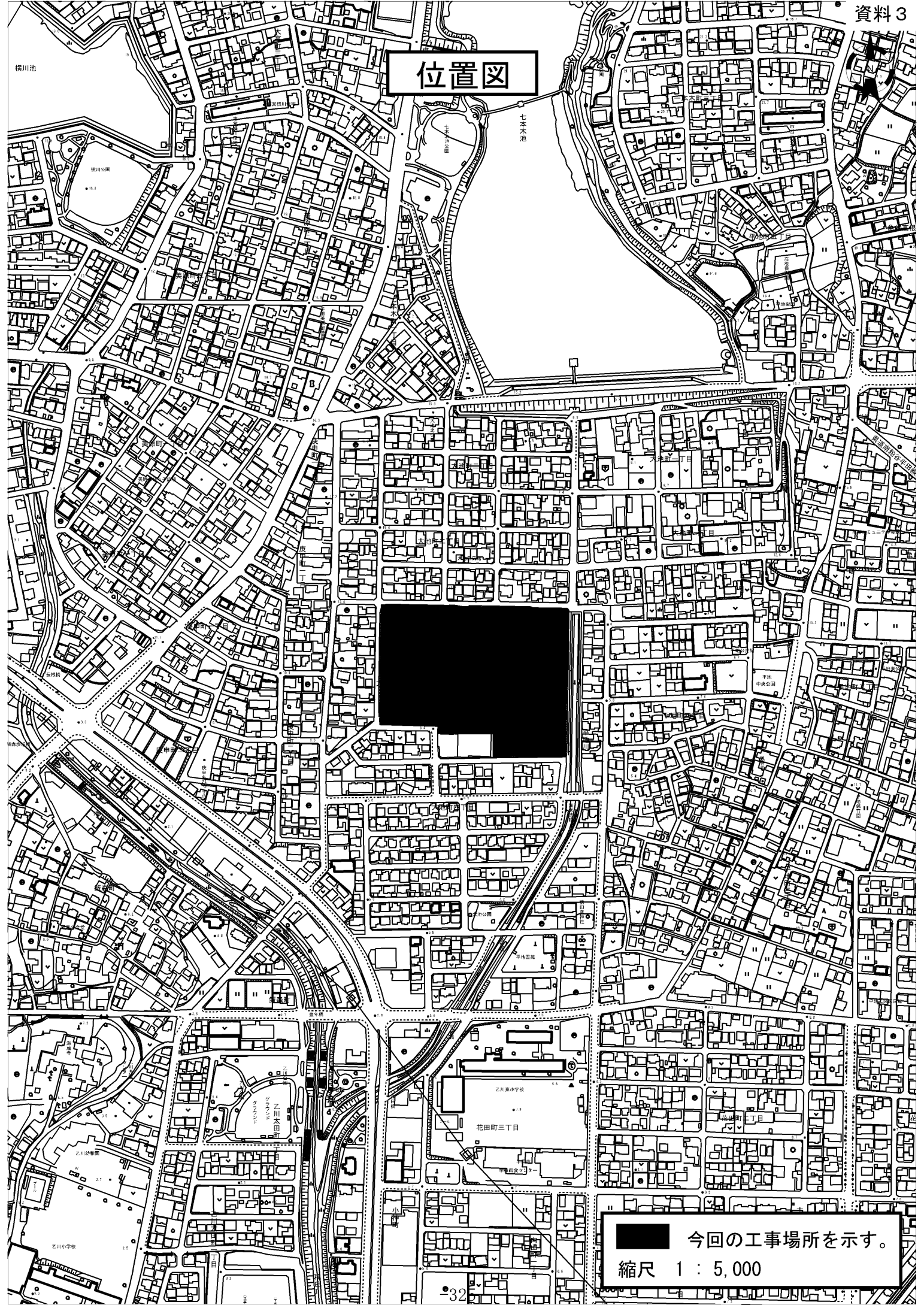
・武道場棟・・・R C造 2階 延床面積 571.46 m<sup>2</sup>

・その他付属施設

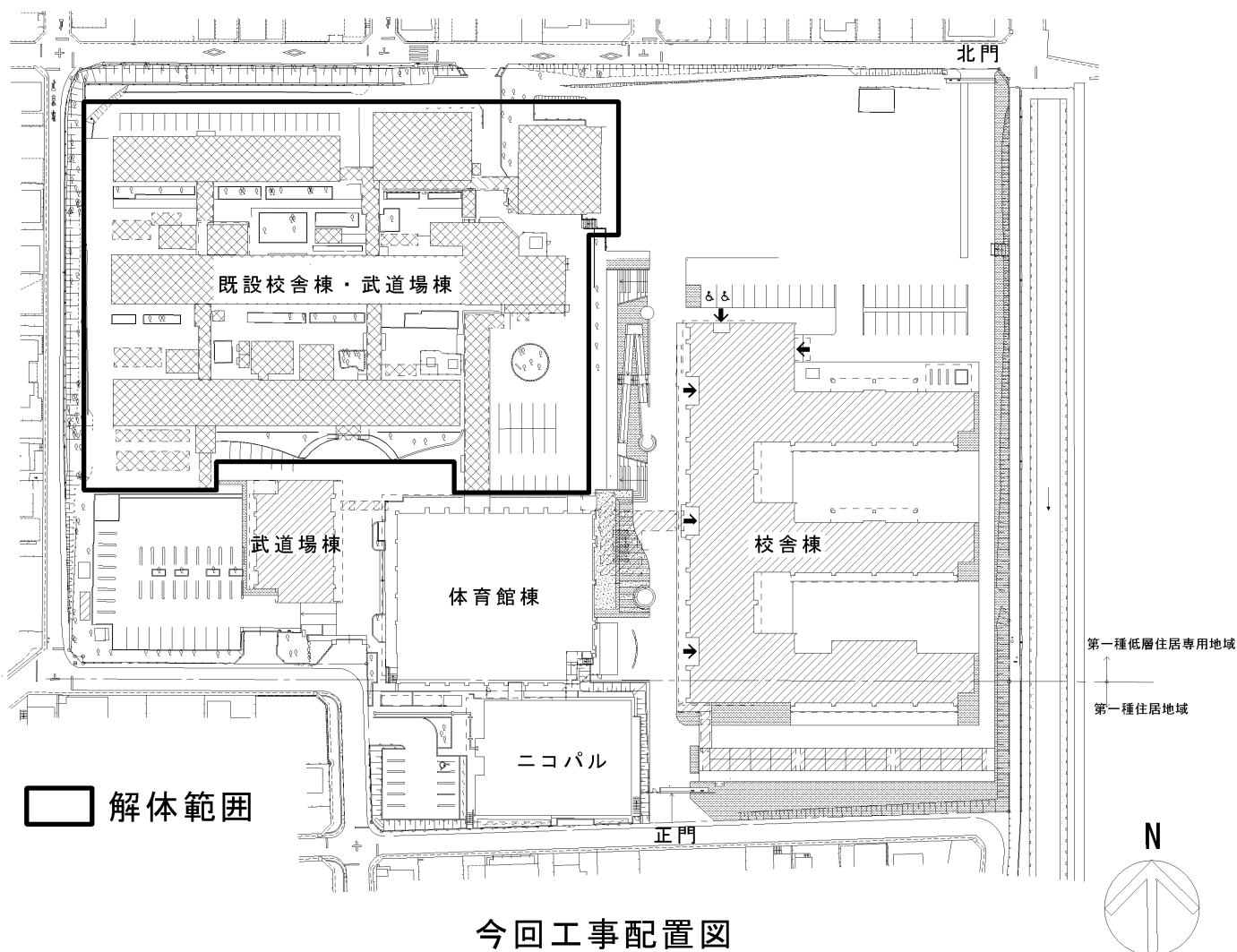
(渡り廊下、トイレ、更衣室、倉庫、自転車置き場等)

・支障樹木伐採

# 位置図



今回の工事場所を示す。  
 縮尺 1 : 5,000



## 工事概要

- ・ 校舎等解体工事 一式
  - ・ 南棟…RC造 2階 延床面積 1,335.56㎡
  - ・ 中棟…RC造 4階 延床面積 4,025.15㎡
  - ・ 北棟…RC造 2階 延床面積 993.27㎡
  - ・ 金工木工室棟…RC造 平屋 延床面積 309.46㎡
  - ・ 武道場棟…RC造 2階 延床面積 571.46㎡
  - ・ その他付属施設  
(渡り廊下、トイレ、更衣室、倉庫、自転車置き場等)
  - ・ 支障樹木伐採

## 乙川中学校改築校舎解体工事

議案第92号

半田乙川中部土地区画整理事業に伴う乙川浜田こ線橋新設工事に関する変更協定の締結  
について

次のとおり変更協定を締結するものとする。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 協定の名称 半田乙川中部土地区画整理事業に伴う乙川浜田こ線橋新設工事に関する変更協定
- 2 工事場所 半田市浜田町一丁目地内ほか
- 3 変更前工事負担金額 金538,492,000円  
(取引に係る消費税及び地方消費税の額含む。)
- 4 変更後工事負担金額 金487,085,000円  
(取引に係る消費税及び地方消費税の額含む。)
- 5 変更による工事負担金増減額 (減額) 金51,407,000円  
(取引に係る消費税及び地方消費税の額含む。)
- 6 協定の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
東海旅客鉄道株式会社  
建設工事部長 加藤 均





## 変更協定書 (案)

半田市 (以下「甲」という。) と東海旅客鉄道株式会社 (以下「乙」という。) とは、平成25年9月19日付け (平成28年9月12日付け、令和2年3月26日付けで一部変更) で締結した、「半田乙川中部土地区画整理事業に伴う武豊線亀崎・乙川間1.2km155m付近で交差する乙川浜田こ線橋新設工事 (以下「工事」という。) の施行その他に関する協定」第3条 (工事の費用) 及び第4条 (工事費の負担及び支払い等) 第1項を次のとおり変更するとともに、第1条 (工事の位置、設計及び行程) の行程表及び第5条 (工事費の計画予算) の計画予算書を各々別紙のとおり変更する。

(工事の費用)

第3条 乙の施行する工事に要する費用 (以下「工事費」という。) は、別紙工事費概算額調書のとおり総額概算497,085千円 (消費税等27,122千円を含む。) とする。

(工事費の負担及び支払い等)

第4条 工事費は、甲が487,085千円、乙が10,000千円をそれぞれ負担するものとする。

以上、変更協定の証として、本書2通を作成し、甲・乙おのおの記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県半田市東洋町二丁目1番地  
半田市  
市長

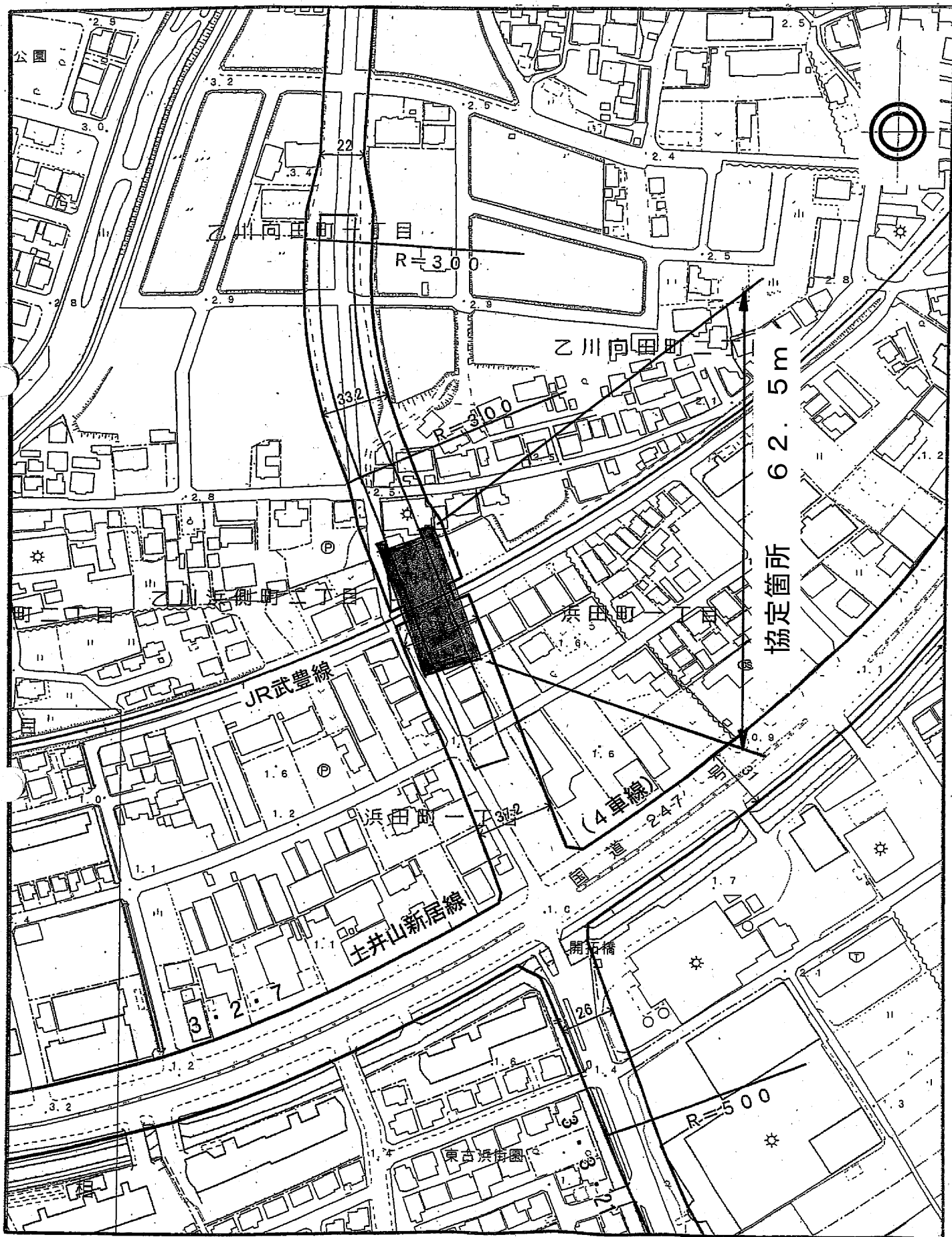
久世 孝宏

乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
東海旅客鉄道株式会社  
建設工事部長

加藤 均

# 位置図 1:2500

資料2



議案第93号

半田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

半田市固定資産評価審査委員会委員平野敬幸は、令和5年3月16日をもって任期満了となるので、その後任として次の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

住 所 半田市在住  
氏 名 平野敬幸  
年 齢 70歳代



固定資産評価審査委員会委員 候補者 履歴等

特記事項	年	月	履歴	現住所	氏名	年齢
				半田市在住	平野 敬幸	七十歳代
	昭和四十八	四	エヴェレット汽船株式会社入社		ひらののりゆき	
	昭和五十二	四	丸初合名会社入社			
	昭和五十二	十二	合名会社丸初製菓本舗代表社員就任 現在に至る			
	平成八	三	半田市固定資産評価審査委員会委員就任 現在に至る			



議案第94号

半田市監査委員の選任について

識見を有する者のうちから選任した監査委員西川承は、令和4年12月31日をもって任期満了となるので、その後任として次の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

住 所 半田市在住  
氏 名 西川承  
年 齢 60歳代





半田市監査委員 候補者 履歴等

特 記 事 項					平成二十 七	平成十	年	現住所
					一	十	月	半田市在住
					半田市監査委員に就任 現在に至る	西川公認会計士事務所開業 現在に至る	履 歴	氏名
								西 <sup>にし</sup> 川 <sup>かわ</sup> 承 <sup>しょう</sup>
								年齢
								六十歳代



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員神谷敏子は、令和5年3月31日をもって任期満了となるため、その後任として次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年12月6日提出

半田市長 久世孝宏

住 所	半田市在住
氏 名	神谷敏子
年 齢	70歳代



人権擁護委員候補者 履歴等

特記事項					令和四	平成二十八	平成十八	平成十七	平成七	年	現住所
					一	四	四	四	四	月	半田市在住
					神谷鉄工株式会社取締役退任・パート勤務 現在に至る	半田市行政不服審査会委員就任 現在に至る	半田市情報公開・個人情報保護審査会委員就任 現在に至る	人権擁護委員就任 現在に至る	神谷鉄工株式会社取締役就任	履歴	氏名
											かみや 神谷 としこ 敏子
											年齢
											七十歳代

